

令和5年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月
兵庫大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	30
基準 4. 教員・職員	42
基準 5. 経営・管理と財務	53
基準 6. 内部質保証	64
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A. 地域連携	71
V. 特記事項	80
VI. 法令等の遵守状況一覧	81
VII. エビデンス集一覧	88
エビデンス集（データ編）一覧	88
エビデンス集（資料編）一覧	89

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 兵庫大学短期大学部の建学の精神

兵庫大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、聖徳太子が定めた十七条憲法の第一条「(以和為貴) 和(わ)を以(もつ)て貴(たつ)しと為(な)す」に示された「和」を建学の精神としている。その起源は、大正10(1921)年に聖徳太子薨去1300年にあたり、聖徳太子の「和」を基盤とした教育を施すという目的のもと、創始者鶴崎規矩子(つるさききくこ)が太子日曜学校を開設したことに始まる(学園の創始)。そして、大正12(1923)年に須磨太子館を建設、須磨太子館附属高等裁縫部を創設し、河野巖想(こうのげんそう)が須磨太子館長に、その妻河野センヨが須磨太子館附属高等裁縫部の教師に就任したところから睦学園はスタートした(学園の創立)。その後、大正15(1926)年に須磨幼稚園(現兵庫大学附属須磨幼稚園)、昭和12(1937)年に須磨睦高等実践女学校(現兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校)、昭和22(1947)年に須磨ノ浦中学校(現神戸国際中学校)、昭和30(1955)年に睦学園女子短期大学(現兵庫大学短期大学部)、昭和42(1967)年に兵庫女子短期大学附属加古川幼稚園(現兵庫大学附属加古川幼稚園)、平成6(1994)年に神戸国際高等学校、平成7(1995)年に兵庫大学を設置した。昭和30(1955)年に開学した本学は、「和」を大切にしたい本学園の創設者3人(鶴崎規矩子・河野巖想・河野センヨ)の考えに依拠しつつ、68年間にわたり多くの人材を輩出し今日に至っている。

本学園の名称である「睦」は、十七条憲法第一条の「上(かみ)和(やわら)ぎ下(しも)睦(むつ)びて」の一語をもとに、河野巖想、河野センヨによって名づけられた。なお、聖徳太子を和国の教主として敬い教えをひらいた親鸞聖人、そして創設者3人も浄土真宗にゆかりがあることから、本学園は浄土真宗本願寺派の宗門関係学校として龍谷総合学園に加盟している。

また、学園創立80周年(平成15(2003)年)にあたり、当時の理事長であった河野申之は、建学の精神である「和」を学園の教職員、学生、生徒、幼児に分かりやすく示すため、「感謝」「寛容」「互譲」を学園訓として定めた。この学園訓は、「和」を実現するための行動規範として、現在も学園関係者に大切にされている。

2. 兵庫大学短期大学部の使命・目的

本学の使命・目的は、「兵庫大学短期大学部学則」に明文化している。学則第1条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である『和』を育む仏教主義に基づく短期大学として、専門の知識、技能を教授研究するとともに、幅広い教養を養い、豊かな人間性を涵養し、以て社会に貢献できる見識と能力を備えた職業人として有能な人材を養成することを目的とする。」としている。すなわち、「和」を根本とした仏教主義に基づく「豊かな人間性の涵養」と「有能な人材の養成」を行うことが本学の使命・目的である。

3. 兵庫大学短期大学部の個性・特色

本学の個性・特色として、以下の3点が挙げられる。

(1) 仏教主義に基づく教育

本学は、上記のとおり、聖徳太子が定めた十七条憲法の第一条「和を以て貴しと為す」

に示された「和」を建学の精神としている。建学の精神に示された「和」や仏教主義に基づいた豊かな人間性を育むことを目指して、共通教育科目に「宗教と人生」を配置し、専門教育と建学の精神のつながりについて理解を深めることとしている。

「和」を根本とした仏教主義に基づき、「共生力：自己を見つめ、他者を理解し、感謝の心を持って共に生きる力」「思考力：幅広い教養を持ち、物事を深く洞察できる力」「実践力：専攻分野の専門的な知識・技能を身につけ、生涯にわたって更新できる力」をディプロマ・ポリシーとして定め、これらの力を育む機会を学内外に多く設定している。また、毎週水曜日に「定例礼拝」を実施し、音楽礼拝の後、教職員や学生による看話の時間を設けている。

(2) 地域に根ざした教育

本学は、昭和 29 (1954) 年に設置した睦学園幼稚園教員養成所を前身として、昭和 30 (1955) 年、兵庫県神戸市須磨区に睦学園女子短期大学 (保育科第二部) として開学した。昭和 32 (1957) 年には保育科第一部を増設し、保育科第二部を廃止した。女子教育の充実を目指し、美術デザイン科・食物栄養学科・家政学科を設置するにあたり、手狭であった須磨の地から、昭和 41 (1966) 年に加古川へと移転した。それと同時に名称を兵庫女子短期大学に改称した。また、昭和 46 (1971) 年には保育科第三部を増設した。その後、本学は加古川市唯一の高等教育機関である短期大学として地域社会での地歩を固めた。本学が所在する加古川市、隣接する高砂市、播磨町、稲美町による大学誘致の動きから、平成 7 (1995) 年に四年制大学である兵庫大学が開学した背景にはこうした経緯がある。

当時の「兵庫大学設置支援趣意書」には、「地域の文化・生涯学習に貢献できうる男女共学、四年制の大学を設置することで、地域内での就学機会の創出や、地域文化の拠点としての機能を備えることのできる大学」との記載があり、地域から多くの期待が寄せられたことが分かる。これに相応じて、同一法人の兵庫大学と共に、社会的、地域的要請を受けた学科の設置、また生涯学習機関としてのエクステンション・カレッジの開設や子育て支援の展開等を行っており、地域に根ざした短期大学として発展を続けている。

(3) 一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育

本学は保育科第一部、保育科第三部、学生数 345 人の小規模な短期大学である。小規模であることによる「制限」は存在するが、逆に小規模であることをメリットとして、個々の学生の状況に合わせたきめ細かな教育を展開している。個々の学生の持つ力を最大化させる教育を重視し、入学から卒業までを支援するクラス担任制度を設け、年間を通じて必要な支援・指導を行うため、全学的に学生支援ベータシステム「HUsystem」を導入している。また、各期の学修成果や外部アセスメントテスト (PROG) の結果、さらには課外活動等の記録を示した「兵大『学びのカルテ』」を作成するなど、学生ごとの成長に合わせた助言や指導を行っている。

こうした学生一人ひとりに寄り添う丁寧な教育により、個人のニーズに応え、それぞれの成長を後押ししている。変わりゆく社会の流れを敏感に捉え、これからの時代を生き抜くことができる豊かな人間性と高度な専門知識を備えた専門職業人の育成に努めており、卒業生は、幼稚園教諭や保育士などとして様々な分野において専門職業人として活躍して

いる。

4. 兵庫大学短期大学部のタグライン

本学の個性・特色を、主に学外に向けて分かりやすい言葉で発信するため、「ありがとうのプロフェッショナルへ。」をタグラインとして掲げている。これは、大学運営会議構成員及び課長連絡会議構成員によるワークショップを行い、そこで抽出された言葉について全教職員によるアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、平成 29 (2017) 年 5 月に制定されたものである。

本学の個性・特色を社会に発信する言葉であり、さらには全教職員が本学の個性・特色を再確認する言葉として、現在は、公式ホームページ、学生便覧「Campus Guide」に掲載するほか、オープンキャンパス等の行事においてもボディコピーとともに広めるなど、積極的な展開を行っている。

タグライン、ボディコピーは以下のとおりである。

ありがとうのプロフェッショナルへ。

「ありがとう」に

あふれる人生を送ってほしい、

それが私たちの願いです。

あらゆることに感謝の念を抱きながら、

仕事をさせていただくこと。

他者にこころを寄せ、

おたがいに認め合い大切にしようこと。

そして、他者とおたがいに譲りあい、助けあうこと。

すると、やがてあなた自身が

「ありがとう」という感謝の言葉を

いただくことができる専門家となります。

それこそが、私たちが目標とする

“ありがとうのプロフェッショナル”なのです。

私たちはあなたの一生を支える力を育みます。

生きる力に変わる学びを、あなたに。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	事 項
大正 10 (1921) 年	聖徳太子薨去 1300 年を記念して、「太子日曜学校」をはじめ (学園の創始)
12 (1923) 年	6 月 10 日、須磨太子館が完成。附属高等裁縫部を創設 (学園の創立)
15 (1926) 年	須磨幼稚園を設置
昭和 12 (1937) 年	財団法人須磨太子館を設置 須磨陸高等実践女学校 (現、兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校) を設置
19 (1944) 年	須磨陸高等実践女学校を須磨陸女子商業学校に改称
21 (1946) 年	須磨ノ浦高等女学校を設置
22 (1947) 年	学制改革に伴い須磨ノ浦中学校を併設
26 (1951) 年	法人名を学校法人睦学園に改称
29 (1954) 年	睦学園幼稚園教員養成所を設置
30 (1955) 年	睦学園女子短期大学 (保育科第二部) を設置
32 (1957) 年	短期大学に保育科第一部を増設、保育科第二部を廃止
41 (1966) 年	短期大学に美術デザイン学科・食物栄養学科・家政学科第一部を増設 神戸市須磨区から加古川市に移転 短期大学名を兵庫女子短期大学に改称
42 (1967) 年	兵庫女子短期大学附属加古川幼稚園を設置
43 (1968) 年	短期大学に昼間二交替制の家政学科第三部を増設
45 (1970) 年	短期大学に初等教育学科を増設
46 (1971) 年	短期大学に保育科第三部を増設
48 (1973) 年	須磨ノ浦中学校を休校
平成 3 (1991) 年	短期大学の家政学科第一部・同第三部を生活科学科第一部・同第三部に改称 須磨ノ浦中学校を再開、校名を神戸国際中学校に改称
4 (1992) 年	短期大学に専攻科 (1 年課程) 美術デザイン専攻・食物栄養専攻・生活科学専攻を設置 短期大学の専攻科食物栄養専攻学位授与機構認定 高倉台キャンパス完成、神戸国際中学校を移転
5 (1993) 年	短期大学の専攻科美術デザイン専攻学位授与機構認定
6 (1994) 年	神戸国際高等学校を設置
7 (1995) 年	兵庫大学 (経済情報学部経済情報学科) を設置
8 (1996) 年	短期大学の初等教育学科を廃止
10 (1998) 年	短期大学を兵庫大学短期大学部に改称 短期大学附属加古川幼稚園を兵庫大学附属加古川幼稚園に改称
11 (1999) 年	兵庫大学大学院経済情報研究科 (経済情報専攻) を設置
13 (2001) 年	兵庫大学健康科学部 (栄養マネジメント学科・健康システム学科) を増設 健康科学部栄養マネジメント学科管理栄養士養成施設指定認可
14 (2002) 年	短期大学部に美術デザイン学科第三部を増設 短期大学部の食物栄養学科、生活科学科第一部、生活科学科第三部を廃止 専攻科 (1 年課程) 美術デザイン専攻、食物栄養専攻、生活科学専攻を廃止 専攻科美術デザイン専攻 (2 年課程) を増設 専攻科美術デザイン専攻 (2 年課程) 大学評価・学位授与機構認定
15 (2003) 年	短期大学部に専攻科保育専攻 (2 年課程) を増設 短期大学部の専攻科保育専攻 (2 年課程) 大学評価・学位授与機構認定
16 (2004) 年	須磨幼稚園を兵庫大学附属須磨幼稚園に改称
18 (2006) 年	兵庫大学健康科学部に看護学科を増設 健康科学部看護学科保健師学校、看護師学校指定認可
20 (2008) 年	兵庫大学生涯福祉学部 (社会福祉学科) を増設

兵庫大学短期大学部

年	事 項
21 (2009) 年	短期大学部の専攻科美術デザイン専攻 (2年課程) 廃止
22 (2010) 年	短期大学部の美術デザイン学科第三部廃止
23 (2011) 年	短期大学部の美術デザイン学科第一部廃止
25 (2013) 年	兵庫大学生涯福祉学部にこども福祉学科を増設
26 (2014) 年	短期大学部の専攻科保育専攻 (2年課程) 廃止 須磨ノ浦女子高等学校を兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校に改称
27 (2015) 年	兵庫大学創立 20 周年 兵庫大学短期大学部創立 60 周年
28 (2016) 年	大学に現代ビジネス学部現代ビジネス学科増設
29 (2017) 年	大学に看護学部看護学科を増設
令和 2 (2020) 年	兵庫大学大学院現代ビジネス研究科 (修士課程) 増設 兵庫大学大学院看護学研究科 (博士前期課程・博士後期課程) 増設
4 (2022) 年	大学の経済情報学部経済情報学科を廃止
5 (2023) 年	大学の健康科学部看護学科を廃止 大学に教育学部教育学科を増設 学校法人睦学園創立 100 周年

※ は、短期大学部の沿革を示す。

2. 本学の現況

- ・短期大学名 兵庫大学短期大学部
- ・所在地 兵庫県加古川市平岡町新在家 2301 番地
- ・学部の構成 保育科第一部
保育科第三部
- ・学生数、教員数、職員数 (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在)

【学生数】

(単位：人)

学科	入学 定員	収容 定員	現 員			
			1 年	2 年	3 年	計
保育科第一部	80	180	52	53	/	105
保育科第三部	80	240	110	66	64	240
合 計	160	420	162	119	64	345

【教員数】

(単位：人)

学科	現 員					助手	兼任 教員
	教授	准教授	講師	助教	計		
保育科第一部	4	3	1	0	8	0	24
保育科第三部	2	3	4	0	9	0	12
合 計	6	6	5	0	17	0	36

【教員数】

(単位：人)

	計
専任事務職員	58

※専任職員は、併設の大学の事務を兼務している

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「兵庫大学短期大学部学則」第 1 条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である『和』を育む仏教主義に基づく短期大学として、専門の知識、技能を教授するとともに、幅広い教養を養い、豊かな人間性を涵養し、以て社会に貢献できる見識と能力を備えた職業人として有能な人材を養成することを目的とする。」と使命・目的を明文化しており、学則 2 章の 2 において、学科の教育研究上の目的を「保育科第一部、保育科第三部は、保育、福祉の意義を深く理解させ、子どもの『生命、生存、発達への権利』を尊重する精神を養い、幅広い教養や十分な専門的知識、技能を修得させることにより、豊かな人間性を基盤とする資質の高い保育者の養成をめざす。」と明示している。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、上記のとおり、学則において簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色である、①仏教主義に基づく教育、②地域に根ざした教育、③一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育について、その趣旨は、学則で規定する使命・目的、教育目的に反映され、以下のとおり明示されている。

①仏教主義に基づく教育は、学則第 1 条に建学の精神である「和」を育む仏教主義の大学と明示している。②地域に根ざした教育についても、学則第 1 条にある「有能な人材を養成」と示し、さらにその具体化については、本学の学科の専門分野にあわせて、学則第 2 章の 2 の教育研究上の目的に明示している。③一人ひとりの夢を叶える丁寧な教育についても、学則第 1 条に「豊かな人間性の涵養」という形で明示している。

以上のことから、学則上において、仏教主義に基づく大学として、豊かな人間性を涵養すること、有能な人材を養成することを使命・目的として定め、教育研究上の目的において、それぞれの専門分野において必要となる人格形成教育を明示しており、本学の個性・特色を反映している。【資料 1-1-2】

1-1-④ 変化への対応

本学の起源は、昭和 29 (1954) 年に兵庫県神戸市須磨区に睦学園幼稚園教員養成所の設置に遡る。戦後復興の最中、全国的に教育への関心が高まり、幼稚園が多く設立されていたが、当時の現場には、保育者や教諭は高女卒業の無資格の者が助手的立場で保育業務に従事しているという課題があった。保育者として高い教養と専門的能力を持った人材養成が急がれる中、働きながらも学びたいという勤労学生のための教育の場として、昭和 30 (1955) 年に睦学園女子短期大学 (保育科第二部) を設置した。その後、地域からの強い要望を受け、昭和 32 (1957) 年には、保育科第一部を増設した (その後、保育科第二部を廃止)。当初、本学は保育科のみの単科の短期大学であったが、昭和 41 (1966) 年には、兵庫県神戸市須磨区から加古川市に移転し、デザイン科 (のちに、美術デザイン学科第一部)、食物栄養科 (のちに、食物栄養学科)、家政科 (のちに、生活科学科第一部) を増設し、名称も兵庫女子短期大学に改称した。昭和 45 (1970) 年には、初等教育学科を増設、昭和 46 (1971) 年には、勤労学生を対象とした昼間二交替制の保育科第三部を設置した。

その後、四年制大学への進学率の上昇と地域の要望を受け、平成 7 (1995) 年に同学園内に兵庫大学が併設され、短期大学にあった学科の多くは四年制大学へと受け継がれた。現在、短期大学は保育科第一部と保育科第三部のみを有し、開設以来約 70 年にわたり、建学の精神である「和」に基づき、幼児教育を担う人材を養成、社会へ輩出している。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も本学の個性・特色を大切にしながら、社会情勢に適切に対応し本学が進むべき方向性を定めていく必要がある。社会の変化や社会が大学に期待することを常に注視し、学長の指示のもと学長室で調査研究を行い、その結果を踏まえ、大学運営会議で審議し、本学が進むべき方向性を確認する。具体的には、少子高齢化に伴う人口減少、急速なグローバル化の進展、地方創生による持続可能な社会の実現、AI・データサイエンス、DX 化など、これらに伴って大学に求められる期待の変化を敏感に察知し、使命・目的及び教育目的の確認、見直しを行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は、本学学則に明記されており、学則の制定・改廃にあたって

は、学長は教授会の意見を聴き、その意見を踏まえて、大学運営会議の議を経て理事会に諮り承認を得ることとなっている。

教授会は、短期大学部長が議長となり、専任の教授をもって組織するが、必要に応じ、准教授、講師及び助教を加えることができる。使命・目的及び教育目的の改廃については、その教授会において意見を聴くことになっており、教員の理解と支持を得ているということができる。【資料 1-2-1】

また、大学運営会議においては、学長が議長となり、副学長、学長補佐、大学の各学部長、短期大学部長、事務局長、各部・室長、各附置機関の長を構成員としている。使命・目的及び教育目的の改廃については、その大学運営会議の議を経ることになっており、教職員の理解と支持を得ているということができる。【資料 1-2-2】

理事会は、学長の具申に基づき審議し、最終決定を行う。役員等に対しては、理事会と評議員会において、本学の使命、教育目的の取組み方針等について報告し、十分な理解と承認を得ている。このようなことから、学則で規定される使命・目的及び教育目的については、一連のプロセスを通じて審議、決定しており、役員・教職員の理解と支持を十分に得ているということができる。【資料 1-2-3】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、様々な方法を通じて学内外へ周知されている。

新入生に向けては、入学式などの学長式辞の中で説明し、周知を図っている。また、新入生オリエンテーションの際に、学生便覧「Campus Guide」を活用し、本学の使命・目的及び教育目的について説明を行っている。【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

さらに教育課程内の共通教育科目の必修科目として、「宗教と人生」を開設し、建学の精神と専門教育とのつながりについて理解を深められるよう配慮がなされている。また、卒業年次開講の「保育・教職実践演習（幼稚園）」においても、本学の使命・目的及び教育目的等に関する講話を聴き、建学の精神や学園訓について再考する機会を設けている。

【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】

学外に対しては、「教育方針」などの配布物のほか、公式ホームページの「教育の基本方針」に三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を、「学則」のページに学則を掲載し明示している。【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】

このほか、「豊かな人間性の涵養」に資する活動として、毎週水曜日に「定例礼拝」を実施しており、教職員や学生が話者となり、自身の宗教観や人生観などを発表する「看話」の時間を設けている。「定例礼拝」は学内関係者だけでなく、近隣住民等も参加しており、本学では、建学の精神である「和」を具現化する事業の一つとしても位置付け、その内容を看話集「思惟（しゆい）」として学内外に配布している。【資料 1-2-11】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、本学では中長期的な計画の策定を行っている。

「第 1 次中期計画（Vision 2014）」（平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）、「第

2 次中期計画（Vision 2019）」（平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）に続き、「Vision 2024（第 3 次中期計画）」（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）を策定し推進してきた。その後、本学園の目指すべき方向性を示した「睦学園グランドデザイン 2030」が、令和 4（2022）年に策定されたことに伴い、本学の中期計画についても整理を行い、現在は、「Vision 2024（第 3 次中期計画）」を発展的に解消し、新たに「Vision 2030（第 4 次中期計画）」（令和 5（2023）年度～令和 12（2030）年度）を策定し推進しているところである。【資料 1-2-12】

今年度より開始した「Vision 2030（第 4 次中期計画）」では、本学の使命・目的である「豊かな人間性の涵養」と「有能な人材の養成」に基づき、令和 12（2030）年に目指す大学の姿を検討し、「地域になくてはならない大学」と定めた。この「Vision 2030（第 4 次中期計画）」を達成するために、各年度で実現すべき具体的な計画を「事業計画」として定め実施している。【資料 1-2-13】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーは、平成 23（2011）年に初めて策定された。学校教育法施行規則の一部が改正（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）されたのを機に、平成 28（2016）年度に見直しを行った。三つのポリシーの策定単位は、「短期大学」「学科」を単位とし、本学の使命・目的である「豊かな人間性の涵養」と「有能な人材の養成」を踏まえ、全学的なポリシーが策定されている。【資料 1-2-14】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、以下のように学科及び附属施設等の教育研究組織を整備している。【資料 1-2-15】【資料 1-2-16】

1) 学科

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、1-1-④変化への対応に記載のとおり、社会や時代の要請に応じて教育研究組織を整備してきた。現在は、幼稚園教諭及び保育士養成課程を有する保育者養成機関として、保育科第一部及び保育科第三部を設置している。各学科には、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図り、組織的な教育を行うことができるように教員を配置しており、短期大学設置基準を満たす適正な教員数を確保している。

2) 附属施設等

附属図書館、学修基盤センター、先進教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジ、地域医療福祉研修センターを設置している。各附属施設及び附置機関の目的の概要は、次のとおりである。

附属図書館は、学生の学修や高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有している。

学修基盤センターは、学生の主体的な学びや自己成長を促進するとともに、教員の教育研究活動を支援するための環境について充実を図ることを目的とし、附属図書館の運営、

情報処理環境の構築や管理、学修支援環境の整備等を行っている。

先進教育研究センターは、成長リレー教育（乳幼児・初等教育から高等教育、生涯教育までの流れの中で、一人ひとりに合わせた学びを展開する先進的な教育手法）を推進することを目的に、様々な教育の調査・研究を実施している。

附属総合科学研究所は、学術及び地域社会の発展に寄与することを目的として、共同研究・受託研究・調査を行っている。研究所の下に実践食育研究センターを設置している。

エクステンション・カレッジは、地域社会の幅広い学習ニーズに応えるための各種事業を行い、大学を地域の生涯学習拠点とし、地域社会の発展に貢献することを目的としている。同カレッジにはボランティアセンターを設置している。

地域医療福祉研修センターは、地域の医療と福祉を支えるため、地域の医療及び医療機関の従事者等に対して臨床技能等の習得・向上を図るとともに、地域の介護福祉施設の従事者や介護を教える教員等に向けた専門研修を行っている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

役員、教職員の理解と支持については、引き続き、一層の理解と支持が得られるよう今後とも努力していく。役員には理事会を通じ、また教職員には、学科会議、教授会、大学運営会議を通じて、使命・目的及び教育目的について周知を図る。学内への周知については、従来の方法に加えて、通常教育課程や学生生活の中において周知できるように、教育改革推進会議でその手法について議論を行っていく。学外への周知については、公式ホームページや「教育方針」の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて大学の情報を広く公開し、適切かつ正確な情報提供に努めていく。

中長期的な計画及び三つのポリシーへの反映については、社会からの要請等を注視しながら、必要に応じて見直していくとともに、計画の進捗状況の確認を行う。教育研究組織の構成との整合性については、学長の指示のもと学長並びに教育改革推進会議で調査研究と議論を行い、その結果を踏まえて、大学運営会議で審議し、常に本学の教育が社会の要請に適合するように組織編制を整えていく。

【基準1の自己評価】

本学は開学以来、建学の精神である「和」を根本とした仏教主義に基づき、「豊かな人間性の涵養」と「有能な人材の養成」を使命・目的及び教育目的として策定し、社会的要請を踏まえながら、学科の設置、三つのポリシーの策定、中長期計画及び事業計画の策定、推進等を行っている。本学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解を得ており、「教育方針」や公式ホームページ等を通じ、学内外への公表、周知も図っている。また、このことを推進するため、「Vision 2030（第4次中期計画）」及び事業計画を策定し、理事会及び大学運営会議において点検を行い、課題を抽出、改善方策を検討しながら、実現に向けた活動を行っている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを明確に策定している。

アドミッション・ポリシーは、公式ホームページで公表するとともに、毎年新入生と教職員に配付する学生便覧「Campus Guide」に掲載し、周知している。学外向けには、「入試解説ブック」に明示するとともに、オープンキャンパス、進学説明会、教職員による高校訪問等の機会を利用し、求める学生像について広く周知している。特に受験生に向けては、短期大学及び学科の三つのポリシーをまとめた冊子「教育方針」を作成し、オープンキャンパスで配付をしているほか、「受験生応援サイト」でも周知を図っている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに基づき、表 2-1-1 のとおり多様な入学者の受入れ方法を採用している。また、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れについて、志願者への理解促進を図るため、令和 3（2021）年度より、入学者選抜全体を「ありがとうのプロフェッショナル選抜」と称して実施をしている。

表 2-1-1 令和 5（2023）年度の入試制度

選抜区分	入試区分	対象/ 選考方法	内容
総合型選抜	マッチング入試	対象	高等学校等の在学期間中における、学業、スポーツ、文化、芸術、ボランティア活動等、様々な分野での活動実績がある者
		選考方法	「面接型」：面接、自己 PR シート、調査書 「基礎学力型」：基礎学力検査、自己 PR シート、調査書 「プレゼンテーション型」：プレゼンテーション、自己 PR シート、調査書
	スカウティング入試	対象	本学のアドミッションオフィサーと事前に面談し、面談確認書を渡された者
		選考方法	面接、自己 PR シート、調査書
	探究学習活用入試	対象	高等学校等の学習課程において、課題探究学習の経験がある者。また、その経験や成果を活かし、大学入学後も地域課題等に取り組む意欲がある者
		選考方法	プレゼンテーション、自己 PR シート、調査書

兵庫大学短期大学部

選抜区分	入試区分	対象/選考方法	内容
総合型選抜	スポーツ・吹奏楽入試	対象	高等学校等において吹奏楽部に所属し、入学後も学業とクラブ活動を両立させる強い意志のある者
		選考方法	面接、自己 PR シート、調査書
	公募制入試	選考方法	基礎学力型：基礎学力検査、活動報告書、調査書 面接型：面接、活動報告書、調査書
学校推薦型選抜	指定校推薦入試	対象	本学が指定する高校の生徒
		選考方法	面接、自己 PR シート、調査書
	附属高校入試	対象	系列校である兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校の生徒
		選考方法	面接、自己 PR シート、調査書
一般選抜	一般入試	選考方法	「3科目型」「2科目型」：学力検査（3科目あるいは2科目を選択） 「3科目プラス活動評価型」「2科目プラス活動評価型」：学力検査（3科目あるいは2科目を選択）、活動報告書 「3科目プラス記述式総合問題型」「2科目プラス記述式総合問題型」：学力検査、記述式総合問題 「1科目型」：学力検査 「1科目プラス面接型」：学力検査、面接、自己 PR シート、調査書
社会人選抜	社会人入試	対象	入学時において3年以上の社会経験が見込まれる満21歳以上の者
		選考方法	面接、小論文、自己 PR シート

なお、上記の選抜の基礎学力検査と学力検査のうち、英語の試験を課すすべての選抜では、保有する民間の英語資格・検定試験の等級・スコアに応じて、英語の得点を100点、80点、60点の3段階の換算得点として利用している。【資料 2-1-4】

入学者選抜を担当する事務組織としては、入学部入学課があり、オープンキャンパス、入学者選抜に関する管理や運営を行っている。入学者の選考方法等については、学生募集・入試制度検討委員会及び学科会議にて検討し、大学運営会議で審議した上で、学長が決定している。さらに、それぞれの選抜の合否判定については、入試委員会で審議、決定し、教授会に報告している。これは、教授会規則第7条により合否判定を入試委員会の審議に委任し、委員会の議決を教授会の議決とするものである。【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】

入試問題については、短期大学及び併設の大学教員から選任された作問委員により作成されている。委員は、国語、英語、数学、生物、化学、面接、小論文、記述式総合問題の各科目に分かれて作問を行うが、その科目ごとに主任、副主任を配置している。

選抜方法については、アドミッション・ポリシーに基づき、入試区分の特徴に応じて「学力の3要素」（「基礎的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性・

多様性・協働性)を多面的・総合的に判断する仕組みを構築している。まず、面接試験においては、学科のアドミッション・ポリシーに基づいた質問をするとともに、1~2分程度の自己PRプレゼンテーションを課して、意欲・主体性・協働性を評価している。一方、面接試験を行わない入試区分については、基礎学力検査や学力検査に加えて調査書を合否判定の参考資料として活用し、アドミッション・ポリシーに対する適合を判断している。加えて、高等学校の調査書、入試区分によっては活動報告書を点数化し、それらの総合評価も加味して合否判定を行っている。

入学者受入れの検証については、入試委員会及び学生募集・入試制度検討委員会での議論、高校訪問での聞き取りに加え、3社の外部業者(進研アド、マイナビ、リクルート)による分析データや客観的な視点での意見を踏まえて改善点や課題を確認している。また、「入学時調査」を実施し、入学理由や受験意志決定要因等を確認・検証している。【資料2-1-9】【資料2-1-10】【資料2-1-11】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去5年間の入学定員、入学者数、入学定員充足率は表2-1-2のとおりである。直近4カ年の入学定員充足率では、令和元(2019)年度91.7%、令和2(2020)年度93.9%、令和3(2021)年度75.6%、令和4(2022)年度71.7%と、入学定員未充足が4年続いていたが、令和5(2023)年度は101.3%と入学定員充足となった。

令和5(2023)年度入学者選抜より、教育学部の設置に伴い、保育科第一部の入学定員を100人から80人に見直したことが、結果として保育科第三部への志望者の増加、保育科第三部及び短期大学全体の定員充足へとつながった。「スカウティング入試」とは、オープンキャンパスや進学説明会においてアドミッションオフィサーによる面談を受け、スカウティング入試の受験資格を付与された者(スカウトされた者)が受験できる、専願制の入学試験である。入学試験日の面接に加えて、自己PRシート及び調査書の合計点で、合否を判定するが、コロナ禍の影響で短期大学との接触機会が減少していた受験生にとって、アドミッションオフィサーによるスカウトが受験への不安を軽減させ、このことが出願の促進に結びついたと推測する。

また、ここ数年は新型コロナウイルスの感染拡大により、本学の最も重要な募集手段である、高校生との直接的な接触機会が減少していた。しかし、令和5(2023)年度入学者選抜に向けては、オープンキャンパスや「進路探究塾」、進学説明会等、高校生が実際にキャンパスを訪れたり、教員や在学生と触れ合えたりする機会が拡充し、本学独自の魅力を感じてもらうことができたことも入学者定員充足の要因ともいうことができる。なお、コロナ禍にあっても本学は、ウェブサイト上でのオープンキャンパスの開催、入試や学科を紹介する各種動画の制作やYouTube等での公開などウェブサイト上での広報の充実を図ったり、「あなただけのオープンキャンパス」及び「進路探究塾(オンライン・対面)」やオンライン個別相談の実施、さらにはSNSを活用した情報発信等の新規施策を取り入れたりしてきた。こうした取組みも、志願者増加という成果を導いたと捉えている。【資料2-1-12】【資料2-1-13】

表 2-1-2 過去 5 年間の入学者の状況

学科		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育科第一部	入学定員	100	100	100	100	80
	入学者数	79	80	66	55	52
	入学定員充足率	79.0%	80.0%	66.0%	55.0%	65.0%
保育科第三部	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	86	89	70	74	110
	入学定員充足率	107.5%	111.3%	87.5%	92.5%	137.5%
短期大学部 全体	入学定員	180	180	180	180	160
	入学者数	165	169	136	129	162
	入学定員充足率	91.7%	93.9%	75.6%	71.7%	101.3%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度入学者選抜において、保育科第三部の入学者定員は充足したが、保育科第一部は志願者及び入学者増には依然至っていない。18 歳人口の減少に加えて、高校生の四年制大学志向の強まり、また在学期間と学費にゆとりのある保育科第三部を志望する受験生が増加する中、保育科第一部の入学定員確保は厳しい状況にある。

今後の募集活動方針として、以下の①徹底的な個別対応（オープンキャンパス等の接触重視）、②年内入試でのさらなる入学者獲得（スカウティング入試の継続）、③共感を生む等身大の SNS 施策（インスタグラム等の情報発信強化）の 3 点を策定している。その他、併設する大学では、外国人留学生の募集強化（国内・海外双方の募集推進）も行っている。

まず、オープンキャンパス、「進路探究塾」、出張授業、高校単位でのキャンパス見学、外部会場での進学説明会等において、高校生との個別の接触機会を充実させ、本学の志願者増加につなげる。また、令和 5（2023）年度入学者選抜において成果を得た「スカウティング入試」を充実させるとともに、インスタグラム等の SNS による情報発信を強化し、より効果的な学生募集を行う。その他、入学前教育の強化や、併設する大学に新設された教育学部への編入支援等を行い、保育科第一部の魅力を伝えることで、適切な入学者確保に努めることとしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

クラス担任と学修支援を担う窓口の教学部教務課の職員が協働し、個別指導や履修相談等を行い、必要に応じて教職センター、健康管理センター、障がい学生支援オフィス、学

習支援オフィス等と連携を図りながら学修支援を行っている。

学修支援の特長は、以下のとおりである。

1) 入学前教育「フォローアッププログラム」の実施

学科と、入学課及び教務課の連携の下、入学予定者を対象とした入学前教育「フォローアッププログラム」を実施している。「フォローアッププログラム」は、事前課題（作文課題、eラーニング教材「サンキュー●サプリ+」、ピアノ課題）、オンラインによる説明会とスクーリングで構成され、これらは短期大学への学修のスムーズな移行及び学習意欲の向上、動機付けに役立っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

2) クラス担任制度

クラス担任制度を設け、細やかな学修指導を行っている。クラス担任は、原則として、入学時から卒業時まで同じクラスを担当し、「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」の授業も運営している。この3つのゼミ授業は、在学期間2年あるいは3年間を通して開講され、日常的に担任がクラスの学生の学修状況や生活状況等を把握することを可能としたゼミは、学修支援としての一翼を担っている。【資料 2-2-3】

3) フレッシュマンセミナー

新入生の大学生活への円滑な導入を図るため、入学式直後の期間に「フレッシュマンセミナー」を実施している。学科と学生支援課の協力体制の下、在学生在が企画・運営し、新入生・在学生在・教員が親睦を深めながら、新入生が安心した学生生活を始められるよう、様々なガイダンスやレクリエーションを行っている。【資料 2-2-4】

4) 保育科学生サポート室

保育科学生サポート室を備え、園長経験者である2名の契約職員が交替で週4日入室している。学生は自由に実習や就職活動に関する個別指導を受けられるほか、教員と契約職員が連携しながら、学生に実技課題や添削課題を課し、個別やグループで指導を受けられる体制を整えている。

5) 各種講演会や説明会

「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」のゼミ内での各種講演会や説明会は、学科と各部署との連携の下、実施されている。消費者講演会や就職に関わるガイダンスや説明会は学生支援課、外部アセスメントテスト（PROG）解説会（3-3-②にて詳述）はFD・SDオフィスが学科と連携して実施している。

6) 教務委員会

教員と教学部職員で構成される教務委員会を設置しており、教育的及び事務的観点の両面から学生の学修支援について協議している。教務委員会の審議・報告事項は、毎月定例で開催する教授会に報告し、学修支援に関する内容を全学的に共有している。【資料 2-2-5】

7) 学科長会議

副学長（教育担当）を議長とし、併設する大学の各学科長と短期大学の学科長、教学部長及び教学部職員で構成する学科長会議を定期的で開催しており、全学的かつ統一的な教育運営・学修支援を円滑に推進するため、協議及び意見交換を行っている。【資料 2-2-6】

8) 教職センター

令和 5（2023）年 4 月に新設されたもので、令和 4（2022）年度までの教職・学習支援センターを改組し、教員採用試験や国家試験のための学習支援の機能を独立させ、強化することで、教員志望学生や、国家試験受験者の支援を行うものである。【資料 2-2-7】

9) 学習支援オフィス

上記のとおり、従来の教職・学習支援センターが持っていた、学生への個別学習指導や生活相談の機能を独立させたもので、学修上の個別相談や指導を行うほか、学力向上のための基礎講座等も開設することとしている。【資料 2-2-8】

10) 教育支援システムの導入、運用

教職協働で学修支援に取り組めるよう、日本電子計算株式会社教務パッケージ「Campuslink」（本学では「教学情報システム」と呼称。）を導入、運用している。このシステムには学籍、成績、履修、シラバス、授業への出欠状況等が管理され、教職員と学生が学内外からアクセス可能になっている。【資料 2-2-9】

また、令和 2（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染拡大による全面オンライン授業に対応すべく、株式会社朝日ネットの教育支援システム「manaba」を導入した。これにより、学習教材や課題の共有、教員から学生へのフィードバックが容易になった。LMS（学習管理システム）の強化のみならず、学修ポートフォリオ機能の充実が図られている。【資料 2-2-10】

11) 学生支援データベースシステム「HUsystem」の導入

学生情報の一元化、共有、活用をコンセプトに、令和 2（2020）年から本学独自の学生支援データベースシステムの開発を進め、令和 3（2021）年度より同システム「HUsystem」を稼働させている。IR の中心的役割を担うこのシステムは、①学生の個別情報に関する内容閲覧（入学時の入試情報、在学時の成績情報、課外活動実績、本人の進路目標や面談記録等）、②学生支援のためのコンテンツ（各種名簿、統計資料の発行）、③アンケート処理、④学びのカルテ等の学修ポートフォリオ発行といった機能を有し、教学に関する必要な情報を集約・分析するためのツールにもなっている。【資料 2-2-11】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) SA制度

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部スチューデント・アシスタント規程」に基づき、担当教員等の指示のもと、主に情報処理・機器操作に関する教育補助業務を行う者を学生の中からSA（Student Assistant）として採用する制度を設けており、この制度を学修支援の

一環として位置づけている。とはいえ、実際は、短期大学では修業年限が2年あるいは3年であり、上級生がSAとして授業補助を担当することは事実上困難である。そのため、フレッシュマンセミナーやゼミ内での上下学年での交流等では、上級生が、自分の学修活動や実習での経験をもとに下級生を支援する体制を確立させている。【資料2-2-12】

2) オフィスアワー

学生の学修上の質問や生活面の相談事項等について対応する時間帯として、週 1 回 90 分以上のオフィスアワーの設定をクラス担任に義務付けている。学生に対しては、各学期の授業開始前に「教学情報システム」の学内連絡にて周知するとともに、学科の掲示板にも一覧を掲示し周知を図っている。【資料 2-2-13】

3) 障がいのある学生への学修支援

令和元（2019）年度に、障がい学生支援に関する基本方針を「兵庫大学・兵庫大学短期大学部障がい学生支援のガイドライン」として策定し、学内及び公式ホームページにおいて示した。それを受けて、令和 3（2021）年度には、障がい学生支援オフィスを設置し、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における合理的配慮の提供についての実施基準」を策定した上で、専門職員を配置した。合理的配慮の提供については、学生との面談の上、学科との合意形成ができた事項について、障がい学生支援オフィス職員が書面等で各授業担当教員に伝えている。【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】

令和 4（2022）年度の授業における合理的配慮支援依頼状況については、表 2-2-1 のとおりである。支援機器も整備し、障がいのある学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援体制の充実を図っている。また、修学するにあたり移動等の生活介助が必要な学生に対しては、学生サポーターを組織し、支援することで修学に必要な環境整備にも努めている。【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】

表 2-2-1 令和 4（2022）年度 授業における合理的配慮支援依頼状況

学科名	授業における配慮依頼学生数
保育科	2 人

4) 兵大「学びのカルテ」による学修支援

「学修者本位の教育の実現」に向けて、学生が自らの学修成果を自覚しながら学修や活動を進めることができるよう、令和3（2021）年度から「兵大『学びのカルテ』」（学修ポートフォリオ）の運用を行っている。「兵大『学びのカルテ』」は、学生が学修目標を理解した上でその達成度を確認し、自らの資質・能力についての強みや弱みを意識し、振り返りを行いながら学修を進めることができるように、修得単位数やGPAなどの学修成果やクラブやボランティア等の正課外活動、個人が入力する目標や成果などを掲載したうえで、半期に一度発行している。発行された「兵大『学びのカルテ』」は、学生本人が自分の学生生活を振り返るだけでなく、クラス担任による学生面談においても活用できるようにしている。【資料2-2-18】

5) 休学・退学希望者への対応

中途退学や休学につながる可能性がある授業欠席が続く学生の情報は、隔週開催の学科会議にて教員が共有し、適宜、クラス担任が対象学生に連絡を行い、状況等の確認を行うなどの支援をしている。また、「教学情報システム」を通じて、出席の警告を自動的に発信している。

中途退学を願い出る学生に対しては、まずクラス担任が相談を受け、退学希望の理由を聴取した上で、今後のアドバイス等を行う。また、保証人を交えて話し合いを行い、今後について助言を行うケースも多い。さらに、状況により短期大学部長あるいは学科長による面談を行い、休学や退学に至る原因の把握に努め、中退者の抑止や今後の改善に役立てるようにしている。最終的には、学生本人と保証人の意思を尊重するが、熟慮を得ない退学は避けるようアドバイスすることを基本としている。

休学には、体調不良、経済的理由に加え、学修の意味を見失った学生が短絡的な退学に至る前に、自らの立ち位置を熟考・確認するための期間とするケースがある。そのため休学期間中についても、必要に応じてクラス担任（場合によっては健康管理センター職員）が連絡を取り、学修へのモチベーションを維持し、スムーズに復学できるようにサポートしている。

原級留置者・留年者についても、他の学生と同様にクラス担任を割り当て、履修指導・進路指導を行うとともに、随時学修・学生生活に関わる相談に応じ、アドバイスを行っている。

また、保証人には毎年開催する「教育懇談会」への参加を促すことで、家庭と密な連携を図りながら、学生への学修支援を行っている。【資料 2-2-19】

6) 中途退学率の改善の取組み

令和元（2019）年度に、「教学マネジメントを支える IR 体制の構築にむけたワーキンググループ」を設置し、「中退率の改善」を試行的課題とした IR のパイロットプロジェクトに取組み、中退率の改善に向けた分析を行った。【資料 2-2-20】

その後、中途退学者、休学者及び留年者を防止する取組みとして、令和 3（2021）年度からは、全学的に学生面談システムを導入し、「兵大『学びのカルテ』」や出席状況を確認しながら教員による個別面談を実施している。

令和 4（2022）年度は、前述の「学生面談システム」や「兵大『学びのカルテ』」による学修支援に加えて、月単位で退学者・除籍者等の推移について統計資料を教学部で作成し、学科と共有することによって、現状把握及びその対策検討への初期対応を素早く行えるようにしている。【資料 2-2-21】【資料 2-2-22】

また、本学の中途退学率（入学から卒業までの全体の退学率）を改善するため、IR 推進室が作成する統計データなどから、その傾向を分析し検討された対策を、教育改革推進会議で審議し、学長が決定した上で改善に取り組んでいる。【資料 2-2-23】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

多様な学修履歴をもつ学生を受け入れている本学においては、学習の基礎や学習習慣を確立できていない学生に対する学修・授業支援の充実に加え、とりわけ 1 年次の支援体制

の充実を図っている。令和3（2021）年度よりスタートした「学生面談システム」やゼミの授業を活用し、よりきめ細やかな支援を行っていく予定である。その際に、「兵大『学びのカルテ』」を有効なツールとして活用するため、記載事項や利活用の方法について、教育改革推進会議においてさらに検討を深めていく。

中途退学率の改善については、令和5（2023）年度以降も教学部と学科が学生の状況を密に共有しながら、その対策について適宜検討を行い、教育改革推進会議や大学運営会議で審議し、実行していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア支援を行う組織として、教学部学生支援課を設置している。学生の特性に応じたキャリア支援を行うため、学科ごとに専属の担当者を配置している。【資料2-3-1】【資料2-3-2】

また、キャリア支援の全学的な体制としては、教学部長（教員）を委員長とする就職推進委員会を組織している。委員会は学科から選出された教員及び、教学部事務部長、学生支援課長で構成され、隔月で委員会を開催し、学生の就職支援等に関する事項について協議している。また、全学的な内定状況については、毎月初めに学内ポータルサイトに情報配信を行っている。さらに、詳細な内定状況については、学科の就職推進委員と情報共有を行っている。【資料2-3-3】

加えて、学科内には就職試験対策委員会をおき、学生の就職全般に関わる委員会を学科構成員により組織している。ここでは学生が自分のキャリア形成を意識しやすくなるよう、就職希望調査や情報提供の機会、各種講座等を企画し、保育職希望者の民間及び公立園への受験指導や企業への就職指導を行っている。

1) 教育課程内の取組み

短期大学は保育者養成校であり、教育課程全体がキャリア教育を担っているといえるが、中でも、「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」の3つのゼミで、就職を見据えた細やかなキャリア教育を行っている。1年次では、外部アセスメントテスト（PROG）解説会や外部講師によるマナー講座等を受講し、進路実現のための基礎的知識や態度を身につけさせている。また、卒業学年に向けては、自己分析や保育実技に関する課題を課し、就職に対する意識を高めさせ、さらに、学生支援課との連携の下、就職ガイダンスを実施し、就職活動の準備をさせることで、進路実現へと結びつけている。【資料2-3-4】【資料2-3-5】

また、「教育実習」と「保育実習」といった学外実習だけでなく、授業内での園児との交流や子育て支援行事の企画・運営等、子どもとの関わりを通して実践力を高められる教育

内容を展開している。これらは職業体験の場にもなっており、自己の適性と進路を見極める機会になると同時に、就業意識も培っている。

2) 教育課程外の取組み

学生支援課は学生の相談や履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接指導、各種講座や説明会の実施などの具体的支援を行っている。特に、公務員試験（保育職）を受験する学生については、教職センターが1年次から教養試験対策講座や面接試験対策講座を開講し、指導にあたっている。

その他、キャリア支援に関する具体的な取組みを以下に挙げる。

〈「サンキュー◆サブリ+」〉

基礎学力の定着及び向上を目指すため、入学前から卒業時まで、継続的にeラーニング教材「サンキュー◆サブリ+」を活用している。また、学習成果を測るための基礎学力テスト（年2回）を実施している。【資料 2-3-6】

〈卒業生講演会及び就職活動体験発表会〉

学科と学生支援課との共催で、毎年9月には、卒業生による「卒業生講演会」、2月には就職活動を終えた上級生による「就職活動体験発表会」を実施している。これらには、1年次から参加し、保育者や社会人になることへの意識を高める機会になっている。【資料 2-3-7】

〈就職希望調査を活用した個人面談〉

クラス担任は、年2回以上行われる個人面談の中で、就職希望調査の回答を活用しながら入学時より進路指導を行っている。

学生支援課では、学生一人ひとりの進路志望等を把握し、円滑な就職活動を促すことを目的に就職活動年次の全学生と5月～6月の期間に全学生と面談を行っている。

〈公務員試験（保育職）対策〉

公立の保育士・幼稚園教諭を希望する学生に対して、教職センターで教養試験対策及び面接指導、学科教員による二次試験対策、学生支援課で履歴書添削や面接指導を行っている。学科教員は、保育科学生サポート室契約職員（園長経験者2名）とともに年間通じて実技や面接指導を行うほか、自治体別公務員試験説明会や合格者体験談会、専門教養講座等を実施している。年3回の就職希望調査の結果を基に、併願先等の個別指導を行うほか、教職センター、保育科学生サポート室、学生支援課で指導を受けている学生の情報、並びに試験情報等を学科と部署間で常時共有し、協力体制の下、合格者の増加を目指している。さらには、毎年、公務員試験受験者による「受験報告書」をまとめ、次年度以降の公務員試験対策につなげている。【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】

〈仏教系幼稚園・保育所就職予定者に対する就職前教育〉

浄土真宗本願寺派兵庫教区加盟園をはじめ、仏教系の幼稚園・保育所・認定こども園に就職予定の学生に対し、就職先で必要な知識や作法を就職前に再教育することにより、学生の質の向上をはかり、就職後に活かす力を身につけさせている。【資料 2-3-11】

〈障がいのある学生のキャリア支援〉

障がいのある学生のキャリア支援については、障がい学生支援オフィスと連携した相談等を実施し、卒業後の生活を見据え、自己理解の促しや障害者雇用の情報提供等を行って

いる。【資料 2-3-12】

〈学内選考会〉

企業等の採用担当者を学内に招き、事前に申込みを行った学生を対象に企業等の説明を行い、希望者に対しては一次選考までを学内で行っている。

これらの取組みにより、過去 13 年間（平成 22（2010）年～令和 4（2022）年）の保育科の就職内定率は、100%を維持している。また、令和 4（2022）年度の就職者のうち、専門職（保育士、幼稚園教諭）への就職者は 93.1%を占めており、保育者養成校としてのキャリア教育及びキャリア支援体制は成果を挙げているといえる。さらに、令和 4（2022）年度の公務員試験（保育職）の合格者は 4 人であったが、過去 5 年間にわたって多数の合格者を出しており、学科と学生支援課、教職センターとの連携による公務員試験対策に関する体制が確立しつつある。【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア支援については、学科を中心とし、学生支援課、教職センター、保育科学生サポート室との連携を密に行っており、支援体制は構築されている。今後の就職環境の変化を見据えるととも学生が多様な進路の実現を目指して、学生一人ひとりに合ったキャリア支援を行える体制を整備していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

（2）2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織としては、学生委員会を設置し、学生サービス等に関する事項について企画、協議している。学生委員会は教学部長（教員）が委員長となり、学科から選出された教員及び教学部事務部長、学生支援課長で構成されている。原則、月 1 回開催し、様々な学生サービス等に関する内容について企画・協議し、重要案件については審議機関である大学運営会議に諮り、適宜実行している。【資料 2-4-1】

学生サービス、厚生補導業務を遂行する事務組織として、学生支援課を設置している。そのほかに、健康管理センター、留学生並びに海外留学の支援業務を行う留学・国際交流センター、障がいのある学生の支援業務を行う障がい学生支援オフィス、ボランティア活動支援を行うボランティアセンターを設置しており、それぞれに専任の職員を配置している。

2) 課外活動支援

課外活動支援は、学生支援課が担当している。短期大学が公認している課外活動団体は、

併設する大学を含めて、体育系 17 団体、文化系 20 団体があり、短期大学の学生は 39 人（実人数）が加入し、加入率は 11.3%である（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）。各団体には、学友会、保護者会、学生会が前年度の活動実績に応じた助成金等を支給することで活動支援を行っている。特に強化指定クラブ 5 団体（女子駅伝部、男子硬式庭球部、女子バレーボール部、漕艇部、吹奏楽部）には、それぞれのクラブからの要請に応じて、学生支援課が費用を負担する形で専門的な外部指導者の配置や、アスリート食の提供及び試合当日のスクールバスの運行を行っている。【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

また、学生のボランティア活動の支援は、ボランティアセンターが担当している。各種ボランティア活動の紹介を行うほか、活動支援としての交通費等も支給している。【資料 2-4-4】

3) 経済的支援

日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金、給付奨学金）のほか、本学独自の給付型奨学金制度（「河野教育振興基金奨学金」「むつみ奨学金 A」「優秀学生表彰制度」）を設けている。また、学外の奨学金制度については、学内掲示及び LINE を使い学生への情報発信を行っている。奨学金制度以外では、本学と提携している 2 社（株式会社オリエンテーション、株式会社ジャックス）の教育ローンについても紹介している。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

その他、学費納入に関しては、授業料等を期日までに納入することが困難な場合において、延納手続きができる制度を設けている。【資料 2-4-7】

また、アルバイトにより授業料や生活費等を学費に充当する必要がある学生を対象に、学生支援課がアルバイトの紹介を行っている。紹介するアルバイトは、学業に支障がないよう、勤務内容や勤務時間等の確認を行い、認められたものみの情報を窓口にある求人ファイルにて提供している。

4) 学生相談

学生支援課に「なんでも相談コーナー」を設け、生活上の問題、修学上の問題、進路の問題等に関する相談について随時対応している。相談窓口については、学生便覧「Campus Guide」に記載するほか、入学時のオリエンテーションにおいても周知を図っている。【資料 2-4-8】

また、心身に不安や悩みを抱える学生に対して、健康管理センター内のカウンセリングコーナーに臨床心理士の資格を持つ非常勤のカウンセラーが週 3 回在室し、カウンセリングを行っている。その周知については、新入生に対しては入学時の配布物に同封し、オリエンテーションで説明し、在学生に対しては健康診断の結果に同封している。令和 4(2022)年度のカウンセリング利用者はのべ 74 人であった。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

その他、障がい学生支援オフィスでは、障がいのある学生だけでなく、発達特性に由来する困難を抱えている学生の相談も実施している。令和 4（2022）年度の相談・面談回数のはのべ 58 回であった。【資料 2-4-11】

また、上記「なんでも相談」「カウンセリングコーナー」等での相談内容のうち、専門的なサポートを要する内容については、本人の同意のもと、障がい学生支援オフィス室員が

相談に同席したり、学外の関係機関につないだりして、学内外の関係部署・機関と連携しながら対応している。【資料 2-4-12】

ハラスメントの防止等については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程」を設け、ハラスメント防止対策委員会を設置し、適宜相談を受け対応できる体制を整えている。【資料 2-4-13】

5) 健康管理

健康管理センターには看護師と事務職員の計 2 人を配置し、健康相談や保健指導を行うとともに学内で発生した傷害や疾病については適宜応急処置を施している。【資料 2-4-14】

【資料 2-4-15】

また、毎年 4 月には全学生に対し定期健康診断を実施し、結果に異常所見のあった学生については個別に健康相談や保健指導を行っている。その他、入学の手続き時に健康に対するアンケートの提出(任意)を求め、情報の開示を許可している学生の情報については、学科長と情報共有を行い、健康管理を実施している。【資料 2-4-16】

6) その他(朝食・スクールバス運行)

学生食堂では、朝食を 100 円で提供し(職員は 200 円)、学生が健康的に大学生活を送れるよう支援している。

また、学生の通学における利便性向上のため、JR 東加古川駅、山陽電車高砂駅(別府駅経由)、神戸市営地下鉄名谷駅(学園都市駅経由)の 3 カ所と大学を往復するスクールバス(無料送迎バス)を運行している。運行については、学年暦に準じ、月曜日から金曜日は、7 時 40 分~21 時、土曜日は、7 時 50 分~18 時 30 分の時間帯において定期運行している。【資料 2-4-17】

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

経済的支援については、修学支援新制度もスタートし、多様な奨学金制度が林立している。そのため、学生支援課として一番適切な学生支援が可能となるよう、奨学金の効果については、IR 推進室と連携しながら検証し、新たな援助の方向性を学生委員会等で議論することを予定している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地面積については、加古川キャンパスに、併設の大学との共用として 82,573 m²を有し、設置基準上必要とされる面積 4,000 m²を満たしている。また、校舎面積は、短大専用として 1,773 m²、併設の大学との共用として 24,109 m²あり、設置基準上必要とされる面積 2,850 m²を満たしている。【資料 2-5-1】

また、教育目的を達成するために、講義室、演習室、学生自習室、学生用実験室、実習室及びその他の施設を整備し、有効に活用している。（表 2-5-1）

表 2-5-1 施設概要

建物名	主要施設
1号館（東）（西）	講義室、個人研究室、共同研究室、講師室
2号館	講義室、コンピュータ教室
3号館	教職センター、教職センターアクティブラーニング・ゾーン、附属総合科学研究所、IR推進室
4号館	教学部（教務課、実習事務室、学生支援課）、障がい学生支援オフィス（Qるーむ）、面談室、調理実習室、実習食堂、理化学実験室、生理学実験室、食品加工実習室、微生物実験室、標本室、動物実験室、動物飼育室
5号館	学生食堂、ラーニングcommons、学習支援オフィス、図書館、購買部、講義室、研修室
10号館	法人事務局、事務局（総務課、研究支援課、管財課）、理事長室、副学長室、会議室、総合科学研究所実践食育研究センター、講義室、保育実践教室、ピアノ練習室、ML音楽室、養護実習室、看護実習室、保育科学生サポート室、保育科自習室
11号館	講義室
体育館	体育館、ウェルネスルーム、リズム室
12号館	入学課、事務サポート室、会議室、研究室
13号館	模擬教室、講義室、演習室、ボランティアセンター、留学・国際交流センター、社会連携オフィス、エクステンション・カレッジ
14号館	学長室、造形教室
15号館	思惟館
16号館	クラブ部室、大学祭実行委員会、学生会執行部
17号館	地域医療福祉研修センター、健康管理センター、講義室、母性小児看護実習室、基礎看護実習室・成年老年看護実習室、地域精神看護実習室・在宅看護実習室、個人研究室
18号館	クラブ部室、和室、会議室、多目的ホール

加古川キャンパス内で、本学と併設する大学が共同で使用する校舎 33,915 m²のうち、昭和 56（1981）年以前に建設され、耐震補強を必要とする旧耐震基準の校舎が 20,835 m²

(全校舎面積の 61%) あり、早期に安全対策を講じる必要があった。そこで本学は平成 25 (2013) 年から 6 年計画で対象校舎の耐震診断及び補強工事計画を立案し、平成 26 (2014) 年は 10 号館を、平成 27 (2015) 年は 17 号館を、平成 28 (2016) 年は 11 号館の耐震補強工事を実施した。さらに平成 27 (2015) 年には 5 号館閲覧ホールの特定期天井工事を実施し、耐震化率は 71% まで達した。

財政的な事情により平成 29 (2017) 年度以降は耐震補強工事を一時的に中断したが、現在は新たに改修計画を策定し、耐震補強を再開する予定である。【資料 2-5-2】

施設の維持、管理等に関する業務は、事務局管財課が行っており、建築、設備等の専門的な技術・知識をもつ経験豊かな職員を配置している。建物、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、昇降機などの保守点検業務並びに警備業務、樹木等植栽の維持管理、清掃業務は専門業者に委託し、管理統括している。各保守点検については、専門業者との委託契約により関係法令を遵守し、安全管理に努めている。【資料 2-5-3】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 図書館

図書館は短期大学と併設する大学との共同施設であり、学内外の研究機関と情報ネットワークを介した学術情報を集積・活用するための中枢として機能している。5 号館に設置され、総延べ床面積 1,885 m²を有し、270 席の閲覧席を設けている。

蔵書は 146,728 冊、学術雑誌 1,971 種、視聴覚資料 6,996 点である。シラバスに掲載された参考図書は必ず揃えることとしており、教員が特に推薦するものは指定図書コーナーを設け、教員ごとに配架している。また、希望図書については、学生からは「購入希望制度」により、そして非常勤を含めた全教職員からは随時受付けている。一般新着図書は、新着図書コーナーに展示するほか、館外の電子掲示板を用いて案内している。

開館時間は、平日は午前 9 時～午後 8 時（土曜日は午後 4 時）までで、本学の学生及び教職員のほかに、卒業生、近隣の地域住民（加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）にも開放している。令和 4 (2022) 年度の図書館開館日数は 271 日、利用者数は、のべ 55,538 人であった。コロナ禍前の令和元 (2019) 年度の開館日数は 266 日、利用者数は、のべ 127,217 人であったのと比べると、依然として利用者は回復していない。【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

図書館の利用については、入学時に初年次教育の一環として図書館の利用方法等への理解を促すため図書館ツアーを実施している。なお、図書館内には 6 台の利用者用検索端末、自習のための学生に 21 台のコンピュータが設置されている。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】

図書館サービスで提供している学術情報検索サービスは、平成 8 (1996) 年度に学内外の利用者に向け学術情報資源の利用充実を目的として整備された。平成 16 (2004) 年度、平成 22 (2010) 年度、平成 28 (2016) 年度に更新され、コンピュータサービスの学内ネットワーク「HUMANS2021 教育研究基盤システム」と連携して稼働している。

学外（他学）の図書館とは、国立情報学研究所の ILL を介して閲覧、文献複写、現物貸借等の相互協力を行っている。兵庫県大学図書館協議会や私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会に加盟し、相互協力を進めている。

また、平成 28 (2016) 年 3 月に学生の主体的な学びの支援と授業の「事前の準備」「事

後の展開」のための学修時間確保を考慮し、図書館閲覧ホールを改修し、可動式什器、ホワイトボード、電子黒板、パソコン等の ICT 機器を備えた「ラーニングcommons」を開設した。【資料 2-5-8】

2) 情報サービス施設

2号館3階のコンピュータ実習室にコンピュータを218台（デスクトップ104台、ラップトップ114台）を設置している。コンピュータ実習室のコンピュータはすべて学内ネットワークに接続されており、「コンピュータ演習」をはじめとした様々な授業で利用されている。学生は授業時間外でも自由にコンピュータを利用できる。【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

情報教育の中心的な役割を果たす、コンピュータ・ネットワークの設備については、平成7（1995）年度の大学開学時から学内ネットワーク「HUMANS（Hyogo University Multimedia Autonomous Network System）」を整備し、平成14（2002）年度、平成20（2008）年度、平成26（2014）年度、令和3（2021）年度に更新を重ね、現在では全学的学修環境の改善による学生の学修時間増加と ICT 機器の活用による教育の質的向上を目的とした「HUMANS2021 教育研究基盤システム」も稼働させている。

学内ネットワークは2号館を中心に1号館（東）、1号館（西）、3号館、4号館、5号館、10号館、11号館、12号館、13号館、14号館、17号館、体育館と学内全域で利用可能となっており、学内81ヶ所に無線LANを設置している。【資料 2-5-11】

こうしたネットワークシステムのもと、本学では、2号館3階のコンピュータ実習室のほかに、2号館2階の講義室、3号館教職センター、5号館図書館・ラーニングcommonsにノートパソコンを121台設置している。また、図書館にノートパソコンを50台整備して学生への貸出しを行っている。ノートパソコンの利用を通じて情報活用技術の習得や学生と教員とのコミュニケーション、講義資料の閲覧や課題・レポートの提出等が円滑に行えるようになっている。

3) 体育施設

夜間照明付グラウンド（6,035.8 m²）、テニスコート4面（オムニコート、照明付）、体育館、ウェルネスルーム、リズム室を備えている。

体育施設の使用については原則、月～土曜日の9時～17時50分までは授業での利用を中心とし、空き時間については一般学生にも開放している。月～土曜日の18時～21時と休業日の9時～21時については課外活動で利用しており、各クラブで時間の割り振りをして使用している。

4) 音楽施設

音楽実技を行うための施設として、10号館にML（ミュージック・ラボラトリー）音楽室とピアノ練習室を備えており、授業での使用時間以外は、自主練習できるよう開放している。ML音楽室は2教室あり、それぞれ48台、27台の電子ピアノを設置している。また、ピアノ練習室は計32部屋あり、各部屋にアップライトピアノを備えている。

5) 模擬保育室

保育実践教室（10号館）と模擬教室（13号館）の2教室を備えている。それぞれ、実際の幼稚園や保育園の保育室を想定して設計されており、実技をとまなう授業で使用されるほか、子育て支援事業「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」においても活用している。

6) 保育科学生サポート室

週4日、園長経験者である契約職員が交替で在室し、学生が自由に実習や就職活動に関する個別やグループ指導を受けられる場としている。近年は特に、公務員試験（保育職）受験希望者が実技指導や面接指導を受け、力をつけている。

7) 保育科自習室

保育科の学生が自主的に学び合う場として、保育科自習室を備えている。ここでは、学生が自学自習をしたり、同学年のみならず、異学年とも交流しながら多様な学びができるスペースになっている。また、「保育科学生サポート室」と隣接しており、気軽に園長経験者である契約職員から学修支援が受けられる環境を整えている。

8) 地域医療福祉研修センター

地域包括ケアシステム構築に係る幅広いニーズに応え、地域の医療と福祉を支えるため、地域の医療及び福祉機関の従事者等に対して臨床技能等の習得・向上を図るとともに、併設する大学学生等の医療、看護、福祉に関する学習の支援を行う目的で設置されている。また、同センターの行う事業を推進するため、メディカルシミュレーションユニットと看護・介護研修ユニットを設置している。【資料 2-5-12】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー化については、平成18（2006）年に既設建物である10号館と17号館に身体障害者対応のエレベーターを新設した。また、17号館の各フロアのトイレについてもバリアフリー化と、身体障害者用トイレを設置する改修工事を行い、平成22（2010）年には体育館にスロープと身体障害者用トイレを設置する改修工事を行った。さらに、平成26（2014）年には10号館にスロープと自動扉及び身体障害者用トイレを、平成27（2015）年には17号館にオストメイト対応トイレ、スロープ及び自動扉を、平成28（2016）年には11号館にオストメイト対応トイレ及びいす式段差昇降機を、平成29（2017）年には5号館食堂1階東南出入口に自動扉の設置工事を行った。【資料 2-5-13】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラスサイズ（人数）については、授業内容や教室環境、履修登録者数等を踏まえ、教育効果を配慮したクラス分けを行っている。特に、保育科における演習系科目は、50人以下になるよう、複数クラス編成を実施している。

さらに、共通教育科目の「英語」「日本語（読解と表現）」「コンピュータ演習」は、入学後のオリエンテーション期間にプレースメントテストを実施し、「英語」についてはその結

果に基づき習熟度別のクラス編成を行っている。【資料 2-5-14】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

良好なキャンパス環境の形成を図るため、教育研究活動に支障をきたさないよう既存施設改修及び設備の更新を段階的に実施していくとともに、教育研究の将来構想を踏まえた「目指すべきキャンパス像」を具現化するため、中長期的な計画に基づき整備を進める。

耐震補強未了の部分については、耐震補強工事計画に従って、順次工事を実施していく。また、バリアフリー化については、未整備の箇所について順次計画的に整備を進めていく。

【資料 2-5-15】

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学期末に、開講した全授業科目（兼任教員担当の授業科目を含む）を対象とした授業アンケートを実施し、その集計結果を担当教員にフィードバックすることで、学生の意見・要望を可能な限り授業に反映できるように対応している。さらに、担当教員は、授業アンケート結果に対する評価と今後に向けての改善及び受講生へのメッセージを学生にフィードバック（公開）している。【資料2-6-1】

学生が授業運営等に関し、意見・要望等がある場合は、所定の「授業運営に関する意見書」を教務課に提出し改善を求めることができる。学生からの意見等は、「授業運営に関する意見書提出時の対応手順」に沿って、問題解決にあたり、その結果を学生にフィードバックする制度になっている。教学部長と連携の下、共通教育科目については共通教育機構長、学科教育科目は短期学部長・学科長がその対応にあっている。【資料2-6-2】

【資料2-6-3】

さらに、学業成績について、学生が発表後 1 カ月以内に授業科目担当者に評価に関する質問をすることができる制度を設けている。【資料2-6-4】

学修支援に関する学生の意見・要望については、「在学時調査」「卒業時調査」「卒業生調査」を実施し、把握している。集計結果は、大学運営会議、教育改革推進会議で情報共有し、業務改善等に活用している。【資料2-6-5】【資料2-6-6】【資料2-6-7】

障がいを持つ学生の要望・意見については、障がい学生支援オフィスにおいて学生との面談を実施し、合理的配慮として学生と合意形成の図ることができた事項については、障がい学生支援オフィス担当者が書面等で各授業担当教員に伝えている。また、全学的に知っておくべき重要な支援内容については、定期開催されている学生委員会や課長連絡会議

で全教職員に周知しているほか、「健康管理センター講演会」等を通して、全教職員に学生の現状や配慮内容について周知している。【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

入学の手続き時に、健康管理センターが、健康に関する任意のアンケートを実施している。情報の開示を許可している学生の情報については、学科長と情報共有を行い、必要に応じて、授業を含む学生生活上の配慮を行っている。また、「入学時調査」によって学生の意見・要望の把握と分析を行っている。その結果はクラス担任と共有している。

学生生活を送る上で、生活や経済面、修学面、進路の問題、交友関係、心身の健康に関する不安などはクラス担任並びに事務各部署が対応しているが、それ以外の様々な問題に対応するため、「なんでも相談コーナー」を設けている。また、学生支援課カウンターに「なんでも相談箱」（無記名可）を設置し、学生の意見が自由に汲み取れる環境を整えている。令和 4（2022）年度は 4 件の意見があり、解決が求められている内容については、学生支援課から担当部署につなげるほか、後述の「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」での議論の材料として提出することもある。【資料 2-6-10】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望については、「在学時調査」「卒業時調査」を実施し、把握している。集計結果は、大学運営会議、教育改革推進会議で情報共有し、業務改善等に活用している。【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】

毎年「教育懇談会」を開催し、保証人と教員の個別面談（学生の修学状況等）を行うほか、カウンセラー（臨床心理士）との相談、障がい学生の支援相談もあわせて実施している。その際に、保護者から大学への意見・要望をうかがうことも多く、その内容は学科、各事務部署で共有され、改善につなげている。【資料 2-6-13】

さらに、学生の意見・要望を汲み上げて、実現に向けた話し合いをする場として、毎年「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」を開催している。自薦他薦で選ばれた学生が、学長ほか大学運営会議の構成員及び事務部署の管理職である課長連絡会議構成員に対して、プレゼンテーションを行い、今後の改善点について意見交換を行っている。学生の意見・要望については、早急に対応が必要な案件には、担当部署が速やかに対応している。【資料 2-6-14】【資料 2-6-15】

そのほか、障がい学生支援オフィス、健康管理センター、学科で実施している学生との相談・面談活動の中で環境整備が必要と思われる内容について、随時、支援機器を購入したり、バリアフリー環境を整備するなどの対応を行っている。【資料 2-6-16】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、各種アンケート調査の実施と分析、「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」の開催等を通して、学生の意見・要望を把握し、学修支援及び学生生活の充実、学修環境の整備、大学運営の向上に努めていきたい。

学生の意見・要望の把握に有効な「学生調査」であるが、以前は、学生支援課が「入学時調査」、高等教育研究センターが「在学時調査」と「卒業時調査」、IR 推進委員会が「卒

業生調査」と、調査主体が分かれていたために調査結果を相互に活用して分析することが難しかった。令和 2（2020）年、IR 推進室が設置され、「入学時調査」「卒業生調査」の集計は IR 推進室が行うこととし、令和 4（2022）年度からは、「在学時調査」「卒業時調査」も教学部が主体となって実施し、IR 推進室で集計と分析を行うことにした。

入学時から卒業時（卒業後）までの一連の学生情報は、学生の成長記録でもあり、また学生気質、認知や思考、行動の変化を示す貴重なデータである。継続して調査を行い、学生の考えや要望を明確に把握して、学生指導や支援に活かしていくとともに、大学の教育体制の改善に活用していくこととする。

【基準 2 の自己評価】

入学後の学修支援については、授業担当者、クラス担任による履修・学習指導、教務課による学修支援、教職センターによる学習個別相談や指導等に加え、健康管理センターや障がい学生支援オフィスとも連携を図り、全学的な支援体制を構築している。

また、令和 3（2021）年度から「兵大『学びのカルテ』」を発行することで、学生自身が学修目標を設定し、その達成度を確認できるようになった。さらには、学生のみならず、クラス担任もそれを活用しながら、きめ細やかな学修指導を行うことができている。

キャリア支援については、学生支援課を中心としながら、学科の就職推進委員と連携・協力し、就職・進学支援にあたり、就職内定率 100%を 13 年間維持している。また、公務員試験（保育職）対策については、学科と教職センター、学生支援課の連携の下、合格実績を積んでいる。

その他、学生生活面での支援の一環として、学生の意見・要望等を把握する方策として、「入学時調査」「在学時調査」「卒業時調査」や「なんでも相談箱」「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」など、学生の意見等を汲み上げる仕組みをつくり、支援体制の整備に努めている。

以上のことから、基準 2「学生」を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的を踏まえ、短期大学及び学科のディプロマ・ポリシーを明確に策定している。

ディプロマ・ポリシーは、公式ホームページで公表するとともに、毎年新入生、教職員

に配付する学生便覧「Campus Guide」に掲載し、周知している。また、受験生に向けては、大学全体及び学部・学科ごとの三つのポリシーをまとめた冊子「教育方針」を作成し、オープンキャンパス等で配付し広く周知を図っている。

短期大学及び学科のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

1) 兵庫大学短期大学部のディプロマ・ポリシー

兵庫大学短期大学部は、短期大学士課程教育を通じて、豊かな人間性と高度な専門知識を備え、地域社会に貢献できる人材を育成する。そのため、次の力を身につけ、所定の課程を修了した学生に卒業を認め、学位を授与する。

- 共生力：自己を見つめ、他者を理解し、感謝の心を持って共に生きる力
- 思考力：幅広い教養を持ち、物事を深く洞察できる力
- 実践力：専攻分野の専門的な知識・技能を身につけ、生涯にわたって更新できる力

2) 保育科のディプロマ・ポリシー

保育科第一部、保育科第三部では、卒業までに次の力を身につけた者に短期大学士（保育）の学位を授与する。

- 他の保育者と連携して、子ども・利用者・保護者を尊重し寄り添いながら、共に生きる力
- 保育者としての使命感を持ち、保育をめぐる諸課題について、自ら考え解決する力
- 保育の専門的な知識・技術を持つとともに、社会状況の変化に対応しながら、保育者としての専門性をさらに高める力

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

短期大学及び学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定を行っている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、学則及び履修規程に定め、学生便覧「Campus Guide」に掲載し、学生及び教職員に周知している。また、授業計画（シラバス）上には、各ディプロマ・ポリシーに対する授業の到達目標を明示するとともに、その達成度の評価方法とその割合を示している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準については、入学時及び各期開始前のオリエンテーションにおいても説明し、周知している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定基準

学則第25条に定めるとおり、授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えている。

学則上の試験とは、授業時間中に行われる考査を意味するが、授業科目によっては授業時間中の小テストやレポート、授業内課題等の結果を考査に代えることがある。全ての科目には「到達目標」や「成績評価の方法と評価の割合」を設定し、それらに従って、評価

を行っている。また、「授業計画」及び「到達目標」や「成績評価の方法と評価の割合」等は、シラバスに記載し、ウェブ上で学生に周知している。成績評価基準は表 3-1-1 のとおりである。【資料 3-1-6】

表 3-1-1 成績評価基準

学科	成績評語	点数	合否
保育科第一部 保育科第三部	秀	90 点～100 点	合格
	優	80 点～89 点	
	良	70 点～79 点	
	可	60 点～69 点	
	不可	60 点未満	不合格

2) 入学前の既修得単位の認定

学生が本学入学前に他大学、短期大学等で修得した単位は、申請があった授業科目について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が当該単位の認定を行っている。既修得単位数の上限は、30 単位を超えない範囲と学則で定めており、認定された授業科目の成績評価に関する評語は「認定」としている。【資料 3-1-7】

3) GPA 制度

GPA 制度を導入している。成績発表時は、教学情報システムにおいて、成績情報、GPA（年間GPA及び累積GPA）等、自身の学修成果が確認できるようにしている。なお、学生のGPA管理に対する意識向上を目的として、令和5（2023）年度入学生から選択科目に限って履修登録の取り消しができる制度を導入している。【資料3-1-8】

学科の進級要件の基準としても GPA を用いているほか、日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金、給付奨学金）、本学独自の給付型奨学金（「河野教育振興基金奨学金」「むつみ奨学金 A」「優秀学生表彰制度」等）の選考に際して GPA を用いている。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

4) 進級及び卒業認定

進級及び卒業要件については、履修規程に定めており、全学生に配付する学生便覧「Campus Guide」に明示している。進級については学長が決定する。また、卒業認定及び学位授与は、在学期間及び卒業要件単位を充足した者について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位規程に定める「短期大学士（保育）」の学位を授与する。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

GPA については、不可になった科目もすべて GPA の計算に反映されるため、再履修により単位を取得できた場合であっても GPA は改善されにくい状況となっている。つまり、一旦 GPA の基準未達を理由に進級等ができなかった学生にとって、GPA を再履修によ

て向上させるのが難しいという現実がある。今後、教育改革推進会議にて、GPA の計算方法や、再履修によって修得した科目については、修得以前の不可となった科目は計算対象から外すといった措置を講じる等、学生の「伸びしろ」を考慮した、よりよい GPA の計算方法、運用について、検討・検証を重ね改善していく。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定を広く周知しながら、教育改革推進会議等で逐次点検を行い、必要に応じて改善策を策定していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的を踏まえ、短期大学及び学科のカリキュラム・ポリシーを明確に策定している。また、カリキュラム・ポリシーは、公式ホームページで公表するとともに、毎年新入生、教職員に配付する学生便覧「Campus Guide」に掲載し、周知している。また、受験生に向けては、大学全体及び学部・学科ごとの三つのポリシーをまとめた冊子「教育方針」を作成し、オープンキャンパス等で配付し広く周知を図っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

1) 兵庫大学短期大学部のカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシー達成のため、以下の5つの力を身につける教育課程を編成する。また、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた科目編成により、学生が自ら学修計画を立て主体的に学べるよう授業を実施する。

学修目標を明確にするため、各科目で身につける能力を「カリキュラムマップ」で示す。また、学修内容を体系的・段階的に理解できるよう、科目間の履修系統を「カリキュラムツリー」「ナンバリング」で表す。【資料3-2-3】【資料3-2-4】【資料3-2-5】

さらに、学修成果の評価については、シラバスに記載された方法により評価するとともに、体験学習、グループワーク、問題解決型学習等によるアクティブラーニングの評価については、形成的な手法を用いる。

〈教育課程を通じて身につける力〉

- ①「建学の精神」についての深い理解
- ②現代社会で求められるリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性を基盤として、物事を総合的に判断する力
- ③専門職業人に必要な専門的な知識や技術・技能と、それらを運用する力

④地域社会を学びの場として、体験的に学び、その一員として知識や能力を運用し行動する力

⑤社会・職業生活についての理解を深め、卒業後も自律的に学習を継続する力

〈科目構成〉

教育課程は、「共通教育科目」および「学科教育科目」により構成する。

「共通教育科目」：現代社会で求められるリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、物事を総合的に判断できる思考力を土台として、生涯にわたって知的創造ができる人間を育成する。

「学科教育科目」：学科のディプロマ・ポリシーに基づき、専門的な知識・技能や思考力を育むことで専門職業人を育成する。

2) 保育科のカリキュラム・ポリシー

保育科第一部、保育科第三部では、ディプロマ・ポリシーで示された3つの力を身につけるために、次の方針に沿ってカリキュラムを編成し、実施する。

〈具体的教育目標〉

○保育者になるための基本的学習技術を習得し、主体的に学ぶ態度を身につける。

○保育者になるために必要な幅広い教養や十分な専門的な知識・技術を習得し、また、それらを活用する力を身につける。

○多様な保育ニーズや社会の変化に対応できる保育者として、卒業後も自律的に学習を継続する力を身につける。

〈編成方針〉

○2年間、あるいは3年間で保育士および幼稚園教諭の資格・免許が取得できるよう、取得に必要な科目を体系的かつ系統的に配置する。

〈教育方法〉

○複数教員が担当する授業において、少人数制授業を実施し、個々の学生に合った指導を行う。

○主体的に学び、相互に実践的な能力を身につけられるよう、模擬保育やグループワーク等のアクティブラーニングを行う。

〈評価方法〉

○ディプロマ・ポリシーで定めた力をわかりやすく評価するため、取得科目とディプロマ・ポリシーの達成度を関連付けたルーブリックを活用する。

○シラバス記載の評価基準に基づいた評価を、各科目で厳正に行う。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

三つのポリシーについては、「短期大学部」「学科（保育科）」単位とし、短期大学部ディプロマ・ポリシー及び学科（保育科）のディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定しており一貫性のあるものとなっている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1) 教育課程の体系化

カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。また、ディプロマ・ポリシーに基づき身につける力を系統的に履修するための体系と順序を示したカリキュラムマップを策定し、学生便覧「Campus Guide」に記すとともに、授業計画（シラバス）にも明示している。それに加え、学修内容を体系的・段階的に理解できるよう、科目間の履修系統を「カリキュラムツリー」で示すとともに、全ての科目にはナンバリングを施し、その意味については、学生便覧「Campus Guide」にも記載し周知している。

2) シラバスの整備

平成 28（2016）年度の三つのポリシーの見直しに伴い、シラバスの記載様式を平成 29（2017）年に全面的に改訂し、平成 30（2018）年度から運用を開始している。具体的には、「ディプロマ・ポリシーの能力」「授業の到達目標」「成績評価の方法と評価の割合」「準備学習の内容」「準備学習の時間」の項目の追加を行った。各回の授業内容にあわせて、「準備学習の内容」「準備学習の時間」を記載することにより、授業時間外学習を促す工夫をしている。

シラバスの作成にあたっては、「シラバスの作成について -記入要領/項目解説-」を配付し、全教員が一定の基準に則って作成している。さらに教員が作成したシラバスは、各学科教務委員会の教務委員による記載内容の点検・確認を行った上で、ウェブ上で公開している。【資料 3-2-6】

3) 履修登録単位の上限

学生が適切に授業科目を履修し、授業時間外の学修により学修の質を担保するために、履修登録単位数の上限を設定している。この履修登録単位数の上限については、履修規程に定めており、新入生に配付する学生便覧「Campus Guide」に明示している。

また、学生の適切な授業科目の履修に向けて、履修登録期間中にクラス担任等による履修指導を行っている。

適用については、「年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）」（エビデンス集（データ編）表 3-4）のとおりである。履修登録単位数の上限は、保育科第一部は、年間 60 単位以下、保育科第三部は、年間 40 単位以下としている。保育科の学生は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の両方の免許・資格を 2 年間または 3 年間で取得するため、やむを得ず比較的高い単位数の上限設定になっている。【資料 3-2-7】

4) 教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程は、共通教育科目と学科教育科目で構成されている。

〈共通教育科目〉

共通教育科目においては、全学のディプロマ・ポリシーにおける「共生力」及び「思考力」を身につけることができるように、現代社会で求められるリテラシー、幅広く深い教養と豊かな人間性、物事を総合的に判断できる思考力を養うことを目標としている。教育課程は「建学の精神」「コミュニケーション」「歴史と文化」「現代社会を読み解く」「くらしと健康」「キャリアデザイン」の 6 分野から構成され、体系的なカリキュラムとなってい

る。

〈学科教育科目〉

学科教育科目の教育課程の特徴は、保育科第一部・保育科第三部とも基礎的な理論及び技能からスタートして早期に実習に臨み、自分の望む進路をイメージしながら課題や目標を設定して、保育者としての能力や人間性の磨かれた保育のプロフェッショナルを目指せる編成となっていることである。そのような学修を担保するため、法令に則った適切な科目を開講し、卒業必修や免許・資格必修に指定している。

また、保育者として「音」「図」「体」の基礎技能を重視していることから、造形や音楽、運動遊びや身体表現等の魅力を伝えられる保育者を育成することを目指している。感性豊かな子どもを育てられるように、保育者自身がまず音楽や造形、体を動かすことの魅力を実感できるカリキュラムを用意し、手遊びやピアノの弾き歌い、身近な素材を活かした造形活動、ダンスや自由な表現など、楽しみながら保育の力を身につけることを企図している（「子どもと音楽表現」「子どもと造形表現」「子どもと身体表現」等）。

加えて、実習については、兼任教員を含めて複数で担当し、一斉・個別の授業により、一人ひとりに応じたきめ細かい指導を可能にしている。特に施設実習の指導では、兼任教員として施設長や施設職員を招聘し、現場の実際に沿った実習指導を支援していただいている（「保育実習指導Ⅰ」「保育実習指導Ⅱ」「教育実習」等）。

教育課程に関する体系性の学生への周知・指導については、各学期の初めに学年ごとに履修説明を行い、周知徹底を図っている。成績発表はオンライン上で行われ、卒業及び資格・免許取得に必要な単位取得の確認を厳格に行っている。

また、半期ごとに学生自身が「履修カルテ」を記入する中で、各科目で学んだことや、やり残した課題を振り返り、今後の学修の目標や履修計画を立てることで、主体的な学びとなるよう指導している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育の充実を目的とし、平成 28（2016）年 4 月に「共通教育機構」を設置し、専任教員を配置する体制をとった（併設する大学に設置）。なお、本学では教養科目を「共通教育科目」としている。令和 5（2023）年 4 月、併設する大学の教育学部教育学科設置に伴う教員の異動により、学科によっては教員構成に不均衡が生じたため、全学的視野で各学部との連携のあり方を検討し、「共通教育機構」そのものは存置するものの、専任教員は配置せず、全学的な委員会組織としての「共通教育機構運営委員会」を中心とする運営体制に変更した。

共通教育機構は、大学全体の教養教育のあり方についての検討、カリキュラムの編成、共通教育科目の運営などの役割を中心的に担っている。

共通教育科目は、幅広い教養を身につけるとともに、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格に求められる基礎教養を深めることを目的としており、特に「建学の精神」を取り扱う授業科目である「宗教と人生」は、卒業必修科目として位置づけている。

また、専門教育との有機的連携を図るため、副学長（教育担当）を委員長に、共通教育機構長、学科長、教学部長、教学部事務部長、教務課長で構成されている「学科長会議」

及び全学的な委員会組織である「共通教育機構運営委員会」を通して、専門教育を担う教員とカリキュラム編成にかかる意見交換を行っている。【資料 3-2-8】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) 全学的な FD 活動

すべての科目のシラバスにおいて「授業外学習」「学習状況・理解度の確認」の項目を設けることにより、学生が毎回の授業準備の内容や時間の目安を確認しながら、計画的に学修を進められるように工夫している。さらに、「備考（アクティブラーニング等に関する記述を含む）」の項目を設け、学生に受け身的に受講させる従来の一方的な教授方法を転じ、主体的・対話的学修により思考力や実践力を身につける教授方法への移行を促している。

また、令和元（2019）年度から、学科の教育課程や科目の特性に応じて、ルーブリック評価や学修ポートフォリオを導入し、学生がふり返りながら次の学修目標を設定することができるような教授方法の開発を行っている。令和 2（2020）年度からは LMS 導入により、科目や課題の目標に対する達成度の自己評価が実施しやすくなり、LMS 内の学修ポートフォリオにデータとして共有され学修成果の可視化が促進された。

加えて、「授業アンケート」の集計結果を科目担当教員へフィードバックし、学生の意見を踏まえ、科目担当教員が教授方法の工夫・改善を行っている。【資料 3-2-9】

その他、半期ごとの集計結果に基づき、教育の質の向上に資する優れた教育実践を行い顕著な成果を収めた専任教員を、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」において表彰し、受賞者が研修会等においてその教育実践や成果等について発表することで他の教員もその内容を共有し、授業改善に役立てている。【資料 3-2-10】

さらに、FD・SD 研修の一環として、「FD・SD 研修会」を開催するほか、各学期において併設する大学と共に授業公開・参観を行い、教授方法の工夫や開発を試みている。また、学科内においても、年 1 回、学科教員全員で授業を参観し、教育方法や教授方法を共有するとともに、参観後に学科の教育の在り方や課題について話し合う機会を設けている。【資料 3-2-11】

2) 学科の FD 活動

〈共通教育科目〉

共通教育科目においては、学生の理解度に注意をはらい、幅広い考え方、知識、技能を獲得するための授業を行っている。特に「日本語（読解と表現）」「英語」「コンピュータ演習」においては、事前にプレテストを実施し各学生の理解度に合わせた授業を実施するとともに、期末にはアチーブメントテストを実施し、学習達成度の評価を行っている。【資料 3-2-12】

〈学科教育科目〉

令和 3（2021）年度より、卒業必修科目として「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」を開設した。これらの 3 つのゼミは、新入生の大学生活への円滑な移行を目指し、学生が多様な学びに積極的に参加することで、自身の成長を実感できるよう、また卒業後も一人ひとりが自分のキャリアを積み重ねていく基礎を培うことができる内容になっている。具体的には、5 つのカテゴリー（「学びのスキル」「園生活のスキル」「学生交流」

「地域交流」「キャリア教育」)で構成され、初年次から見通しをもち、一人で学ぶこと・複数や多人数で学び体験すること・多様な立場の方々と交流することといった、より実践的な学びの機会を通じ、質の高い保育者の育成を目指している。【資料 3-2-13】

また、令和 2(2020)年に学修支援の一環として導入された教育支援システム「manaba」の運用により、多くの授業で ICT を活用した双方向型授業が行われている。同システムでは、資料の配布、小テスト、アンケートの実施、レポートの提出等の機能が備わっており、授業者は学生の進捗状況や理解度を把握し、個別に必要なサポートや指導を行ったり、学生自身も学修プロセスや成果を自己評価したりできるようになっている。

その他、個々の学生に合った、少人数制の指導を取り入れている。「音楽Ⅰ」「音楽Ⅱ」では、グレード制の下、個人レッスン方式によるピアノ指導を行っているほか、「保育・教職実践演習(幼稚園)」では小グループに分かれ、ディスカッションやロールプレイにより学びを深化させている。

さらに、外部講師を招聘し、現在の保育・教育現場での専門的知識や状況についての講話を聞いたり、意見交換を行ったりする機会を多数設けている。各授業において、保育園園長、幼稚園教諭、指導教育主事、児童自立支援施設職員、母子生活支援施設職員、地域の子育て支援施設職員等を必要に応じて招聘している。

教育課程外では、ピアノ初心者及びピアノ授業が開講されていない学年に対し、ピアノ特別講座(個人レッスン)を行い、フォローアップに努めている。また、子育て支援事業「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」を開催し、学生に行事を企画・運営させることで、保育実践力の向上を図っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

「FD・SD 研修会」において主体的・対話的学修(アクティブラーニング)に関する研修を行い、その重要性について教職員の認識はかなり定着している。

今後は、授業目標に応じた授業内容の構成、授業方法、授業評価(学修成果の評価)を関連づけて立体的に授業を組み立てる授業設計についてのスキルアップが望まれる。また、教育改革推進会議等を中心に審議の上、科目間連携を行い、より効果的な教育方法及び教育内容を構築していく必要がある。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーに基づき、教学アセスメントポリシーを定め、全学レベル(短期大学)、教育課程レベル(学科)、科目レベルの 3 段階で、学修成果等を検証するとともに教育の成

果を可視化することを目指している。【資料 3-3-1】

また、令和 3（2021）年度には、学長のリーダーシップのもと、本学の教育の質保証を担う関係機関の連絡調整を図り、教育改革を一体的に推進することを目的に、教育改革推進会議を設け、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検、教学アセスメントポリシーの見直しを行った。教学マネジメントの実施に向けて、全学教職員を対象に「教学説明会」を行い、周知・理解促進に努めている。【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

一方、令和元（2019）年度より、「兵大 BasicsABC」 & 「兵大プロフェッショナル力」というカリキュラム大綱を設定した。共通教育科目（教養科目）と学科教育科目をその大綱の中に位置づけ、学生の学びの「見える化」を推進し、同時に学修成果の点検・評価方法を確立することとした。以下に概略を示す。【資料 3-3-4】

1) 兵大 BasicsABC

社会で活躍するための基礎力を以下の 3 つのアプローチから育成しようというものである。

〈Basics “A” (Academic Literacy) 「学びの基礎力」〉

1 年生の共通教育科目「日本語」「コンピュータ演習」（以上、卒業必修科目）、「英語」（幼保資格免許必修科目）が該当する。これらについては、入学時にプレイスメントテストを、学期の最後にアチーブメントテストをそれぞれ実施することで、学修成果の測定を行っている。

〈Basics “B” (Building a Foundation) 「専門的学修の基礎力」〉

1 年生から共通教育科目と並行して、学科教育科目を設定している。学科で設定した専門的学修の基礎科目については、ルーブリックを用いた評価をすることになっており、学修の具体的な成果が実感できるように工夫されている。

〈Basics “C” (Competencies) 「汎用的能力」〉

2 年間あるいは 3 年間を通して培われるコミュニケーション力、人間関係調整力、情報分析力、問題対処力、構想力といった社会で活躍するために欠かせない力の養成を目指すもので、ボランティアや地域活動、イベントの実施・企画、キャリア形成などのプログラムが該当する。これらについては、令和 2（2020）年度より実施している外部アセスメントテスト（PROG）(3-3-②で詳述)により、客観的な測定を可能にしている。

2) 兵大プロフェッショナル力

学科教育科目で身につけるべき専門的能力の目標 PL (Professional Literacy) を PL-1 から PL-3 で設定したものである。また、PL-1、PL-2、PL-3 のそれぞれに対応する科目群が設定されている。PL は、専門分野の知識や技術を体系的に理解するとともに、自分の言葉で表現したり判断したりしながら、それらを活用する能力と定義されている。その内容は、表 3-3-1 のとおりである。

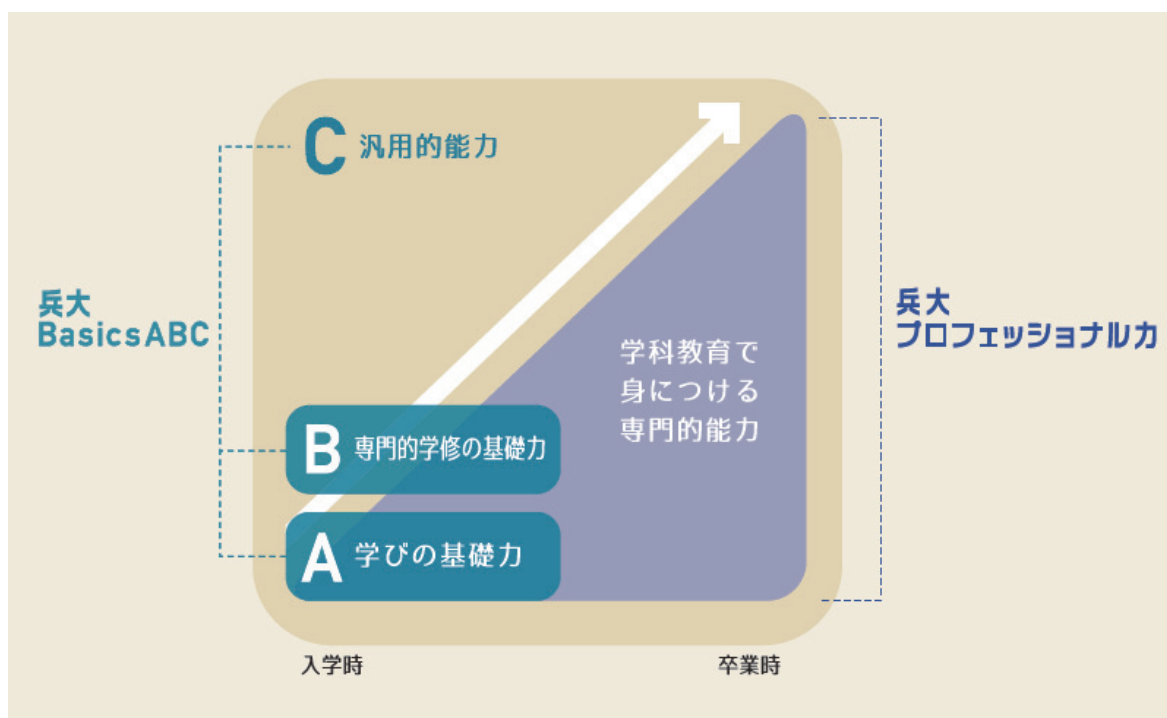
表 3-3-1 学科で目指すプロフェッショナル力

	PL-1	PL-2	PL-3
短期大学部 保育科第一部 保育科第三部	人と共に生きる力	自ら考えて解決する力	保育の専門性を高める力

学科教育科目の学修を通じて、それぞれの PL がどれくらい向上したかを、学修ポートフォリオ「兵大『学びのカルテ』」を利用して、学期ごとに振り返り、その成果を一覧できるようにしている。

「兵大 BasicsABC」と「兵大プロフェッショナル力」の関係は図 3-3-1 のとおりである。

図 3-3-1 「兵大 BasicsABC」と「兵大プロフェッショナル力」



3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、次の取組みを行っている。

1) 学生面談システム

本学では、令和 3（2021）年度よりこれまで学科主導で実施してきた学生面談を、大学を含め全学的に統合・最適化し、面談システムとして導入した。学生自身が教学情報システムにより履修・単位取得状況の確認、資格課程科目の判定状況を含めた学修成果の点検を行い、成績評価や課外活動等の成果を踏まえ、各学期のふりかえりと次の学期の目標を設定できるようクラス担任による個別面談・指導を行っている。【資料 3-3-5】

2) 授業アンケート

各学期末に実施している「授業アンケート」では、教員や授業自体の評価のみならず、科目ごとの学修時間や学修意欲、学修態度、自分自身の学修への取り組みや成果への満足度をたずねている。これにより、学生は科目ごとの学修状況を振り返ることができる。本アンケートの結果は学生に公開するとともに、アンケート結果に対する教員のコメントも学生にフィードバックしている。また、これらの結果はすべて、学部長及び学科長に配付し、教育改善に役立てるとともに、全体集計を公式ホームページにおいて公開している。【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】

3) 入学時調査

平成 30 (2018) 年度より、入学生全員に対して主に入学動機や学びへの期待などを把握するために「入学時調査」を実施している。その質問項目中には「兵大 Basics “C”」の汎用的能力 10 項目の自己評価を含めている。また、「入学時調査」の結果は学内で公表している。【資料 3-3-8】

4) 兵大「学びのカルテ」

令和元 (2019) 年度「兵大 Basics “A”」から始めた「学びのカルテ」を、令和 3 (2021) 年度には、「兵大 BasicsABC」及び「兵大プロフェッショナル力」を中心として学期ごとの学修成果を一覧できる学修ポートフォリオに集約し、「兵大『学びのカルテ』」として発展させて、発行した。この「兵大『学びのカルテ』」は、学生面談システムと連動させて、学生との面談時における資料として活用している。また、入学後・初年次の学生の学びの基礎力を把握することにより、その後の教育方法や学修指導の改善にも役立てている。【資料 3-3-9】

5) ディプロマ・サプリメント

前述の「兵大『学びのカルテ』」とは別に、これまでの在学時における全ての学修成果の可視化を目的として、卒業時に「ディプロマ・サプリメント」を作成し卒業生に配付している。記載事項には、クラス担任による所見も含まれ、学生が学生生活の学びを振り返るために活用されている。【資料 3-3-10】

6) 外部アセスメントテスト (PROG)

令和 2 (2020) 年度より、外部アセスメントテスト (PROG) を導入した。これは、(株)リアセックと河合塾が共同開発したジェネリックスキル測定テストである。本学の学修成果の可視化(「学びの見える化」)システムでは、「兵大 Basics “C”」に該当する 10 項目を測定し、学生自身の強み・弱みを確認できるようにしている。その結果は、わかりやすい冊子にまとめられており、学生自身でも振り返りを行うことができるが、さらに学科ごとの解説会を実施して、自分のもつ能力についてより深い理解や認識を得る機会としている。また、集計結果は学科で共有し、教育内容・方法の改善及び学修指導等の改善にも活用している。【資料 3-3-11】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では「入学時調査」「在学時調査」「卒業時調査」「授業アンケート」等により、様々な視点から学修成果のデータを収集・集約している。それぞれの結果は教育内容・方法や学修指導の改善に活用されているが、統合的・包括的なものとなっていない。今後は、教育改革推進会議を中心に、IRにより各種の調査データの分析結果を相互に関連付けることができるように、有効な評価指標を策定していく。その上で、的確な学修成果の点検・評価を推進していく予定である。

【基準 3 の自己評価】

本学では、建学の精神に基づく教育目的及び養成する人材像を踏まえ、平成 28 (2016) 年度にディプロマ・ポリシーを含めた三つのポリシーの見直しを行い、周知している。単位認定、進級、卒業認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、基準を明確化し、厳正に適用しており、成績評価基準についても厳正かつ公平に評価を行っている。

教育課程及び教授方法については、本学の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性のあるカリキュラム・ポリシーのもと、それに沿った体系的な教育課程を編成し、学生が自ら学び、思考力や実践力を身につける教育活動を展開している。また、「FD・SD 研修会」において、主体的・対話的学修（アクティブ・ラーニング）に関する研修会等を実施し、教授方法の工夫や開発に取り組んでいる。

学修成果の点検・評価については、教学アセスメントポリシーを定め、それぞれの段階で多面的な評価を行っている。また、学長のリーダーシップのもと、教育改革推進会議において、全学的な教育内容及び教育方法等の改善に向けた点検・評価を行っている。さらに、「授業アンケート」や外部アセスメントテスト（PROG）等も活用しながら、「兵大『学びのカルテ』」や「ディプロマ・サプリメント」を発行し学生等に配付するなど、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを適切に行っている。

以上のことから、基準 3「教育課程」を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の運営に関しては、「兵庫大学短期大学部組織規程」において、校務に関する最終的

な決定権が学長にあることを明確にしている。また、原則毎月 2 回開催する大学運営会議は、理事会から委任された短期大学の教育研究に関する業務、及び短期大学の基本的な事項について学長が決定するための審議機関として機能している。なお、大学運営会議は、短期大学部長が構成員であることから、教授会との意思疎通も適切に図られている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

また、本学における教育改革に関する方針、教育内容及び教育方法の改善等について審議する教育改革推進会議を令和 3（2021）年 4 月に設置した。これは、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として機能している。この教育改革推進会議は、学長を議長とし、副学長（教育担当）、FD・SD オフィス室長、IR 推進室長、教学部長、教学部事務部長、教務課長等で構成され、教学に係る様々な立場・観点から全学的な教育改革に関する審議を行い、教学マネジメントを機能させている。【資料 4-1-3】

令和 2（2020）年 4 月には、本学内外の様々なデータ及び情報の収集、管理、分析を行い、本学の戦略的な短期大学運営の意思決定、推進及び改善の支援を目的とした IR 推進室を設置し、学長による客観的・分析的なデータに基づいた意思決定が可能となる体制を整備している。【資料 4-1-4】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-①に述べたおり、短期大学の教育研究に関する業務及び短期大学の基本的な事項については大学運営会議において審議し、学長が決定している。

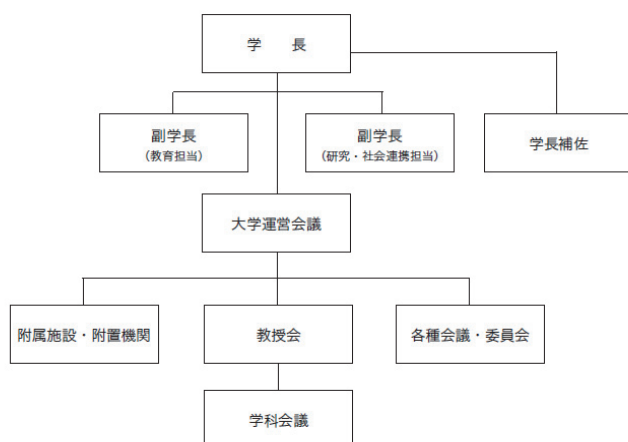
学長の下には副学長 2 人（教育担当、研究・社会連携担当）と学長補佐 1 人を置き、それぞれ「兵庫大学・兵庫大学短期大学部副学長に関する規程」「兵庫大学・兵庫大学短期大学部学長補佐に関する規程」に規定する職務において、機動的に学長を支援・補佐する体制を敷いている。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

学長の適切なリーダーシップを確立するため、学則及び「兵庫大学短期大学部教授会規則」において、学長が教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を定めて適切に公表している。なお、学長が教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する事項は、①学生の入学、卒業、②学位の授与、③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものである。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

また、学生の退学、停学及び訓告の手続きについては、「兵庫大学短期大学部学生懲戒手続規程」により学長が決定している。【資料 4-1-9】

なお、短期大学の教学マネジメント体制は、図 4-1-1 のとおりである。

図 4-1-1 短期大学の教学マネジメント体制



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「兵庫大学短期大学部事務分掌規程」において、事務組織及び事務分掌を明確にし、教学マネジメントの遂行に必要な人員を適切に配置している。【資料 4-1-10】

学長を議長とする大学運営会議には、副学長、短期大学部長等の教員のほか、事務局長、学長室長、教学部事務部長、入学部事務部長等の事務職員を構成員として配置している。これにより、教学マネジメントがシステムとして機能するための情報共有及び各部署間の効果的な連携が可能となっている。【資料 4-1-11】

また、各種会議・委員会には、構成員として必ず教員と職員が適切に配置されており、教職協働により教育研究活動の推進支援や学生支援を行っている。【資料 4-1-12】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントを機能的に遂行するための学長補佐体制、権限分散、職員配置等は構築されている。今後も使命・目的の達成に向けて、効果的な教学マネジメントにつながる教職協働のより良いあり方を検討していく。また、近年の社会環境の変化に伴って、多様化、複雑化する業務に対応するべく、業務推進会議を中心に対処策を立案していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、短期大学設置基準上で定める教員数を満たす専任教員数を確保し、適切に配置している。

また、「教職課程認定基準」「指定保育士養成施設指定基準」における必要教員数を、いずれも満たしている。

教員の採用・昇任については、「兵庫大学短期大学部専任教育職員選考規程」に、教授、准教授、専任講師、助教、助手の選考基準を明示している。教員の採用・昇任の発議は、学長と短期大学部長が協議を経て大学運営会議に報告を行う。教員の採用は原則として公募により行っている。また、「兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則」を制定し、任期を定めて任用する教員の採用を実施している。さらに、「兵庫大学等特別任用教員規則」を制定し、本学の教育方針に賛同し、教育研究遂行上または教育課程編成上特に必要とする者を特別任用教員として採用している。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

採用の具体的手続きについては、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部専任教育職員の新規採用に関する手続きについて」に規定している。また、昇任候補者の選出については、「兵庫大学短期大学部専任教育職員の昇任候補者選出に関する内規」に規定している。採用・昇任の運用に関しては、教授会及び大学運営会議において審議決定された候補者について、①資格審査委員会における審査、②資格審査委員会の審査結果に基づく教授会での採用または昇任の可否について審議、③教授会において「可」の判定を受けた場合、大学運営会議において採用または昇任の可否について審議決定を行う。【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】

審査のプロセスにおいて、教育課程を運営する上で最適な教員を採用・昇任を実施するため、採用・昇任予定者の専門分野に近い教員で構成される資格審査委員会を設置し、審議を行っている。本学の教育目的の理解及び教育研究力の有無を判定するとともに、講師職以上の候補者に対しては必ず模擬授業を実施している。模擬授業には資格審査委員に加え、副学長（教育担当）も審査に参加することとしている。その後、短期大学部長の面接において建学の精神である「和」の理解などを含めた人格面を審査する。また、任期を定めて任用する教員及び特別任用教員の採用についても、前述の手続きを経て採用を決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動については、平成 28 (2016) 年度から SD 活動も含めて兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD 推進委員会を中心に実施してきたが、平成 30 (2018) 年度に、教学マネジメントの機能強化のため、副学長（教育担当）直轄組織として FD・SD オフィスを設置し、さらに、令和 2 (2020) 年度には、学長直轄組織として、教育開発を含めた組織的な FD・SD 活動を推進している。【資料 4-2-6】

これにより、FD・SD 活動が教育改革に直結する形で運営され、効率的・組織的に教育の質の向上が図られるようになった。また、FD・SD オフィス会議において当該年度の事業方針が審議され、その方針に基づき FD・SD オフィス推進委員会が FD・SD 活動の運営（企画・立案・実施）を行っている。

以下に具体的活動を述べる。

1) 授業アンケート

「授業アンケート」は、専任教員、兼任教員を問わず全科目を対象として学期ごとに実施している。アンケート結果は、科目担当教員にフィードバックし、授業のふりかえりや学生の自由記述に対する返答などを科目ごとに集約し公開している。また、教育の質の向上に資する優れた教育実践を行い、顕著な成果を収めた教員を表彰する「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」のデータとして活用し、教育内容、方法等の改善のための相互研鑽に役立てている。【資料 4-2-7】

2) 教職員 FD・SD 研修会

授業内容や方法の質向上のため、さらには教育支援活動の資質向上のために「教職員 FD・SD 研修会」を年に 3 回実施している。取り扱うテーマは例年様々であるが、令和 4（2022）年度のテーマは表 4-2-1 のとおりである。第 1 回及び第 3 回は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」受賞者による講演会を実施した。実際に本学で取り組んでいる授業運営や教育方法の実践例を共有することで、教育の現状に関する理解が進んだだけでなく、教員間の授業改善の工夫や開発につながる相互研鑽の機運醸成を図る試みとなった。【資料 4-2-8】

表 4-2-1 令和 4（2022）年度 「教職員 FD・SD 研修会」実施内容

	開催日	テーマ
第 1 回	令和 4（2022）年 7 月 6 日	2021 年度Ⅱ期「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」受賞者「受賞対象の授業での工夫」
第 2 回	令和 4（2022）年 11 月 2 日	DX が進む社会と人材育成について～自治体の現場から～
第 3 回	令和 5（2023）年 2 月 10 日	2022 年度Ⅰ期「兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞」受賞者「受賞対象の授業での工夫」

3) 新任教職員研修

4 月当初に「新任教職員研修」を実施している。建学の精神とそれに基づく教育方針、教育組織、学修支援・研究支援体制、社会連携等について、各担当者より具体的内容について説明を行う。これらの研修により、本学の教育・研究への理解を深め、新しい環境に適応できるようにしている。【資料 4-2-9】

4) 外部アセスメントテスト（PROG）

令和 2（2020）年度入学者より開始した外部アセスメントテスト（PROG）について、データ集計及び分析結果をもとに、全教職員に対して結果報告会を行うことで、教職員の学生理解を促進するとともに教育改善の一助となっている。なお、データの一部は IR 推進室により分析され、教学アセスメント用のデータとして学科にフィードバックされている。【資料 4-2-10】

5) 教職員カフェ

教育目的を達成するためには、教職員間のコミュニケーションを増やし、学生や教育に係る課題等を共有することが重要との考えから、平成 27 (2015) 年にスタートしたものである。形態はワークショップやフリーディスカッションを中心として、茶菓付きで、気楽な雰囲気の中で教員・職員それぞれの悩みや不安を語る場として受け入れられている。ディスカッションのテーマ（例えば「建学の精神」や「初年次教育」「学生理解」など）を設定する場合もあり、教育内容・方法等を改善する土台づくりに役立っている。また、教職員の交流の場として、組織的 FD・SD 推進を下支えする草の根ネットワークづくりの役割も果たしている。【資料 4-2-11】

6) 授業公開

教員相互の研鑽を目的として、平成 19 (2007) 年「授業公開」を試験的に導入した。その後、参加の意識が高まり、現在は、全学で半期ごとに、公開科目を集約し、参観期間を設定して授業公開を実施している。教員には、1 年に 1 科目以上の公開と 2 科目以上の参観を義務づけている。参観者は、参観シートに感想やコメントを記入し、授業者にフィードバックしている。また、参観シートを学科ごとに集約し、学部長及び学科長が学部学科 FD の資料として活用している。教学マネジメントや学生指導改善の目的から、職員の参加も増加している。【資料 4-2-12】

7) FD・SD Newsletter

平成 21 (2009) 年度、当時の FD 委員会において、FD 活動の報告書としてスタートし、平成 28 (2016) 年度からは、現在の「FD・SD Newsletter」(年 2 回発行)の形で定着している。内容は、全学で共有すべき教育方針や教育テーマを中心として、FD・SD 活動の報告や職員研修の様子、職員の業務内容に関するインタビュー記事、大学教育関連図書を紹介、学生の執筆によるトピック記事など多岐にわたっている。【資料 4-2-13】

8) 教員評価制度

教員評価制度について、従来の基準・方式を見直し、令和 3 (2021) 年 6 月に教員評価制度実施要領を改正し、新しい基準での教員評価をスタートさせている。

平成 31 (2019) 年度の改正では、「教育」「研究」「組織運営」「社会貢献・国際交流」の評価領域の中から、それぞれの領域に定められた上限点とは別に自己裁量及び短期大学部長裁量により配点(加点)を可能とした。この改正により、特定の領域に貢献をした教員の評価が数値化され、その貢献度が明瞭となった。また、総合評価の計算方法の変更及び項目の追加を行い、教員の活動実績を客観的かつ公正に評価できるよう見直しを行った。評価結果については全体評価結果公表とともに、教員個々に対して短期大学部長からフィードバックを行っている。また、教員評価結果を反映した処遇として賞与加算を行っている。

なお、教員評価制度の改善や調整の必要性を判断するため、教員評価委員会において、人事評価制度や組織上の問題点を把握し、改善向上方策を立案している。【資料 4-2-14】

【資料 4-2-15】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD・SD 活動において、対面授業とオンライン授業の両方のメリットを考慮の上で、授業方法や学生指導のあり方を検討していく必要がある。また、本学では学生への個人面談が重要との認識から、学生理解や面談技法等のスキル向上にも取り組む。これらについては、FD・SD オフィスのみならず、教育改革推進会議においても議論を行う予定である。

さらに、大学を取り巻く環境の変化に対応しながら教育改善・授業改善を進めるためには、他大学との協働が必要である。大学コンソーシアムひょうご神戸とも連携して情報交換を行い、効果的な FD・SD 活動を実施し、自らの FD・SD 活動を客観的に点検できることを目指す。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

前述のとおり、本学における SD 活動は、FD 活動と一体的に実施している。平成 30 (2018) 年度に、教学マネジメントの機能強化のため、副学長（教育担当）直轄組織として FD・SD オフィスを設置し、さらに、令和 2 (2020) 年度には、学長直轄組織に変更したことで、より FD と SD を一体的にとらえる意識が広がり、教職協働による教学マネジメント体制の確立を中心とした教育改革が促進され、効率的・組織的な教育の質の向上が図られるようになってきている。【資料 4-3-1】

FD・SD オフィス主催の研修会以外にも、事務職員のみを対象とした研修を開催している。学内研修としては、テーマを設定し、各種講演・グループ討議等で職員の能力向上及び帰属意識の向上を図る事務職員研修や管理職研修を開催している。【資料 4-3-2】

学外研修としては、日本私立短期大学協会等が主催する研修会に職員を参加させることにより、教務事務、学生指導、就職支援等に係る知識や技能を含めた資質・能力向上を図っている。【資料 4-3-3】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学を取り巻く環境の変化に対応しながら教育改善・授業改善を進めるためには、SD 活動による事務職員の資質・能力の向上は必須である。今後、カリキュラム改革、ハイブリッド型授業・オンデマンド授業の導入や LMS 活用機会の増加などに伴い、学修支援体制や学生支援のあり方が変化することが予想される。学内のみならず、学外で開催される研修会への参加や学内事務職員研修制度の充実を図ることで、ICT（情報通信技術）教

育環境の整備やデータ集約・分析等に必要な能力の向上に向け、その方策を FD・SD オフィス会議において検討していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究を推進するために、附属機関である附属図書館のほか、以下の附置機関（研究所等）を設置している。これらの施設は、「知」の拠点であり、教育・研究のための施設、地域連携、地域への生涯学習機会提供の場として機能している。

また、全学的な研究推進に係る事項を検討し、本学の研究機能の一層の高度化並びに研究力の向上を図ることを目的として、研究推進会議を設置している。

1) 学修基盤センター

学生の主体的な学びや自己成長を促進するとともに、教員の教育研究活動を支援するための環境について充実を図ることを目的とし、附属図書館の運営、情報処理環境の構築や管理、学修支援環境の整備等を行っている。【資料 4-4-1】

2) 先進教育研究センター

成長リレー教育（乳幼児・初等教育から高等教育、生涯教育までの流れの中で、一人ひとりに合わせた学びを展開する先進的な教育手法）を推進することを目的に、様々な教育の調査・研究を実施している。【資料 4-4-2】

3) 附属総合科学研究所

学術及び地域社会の発展に寄与することを目的として、共同研究・受託研究・調査を行っている。【資料 4-4-3】

4) 実践食育研究センター

高度な知識と栄養管理技術を駆使できる人材養成を目指すとともに、栄養・健康に着目した研究を実施し、食育という視点から住民の健康を支え、広く地域に貢献することを目的として、栄養・健康に関する研究を実施している。【資料 4-4-4】

5) 研究室の整備

専任教員全員（助教以上）に個人研究室を、助手については、複数で使用する研究室を備えている。全ての教員に対し、着任時に教育・研究に必要なソフトウェアを搭載し

たコンピュータを1台貸与し、有線及び無線LANによるネットワーク環境も整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1) 規程の整備と倫理教育の実施

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3（2021）年2月改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に従って、本学において適正な研究活動を推進すること、また科学に対する信頼の向上を図るため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動に関する規程」を制定している。【資料4-4-5】

同規程第5条には「研究者等の責務」として、「研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は講演会の受講」を規定している。これは、短期大学が「研究者としての作法」を定期的に学び直す機会を専任教員等に提供することが目的である。それに従い、専任教員及び研究費担当事務職員は、5年に一度「研究者倫理教育」を受講することを義務付けている。

具体的には、平成27（2015）年度～令和元（2019）年度が第1クール、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度が第2クールに当たり、令和2（2020）年度は全専任教員及び研究費担当事務職員に対して、「研究倫理eラーニングコースeL CoRE」の受講を義務付けた。令和4（2022）年度末現在の受講率は、専任教員・研究費担当事務職員ともに100%である。

なお、科研費等新規採択教員を対象として、毎年度「科研費新規採択等に係る説明会」等を開催している。同説明会では、研究支援課が科研費使用ルール、科研費の執行方法、他大学の研究不正・不正使用事例等について周知し、公的研究に係る研究者倫理の意識向上に努めている。

2) 医学系研究及び動物実験に関する研究審査・検証体制

〈医学系研究について〉

研究倫理審査については、「ヘルシンキ宣言(人間を対象とする医学研究の倫理的原則)」及び厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に適切に対応し、本学における人を対象とする研究に係る研究計画及び研究成果の公表について審査を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程」を制定している。【資料4-4-6】

研究倫理委員会は、原則として年6回開催している。本学で実施される医学系研究は侵襲性の程度が低いものが多いため、主に迅速審査を採用している。また、侵襲性の程度が高い研究や介入研究の場合は合議審査、研究倫理委員会構成員では審査できない高度な医学的研究については外部委託により審査することとしている。

〈動物実験について〉

環境省「動物の愛護及び管理に関する法律」、兵庫県「動物の愛護及び管理に関する条例」及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に適切に対応し、本学における動物実験に係る審査を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験規程」を制定している。【資料4-4-7】

動物実験委員会は、原則として年4回開催している。本学で実施される動物実験の対象動物は小型げっ歯類（ラット、マウス）に限定している。なお、本学は公私立大学実験動物施設協議会に加盟し、平成29（2017）年度に動物実験基本指針への適合性及び実験動物飼養保管基準の遵守状況について検証を受ける「第2期外部検証プログラム」を受審した。外部検証では、「副学長を委員長として組織された動物実験委員会が、事務組織と連携して機能しており、短期大学全体で動物実験の適正化に取り組む姿勢として評価できる」との評価を受けている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、「Vision 2030（第4次中期計画）」において、基本骨子「教育研究」の中の5つの「重点戦略」の一つとして「研究基盤の充実」を掲げ、研究活動を支援する取組みを行っている。【資料4-4-8】

1) 研究費の配分

教員の研究活動を助成する個人研究費は、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手並びに特別任用教員を対象とし、20万円を上限として研究に用いることができる。用途の範囲は、研究に必要な図書、雑誌、資料等の購入費や、備品、消耗品費、通信費、調査費、印刷費、学会の会費等である。【資料4-4-9】

また、全学的な研究水準及び研究成果の向上の推進を図ることを目的として、「プロジェクト経費」を設けている。本経費は、教育推進助成と研究推進助成の2つの区分を設定し、後者は、科学研究費助成事業の申請を行う予定の教員を対象としている。【資料4-4-10】

さらに、令和5（2023）年度から研究生産性の向上のため、個人研究費傾斜配分を実施している。これは、個人研究費20万円に加えて、上限5万円まで加算するもので、前年度の教員評価制度（研究の領域）に基づく評価点の相対評価により傾斜配分を決定している。【資料4-4-11】

2) 競争的資金の獲得に向けた支援

研究支援課では、科学研究費補助金（以下「科研費」とする）をはじめ、多様な研究資金源の開拓・獲得に向けた様々な支援策を立案し、教員へ提供している。

科研費等の外部資金獲得においては、多様な公募情報等を学内ポータルサイトに集約することによって、情報にアクセスしやすくなるように工夫している。

また、科研費については、申請数の増加や採択率の向上を図るため、申請書類作成の説明会や申請書類作成の助言と指導、外部機関による申請書類の添削サービスを実施している。【資料4-4-12】

3) サバティカル制度

「学校法人睦学園研究員規則」に基づき、学問水準の向上及び教育の充実発展を図るため教員が一定期間研究・調査に専念することを目的にしたサバティカル制度（特別研究休暇制度）を設け、研究を推進できるようにしている。

具体的には、国内外を問わず研究期間は1年を限度とし、その期間中、授業及び各種委

員会等学内業務を免除している。該当教員は、研究期間終了後6ヶ月以内に研究経過報告書を提出し、2年以内に著書又は学術雑誌等により、研究成果を公表することとなっている。【資料4-4-13】

4) 研究環境の改善に関するアンケートの実施

「令和3年度 研究環境改善及び科研費申請支援等に関するアンケート」を実施したところ、次の2点が課題として明らかになった。

①授業・実習等教育に充てる時間が多く研究活動時間の確保が難しい。

②教員の研究・教育以外の業務の軽減・効率化・簡素化が必要である。

本学として研究活動時間の確保については、各教員に対し原則として少なくとも週1回の研修日を設け、また、夏季研修期間(8月中旬～9月上旬)及び冬季研修期間(3月中旬～3月下旬)を設けている。事務業務の軽減等については、各種委員会の統廃合を行い、時間的制約を軽減するとともに、物品購入伺、出張伺(旅費交通費)作成等の事務的業務の一部を事務職員が行っている。【資料4-4-14】

5) 研究成果の公開

本学では研究成果を発表する機会として、「兵庫大学短期大学部研究集録」を毎年原則1回発行している。発行にあたっては、研究集録編集委員会で編集及び発行に関する業務を行っている。【資料4-4-15】

また、研究成果等は研究業績管理システム「研究業績プロ」で管理している。【資料4-4-16】

6) 研究費担当事務職員の研修

研究環境のさらなる充実の一環として、令和5(2023)年度は、研究費担当事務職員が、研究マネジメント人材育成を目的とした一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構の研修を受講し、資質向上に取り組んでいる。【資料4-4-17】

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

「Vision 2024(第3次中期計画)」において、研究活性化に向け、戦略目標として「研究生産性の向上」を掲げ、令和2(2020)年度の研究実績を基準として、研究生産性を10%向上させることを継続目標としている。さらに「Vision 2030(第4次中期計画)」では研究基盤の充実を図るため、共同研究の推進、受託研究の拡充や寄附、助成等による独自研究財源の確保、研究成果の可視化をクローズアップして、柔軟かつ競争的で開かれた研究環境を創出する具体的な支援プログラムの検討等を行っていく。

一方で、そうした研究をサポートする資源配分についても、依然として不十分な点が多いことは認めざるを得ない。平成27(2015)年度までは40万円であった個人研究費も、経費節減の一環として次第に減額され、現状の額となっている。こうした厳しい経営環境においても、大学の研究機能の維持発展を図るために、研究推進会議において、本学の研究活動についての課題等を整理・検討し、研究活動を推進していくとともに、外部資金の獲得、将来計画の中で設備等の物的支援など、学内の研究環境のさらなる充実を検討して

いく。

【基準 4 の自己評価】

短期大学の意思決定と学長のリーダーシップは、学長が議長となる大学運営会議において適切に発揮されている。また、副学長及び学長補佐を置き、学長を補佐する体制は確立されている。

専任教員は法令等に則り、教学指導上の効果を考慮したうえで適切に配置している。教員の採用及び昇任は、規程に基づき適切に実施されている。

教職員の FD・SD については、FD・SD オフィスを設置し、組織的な FD・SD 活動を通じて資質能力の向上に取り組んでいる。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源の配分を適切に行っており、諸課題に対する改善を図ることができるよう、体制を整備している。また、外部資金の導入のためプロジェクト経費の設置や科学研究費等の申請数の拡大、採択率向上のための施策を講じている。

以上のことから、基準 4「教員・職員」を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人睦学園（以下、「本学園」という。）は、建学の精神である「和」に基づき、その使命を達成するために、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として位置付け、「学校法人睦学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）「理事会業務委任規則」「学校法人睦学園組織規則」、及びそれに基づく関連規程により事業を執行している。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

寄附行為第 3 条には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、『建学の精神』である『聖徳太子の御徳を慕い、その十七条憲法に示された『和』を根本の精神として仰ぎ、仏教主義に基づく情操教育を行い、有為の人材を育成することを目的とする。』に基づく、学校教育を行い、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」と法人の目的を定め、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守することを明記している。また寄附行為は、公式ホームページで公開し、透明性の確保と誠実な経営を実践している。

寄附行為に則り、理事、評議員、理事長、監事を選任し、理事会及び評議員会を適切に運営するとともに、監事は、理事会及び評議員に毎回出席し、寄附行為第 16 条に定める職

務を行っている。

学長には、「理事会業務委任規則」第14条に定めるとおり、大学の教育研究に関する業務を委任し、権限を与え、法令を遵守し経営の規律を保っている。

法人役員の規律と誠実性の維持に関しては、寄附行為第10条に役員の解任及び退任に関する条項を定め、法令の規定及び寄附行為の遵守を法人役員に求めている。また、寄附行為第19条第13項に「特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。」、第21条第3項に「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」と定め、法人役員は厳正な規律の維持に努めている。

教職員の規律と誠実性の維持については、「就業規則（加古川団地）」第3条第2項に「職員は、この規律及びその他の学園内の諸規程を守り、誠実にその職務を遂行しなければならない。」と規定した上で、就業上の職務規律を同規定第31条（遵守事項）、第32条（承認事項）、第33条（禁止事項）、第34条（出勤）に定めている。また、寄附行為や「就業規則（加古川団地）」のほか、「学校法人睦学園個人情報保護に関する規則」「個人番号及び特定個人情報取扱規則」「学校法人睦学園公益通報等に関する規則」等を定め、適切な運営を行っている。【資料5-1-4】【資料5-1-5】【資料5-1-6】【資料5-1-7】

私立学校法第47条に指定している事項については、適切に対応している。また、私立学校法第63条の2に指定されている情報は、本学園のホームページにおいて、学校教育法施行規則第172条の2及び教育職員免許法施行規則第22条の6で規定されている情報は公式ホームページにて公表している。【資料5-1-8】【資料5-1-9】

なお、本学園は本学のほか、以下の5つの学校を設置している。兵庫大学短期大学部、兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校、神戸国際中学校・高等学校、兵庫大学附属須磨幼稚園、兵庫大学附属加古川幼稚園（以下、「設置校」という。）

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の使命、目的を達成するため、理事会のもとに「拡大常任理事会」（月1回定例開催）を設置し、設置校の業務運営に関する事項について連絡調整を行い、設置校間の業務の統一的な遂行を図っている。【資料5-1-10】【資料5-1-11】

表 5-1-1 「グランドデザイン 2030」の基本骨子と重点戦略

基本骨子	重点戦略	
I. 人間教育	「和」の精神に基づく 睦人材の育成	①「和」の原点回帰と理解促進 ②学園訓（感謝・寛容・互譲）のこころを育てる教育の展開
II. 教育研究	教育の充実と 総合的「知」の形成	①睦学園教育メソッドに基づく教育実践 ②個の成長を最大化する教育の展開 ③教育の質保証と特色化（社会や地域、時代に求められる 人材育成とそれに応じた教育研究組織の再編） ④総合的な「知」の集結による部門間連携の強化

Ⅲ. 国際化推進	世界的視野で行動する 人材の育成	①グローバル人材の育成 ②キャンパスの国際化（留学生の受け入れ促進含む） ③異文化理解と外国語教育の充実（各校園のグローバル教育の充実と学園を通貫した教育プログラムの構築）
Ⅳ. 社会連携	地域に開かれ 地域と共に成長する	①保護者や卒業（園）生、教職員 OB との関係性の強化 ②地域のステークホルダーとの連携強化 ③生涯学習機能の強化 ④他法人等との連携強化
Ⅴ. 経営基盤	永続的な変革と 発展を支える組織づくり	①法人機能の強化 ②健全な財政基盤の構築 ③寄附事業の拡充 ④連携強化、合理化、効率化による学園の組織力強化 ⑤学校法人としてのブランド力の強化 ⑥教育の質を上げる教職員の能力開発

平成 29（2017）年に現状を踏まえながら中長期を見据え、教学改革、学生募集対策、人事政策等において改善を図ることを目標とした「学校法人睦学園経営改善計画（平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度）」（以下、「経営改善計画」という。）を策定し、実行した。その後、令和 4（2022）年には新たな学園中期計画となる「睦学園グランドデザイン 2030（令和 5（2023）年度～令和 12（2030）年度）」（以下、「グランドデザイン 2030」という。）（表 5-1-1）を策定し、実行している。【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

環境保全に配慮した省資源対策の取組みとして、クールビズの実施等による夏期の電力削減対策、照明設備の LED 化、デマンド監視装置による空調設備の効率運転、省エネルギーに配慮した空調設備更新等を実施している。さらに電子会議システムを導入し、大学運営会議や教授会などにおいてペーパーレス化を進め、資源の削減に努めている。

2) 人権への配慮

全学的な人権意識の向上を目的として、人権教育推進委員会を設置し、毎年、活動方針を策定した上で様々な取組みを実施している。具体的には、人権に関する各種研修会への参加、学生や教職員対象の人権教育講演会の開催等を行っている。【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

また、公正、安全で快適な環境の下に、教育及び就業の機会と権利を保障することを目的として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を作成し、また、各種ハラスメントの防止、並びに問題が生じた場合に適切に対応するための措置について周知を行っている。【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】

3) 安全への配慮

〈危機管理体制〉

学長は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程」に基づき、本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態や、学生、職員及び近隣住民等の安全に係わる重大な事態が発生した場合には、危機対策本部を設置し、その対応にあたることになっている。さらに「危機管理ガイドライン」に基づき、危機対策本部の役割や危機事象事例とその担当部署を明確にしている。【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

新型コロナウイルス感染症については、上述のとおり、危機対策本部を設置し対処した。また、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針」を策定し、フェーズを基準とした正課外活動等の制限を行った。危機対策本部で決定した内容等は、「新型コロナウイルス感染症に関する特設ページ」（公式ホームページにバナー作成）において、学生及び教職員等に情報を発信している。【資料 5-1-21】

〈火災、地震等の災害〉

「兵庫大学等防災管理規程」により、防火管理者、防災責任者、火元責任者を置き、その災害に備えている。【資料 5-1-22】

火災発生による避難訓練として、毎年、教職員や学生を対象に加古川市消防署の協力のもと防災訓練を実施している。令和 4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止をしたが、教職員を対象に防災意識を維持させるための動画視聴を行った。【資料 5-1-23】

また、災害が起こった時に、パニックにならないよう、個人が取るべき行動を確認し、また防災に関する意識を高めていく目的で、ポケット版の「大地震対応マニュアル」を全学生及び全教職員に配付している。【資料 5-1-24】

〈AED の配備〉

人命の緊急事態に備えて、学内に AED（自動体外式除細動器）を 4 台配置している。なお AED については、加古川市に救命サポートステーション（一般事業所）としても登録し、近隣の住民にも対応できるよう体制を整えている【資料 5-1-25】

〈健康管理〉

学生や教職員の健康面については、健康管理センターを設置し、カウンセリングが必要な場合、カウンセラー等が対応できるシステムを整えている。また、教職員の安全衛生の維持向上、健康障害防止等については、衛生委員会が「兵庫大学・兵庫大学短期大学部衛生委員会規程」に基づき、対応している。また、ストレスチェックによる教職員の健康保持にも努めている。【資料 5-1-26】【資料 5-1-27】

〈薬品類の取扱い〉

「薬品類の取り扱い、管理及び廃棄等に関する規程」「毒劇物及び爆発物の管理マニュアル」により、管理責任者、取扱責任者、総括取扱責任者を置き、薬品類の購入、取扱い、保管、管理及び廃棄に関して、事故防止を万全に行うよう安全管理体制を整備している。【資料 5-1-28】【資料 5-1-29】

〈コンピュータ・セキュリティ〉

学内と学外のネットワーク接続点にファイアウォールを設置し、通信を制御することで、学内ネットワークの安全を維持しているほか、電子メールのウイルス対策としてメールサーバー上でウイルス対策ゲートウェイを稼働させ、送受信されるすべての電子メールに対

してウイルススキャンを行い、ウイルス付きの電子メールが送られることを防止している。また、急な停電等に対応できるよう各種サーバー及びネットワークには無停電電源装置を整備している。

〈その他の警備体制〉

守衛を常時2名以上配置し、365日、24時間の管理体制としている。また、4号館及び5号館には機械警備システムを設置し、盗難等の対策に配慮している。そのほか図書館には入館ゲートシステムを、2号館3階情報教室には入退管理システムを導入している。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も短期大学の使命・目的の実現に向けた取組みを推進するとともに、高等教育における様々な動向に注視し、現状の課題を大学構成員一人ひとりが認識し、「Vision2030（第4次中期計画）」を全学一体として推進できるよう、各種会議体での情報共有や意見交換を継続していく。さらに、環境保全、人権、安全への配慮についても社会情勢の変化等の情報収集を行い、学内の諸規程の見直しや取組みについても改善していく。

省エネルギーに配慮した空調設備の更新や、学生・教職員の安全確保についても現状の課題を抽出し、業務推進会議等で精査した上で、改善に努めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

1) 理事会

寄附行為第19条において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務を監督する」機関と位置づけている。理事会は、「理事会会議規則」「理事会業務委任規則」に則り、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議することとし、定例の5月（2回開催）、3月（2回開催）以外に5回、合計で年間9回開催し、適切かつ円滑に運営している。現在、理事は12人（大学長1人、大学の他設置校の長2人、評議員からの選任者2人、学識経験者4人、法人職員3人）の構成で寄附行為に基づき、適正に選任されている。令和4（2022）年度の理事会への理事の出席率は、83%～100%で推移しており、良好な出席状況のもと、適切な意思決定が行われている。【資料5-2-1】【資料5-2-2】【資料5-2-3】【資料5-2-4】

使命・目的の達成に向けて意思決定がより適切にできるよう「理事会会議規則」に基づき常任理事会を設置し、設置校の日常業務に関する事項の連絡調整を密にし、業務の統一的な業務の速やかな遂行等を図っている。

2) 拡大常任理事会

理事長及びその他の学内理事に加え、大学の部長、設置校の副校長及び事務長等で構成

する拡大常任理事会を設置し、理事会の議案のほか、学校法人の日常業務全般について機動的に協議・決定を行うことができるよう、月1回定例開催している。理事会会議規則第19条に基づき、その決定事項は次の理事会において理事長から報告を行っている。【資料5-2-5】【資料5-2-6】

このほかに、理事会の諮問機関として学園協議会を置き、学園運営の諸課題について審議・立案等を適宜行っている。【資料5-2-7】

管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室）が担い、「学校法人睦学園法人事務局事務分掌規定（第2号）」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画調整等を行っている。【資料5-2-8】【資料5-2-9】

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

令和2（2020）年4月の私立学校法改正に伴い、令和2（2020）年4月1日変更の寄附行為において、監事の機能強化、役員の実任の明確化、情報公開の充実等について規定した。さらに、令和3（2021）年6月25日付文部科学省通知「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について」に基づき、令和3（2021）年7月以降に開催される理事会及び評議員会から、議事録署名人に出席監事を含めること（令和5（2023）年1月26日変更の寄附行為において規定）とする等、管理運営体制の改善・強化に努めてきた。

今後も急速に変化する社会経済情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行うため、意思決定機関としての理事会機能を充実させるとともに、監事機能を十分に稼働させることで法人経営の充実を図る。さらに、建学の精神に照らしつつ、本学園の基本目標である「地域に愛される学園」「質を重視する学園」の確立に向け、経営と教学の一体感をさらに高めていくための体制整備を継続して行う。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

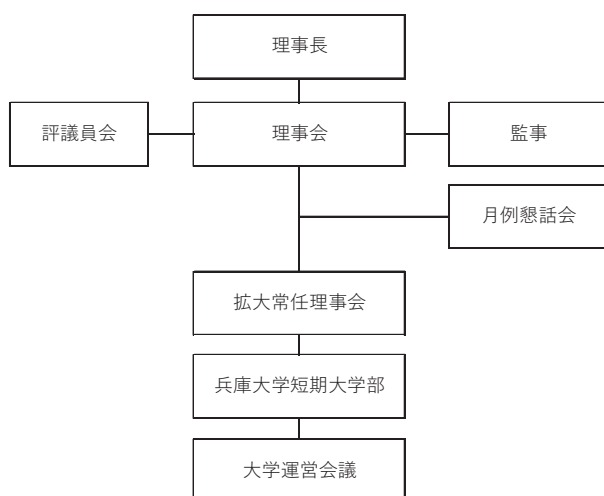
5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

1) 法人と大学との意思疎通と連携

本学園全体の日常業務の連絡及び決定は、月例開催の拡大常任理事会で行っている。また、この場において、学園方針の周知徹底を図るとともに、本学及び設置校の個別の課題及び課題解決のための諸提案等についても協議を行っている。

理事会には、構成員として本学の教学部門から学長（兼理事長）、副学長2人（教育担当、研究・社会連携担当）計3人の教員（理事会構成員の4分の1）が、さらに、拡大常任理事会には、学長補佐、事務局長、学長室長、入学部長（教員）、教学部長（教員）、入学部事務部長、教学部事務部長の7人も構成員として加わっている。

図 5-3-1 法人及び短期大学の管理運営機関



評議員会は、教学部門の責任者として学長、副学長 2 人（教育担当、研究・社会連携担当）、教員から選出された 2 人に、学長補佐、事務局長が加わり、計 7 人で構成されている。

前述の評議員会構成員の 7 人は学長が教育研究に関する業務等を決定するための審議機関である大学運営会議の構成員でもあり、結果、理事会及び評議員会は本学内の管理部門と教学部門の責任者が構成員として参画し、学園の現状を把握、理解するとともに、諸問題の分析や将来に向けての計画についての検討・協議を行っている。（図 5-3-1）

以上の会議体に加え、学内意思疎通及び透明性の観点から、毎年学園の創立記念日である 6 月 10 日に学園の他の設置校も含め全教職員が一同に会する「進睦 610 会（しんぼく ロクテンかい）」を開催し、理事長が直接全教職員に対し経営状況等の説明を行っている。

【資料 5-3-1】

2) 理事長と学長の連携

理事長と教学部門の統督者である学長（ないしは校長、園長）とが、個別に教学面及び管理運営面の諸課題について意見交換する月例懇話会を部門ごとに設定している。大学においても理事長と学長（副学長 2 人、法人事務局長、学長補佐含む。）との月例懇話会を令和 4（2022）年 10 月まで月 1 回開催しており、機動的かつ適切な連絡調整が行える機会として、法人及び本学間の意思疎通と連携強化の面を補完していたが、令和 4（2022）年 11 月以降は学長が理事長を兼務する組織体制となったため、大学の月例懇話会については休止している。【資料 5-3-2】

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

管理運営機関として、議決機関である理事会、日常業務等の協議・決定機関である拡大常任理事会、諮問機関である評議員会、監査機関である監事をそれぞれ設置し、その位置づけを明確にした上で、それぞれが役割を果たすことで意思決定過程における適切性及び円滑化を図っている。

理事会の構成は、学内理事 7 人と学外理事 5 人の計 12 人、また評議員会は、理事のうち 11 人のほか、学園の教職員、卒業生、学識経験者及び保護者の幅広い範囲から選任された 19 人の計 30 人で構成している。理事及び評議員については、いずれも寄附行為の定めに基づき、適正に選任している。

寄附行為第 24 条に規定する諮問事項については、理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聴き、また、寄附行為第 37 条に規定する決算及び事業の実績についても理事会後に報告を行っている。なお、令和 4（2022）年度の評議員会への出席率は 87%～93%と良好である。

監事の 2 人（元本学園理事と公認会計士）は、寄附行為第 7 条の定めにより適正に選任され、理事会及び評議員会に毎回出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜意見を述べるとともに、監査法人との連携による会計監査、本学を始めとする設置校に対する業務監査等を行い、毎年度「監査報告書」及び「業務監査報告書」を作成して理事会及び評議員会に提出している。さらに監事による業務監査報告書は大学運営会議において共有されることで、本学における業務改善機能の一端を担っている。

【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

令和 4（2022）年 3 月に制定・公表した「学校法人睦学園兵庫大学・兵庫大学短期大学部ガバナンス・コード」について、監事による業務監査の項目として位置づけ、「ガバナンス・コード適合状況チェック表」により、当該コード各項目の適合状況について精査を行い、適合状況の確認を行っている。【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】

（3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園においては、理事会、評議員会、拡大常任理事会、月例懇話会、監事等を通じて、法人・短期大学間で十分なコミュニケーションが図られており、意思決定の円滑化、相互チェックの機能性を確保しているものの、高等教育機関を取り巻く環境の変化に即応するために、令和 4（2022）年 3 月に制定した「学校法人睦学園兵庫大学・兵庫大学短期大学部ガバナンス・コード」などを援用しながら、法人及び大学の各管理運営機関の更なる機能向上に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 29（2017）年度に、自主的に「経営改善計画」を策定し、現在に至るまで、財務運営を適切に行ってきた。

大学・短期大学部門においては、令和 2（2020）年度から、「経営改善計画」を踏まえた、「Vision 2024（第 3 次中期計画）」を策定し、その年度ごとの KPI（Key Performance

Indicator：重要業績評価指標）を基本に、当該年度の事業計画を策定するとともに、それに基づき予算の編成を行った。その後、令和4（2022）年に「グランドデザイン2030」に基づき、少子高齢化による総人口の減少を見据えた想定や施策等を踏まえ、5カ年（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）の財務計画を策定している。計画では安定的な学園運営を目的として、「健全な財政基盤の構築」を重点戦略に置き、日本私立学校振興・共催事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（学校単位）」の区分の是正、経費比率の適正化、経常収支差額比率の改善を年度ごとのKPIとして定めている。【資料5-4-1】【資料5-4-2】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

上記の経営改善計画を基本として、年度ごとの事業計画の下、年度予算を編成している。

令和4（2022）年度決算では、基本金組入前当年度収支差額は支出超過の6,071万円となっている。これは学生数の定員割れが大きき要因となっている。過年度の推移を見ると、基本金組入前当年度収支差額は令和元（2019）年度では2,044万円の収入超過となっており、ここ2年間は大幅な支出超過状態が続いている。（表5-4-1）（表5-4-2）

学園全体としても、ここ数年赤字傾向が続いているが、収支バランスの安定化を図るため、学生・生徒・園児の確保に重点を置き、人件費、教育研究経費、管理経費等の縮減を行っている。（表5-4-3）

現行の「経営改善計画」には、学生の安全確保に直結する耐震補強工事や将来に備えて教育環境の整備に必要である新規大型投資事業についての計画はないが、現在、「グランドデザイン2030」での実施を目指し、大型投資計画を検討している。計画を実行するためにも、収入増加策として、学生募集活動の強化による学生確保はもちろんのこと、寄附金事業の推進やエクステンション・カレッジによる講座収入及び科研費等外部資金の増加を目指しており、また、抑制策としては人件費の抑制や、経費圧縮を図り、安定した財務基盤の確立を目指していく。【資料5-4-3】【資料5-4-4】【資料5-4-5】【資料5-4-6】【資料5-4-7】

表5-4-1 事業活動収支差額（短大）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
基本金組入前 当年度収支差額	△45,461	20,435	△80,311	△84,215	△60,709
事業活動収支差額比率	△8.2%	3.6%	△16.5%	△18.5%	△14.9%

表5-4-2 学生数の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収容定員	440	440	440	440	440
学生数	442	426	427	389	338
収容定員充足率	100.5%	96.8%	97.0%	88.4%	76.8%

表 5-4-3 事業活動収支差額（法人全体）

（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
基本金組入前 当年度収支差額	△575,198	△298,150	△408,262	△436,938	△424,624
事業活動収支差額比率	△14.1%	△7.0%	△9.4%	△9.8%	△9.3%

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

健全な財政に裏打ちされた学園経営の安定を維持するためには、収入面では主たる財源である学生生徒等納付金を安定して確保することが重要である。

そのためには、教育力の向上、教育環境の整備・充実、学生募集力の更なる強化を図り、定員を充足させる必要がある。また、経常費補助金や、科学研究費等の競争的補助金等外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいく。

エクステンション・カレッジにおける生涯学習やリカレント教育などの講座もさらに充実させ、収入の多様化も図っていく。一方、人件費については、人事管理のあり方を含め、計画的な人事政策を進めていくことで、人件費の抑制を図っていく。

また、経費については、費用対効果を最大限に考慮した予算編成を行い、厳正な予算執行管理を実施していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

（2）5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、寄附行為第 34 条に「この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。」と定めており、さらに経理についての基準について「学校法人陸学園経理規則」及び「学校法人陸学園固定資産及び物品管理規則」に基づき、正確かつ適正な会計処理に努めている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

本学では、教育研究活動の具体的計画について、学校法人会計基準に基づく形態科目別の予算編成の原則のもと、経費を中心とした業務計画別の予算編成を採用している。予算執行についても業務計画ごとに予算管理をしており、予算の適正な運用を図っている。

予算執行に係る経理については「学校法人陸学園経理規則」「学校法人陸学園固定資産及び物品管理規則」「学校法人陸学園稟議規則」「学校法人陸学園資産の運用に関する取扱規則」などの諸規程を整備しており、これらに則った会計処理が行われ、最終的には、管財課において諸活動の内容、証憑書類のチェックを行い、学校法人会計基準に基づく正確な会計処理を行っている。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に監事の監査を受け、決算書が適正であることの

確認が済んだ後、理事会で決算承認を行い、理事長から評議員会に報告を行っている。その後、外部機関である公認会計士が監査報告を行っている。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査については、監査法人による会計監査と、監事による会計監査及び業務監査を行っている。年度当初には、監査法人による理事者とのディスカッションにおいて、監事と理事者及び設置校等の経理担当者及びその責任者が年度の会計監査計画等の打ち合わせを行っている。監査法人による会計監査は、令和 4（2022）年度は公認会計士等 6 人により、のべ 71 日間実施され、各取引の内容、会計帳簿書類及び決算書類の監査を受けている。また、内部統制の整備運用の有効性を検証する手続きとして、諸規程の整備状況、専決決裁権限による上位者承認の実施状況などのチェックを受けている。

一方、監事監査は、2 人の監事（非常勤）により、財産の状況に関する監査のほかに、私立学校法に従い各設置校の事業計画に基づいて、年に 2 回（中間・期末）の業務監査を設置校ごとに実施し、それぞれの経営や教育運営状況等を監査している。また、監事は理事会及び評議員会にも毎回出席し、法人の業務や財務の状況について意見を述べるとともに、設置校の経営や教育運営状況等についても、理事会及び評議員会で監査報告を行っている。

さらに、上記の決算が終了した後、監査法人による監査結果説明会が開催され、監事、理事者及び設置校の経理担当者が出席している。【資料 5-5-7】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人睦学園経理規則」「学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則」等に基づき、適切に実施している。

令和 5（2023）年度からはじまる「Vision 2030（第 4 次中期計画）」においては、重点戦略の一つとして「DX(Digital Transformation)化推進」を定めている。今後ともキャッシュレス化やペーパーレス化、及び業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進めることはもちろんのこと、会計処理の不適正や不正を抑制することも念頭におきながら、監査法人とも連携して遺漏のないよう適切に対応していく。

【基準 5 の自己評価】

本学園は、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令の遵守を明確に定め、財政及び本学運営の中期計画や基本方針に沿って、単年度ごとの事業計画を立案し、将来目標に向け着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。

これらの計画等を達成するための業務執行が適切に行われているかどうか、管理運営機関がチェック機能を十分に果たすことで、適正なガバナンス維持に努めている。

理事長及び学長のリーダーシップのもと、中期計画の達成に向けた適切な組織、監査体制を維持し、厳正な会計処理を行っている。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

学則第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する。」と定めている。これらに基づき、本学では内部質保証に係る組織として、学長を委員長とする大学質保証委員会を設置している。この大学質保証委員会が、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領」（以下、「内部質保証実施要領」という。）を定め、内部質保証の方針、実施体制及び自己点検・評価の詳細かつ具体的な手続き等を規定している。さらに、大学質保証委員会の下に、その活動を円滑に推進するため自己点検・評価委員会を設置している。各委員会の詳細は以下のとおりである。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

1) 内部質保証の中心的組織

〈大学質保証委員会〉

学長を委員長に、副学長（教育担当）（研究・社会連携担当）、教学部長、教学部事務部長、学長室長、事務局長により構成され、以下のとおり所掌事項を定めている。【資料 6-1-3】

大学質保証委員会の所掌事項は以下のとおりである。

- (1) 内部質保証に関すること
- (2) 自己点検・評価の基本方針に関すること
- (3) 自己点検・評価結果の点検及び調整に関すること
- (4) 自己点検・評価結果に基づく改善指示及び監理に関すること
- (5) 自己点検・評価結果等の公表に関すること
- (6) 認証評価機関の評価に対する改善に関すること
- (7) その他自己点検・評価に係る重要事項に関すること

〈自己点検・評価委員会〉

副学長（教育担当）を委員長に、学長室長、学長が委嘱する職員若干名により構成され、以下のとおり所掌事項を定めている。【資料 6-1-4】

自己点検・評価委員会の所掌事項は以下のとおりである。

- (1) 自己点検・評価の項目に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施計画の策定に関すること
- (3) 自己点検・評価の促進及び啓発に関すること
- (4) 自己点検・評価の取りまとめに関すること
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく改善措置の提言に関すること
- (6) 認証評価機関の評価に関すること

(7) その他自己点検・評価に関して大学質保証委員会が必要と認めた事項

2) 改善会議体の整備

教育、研究、業務運営、地域連携という重要な領域を対象にとして、それらのPDCAのP(計画)を担う組織として、教育改革推進会議、研究推進会議、業務推進会議、地域連携推進会議を設置して、大学質保証委員会、自己点検・評価委員会による自己点検・評価の結果を踏まえて事業計画を策定する仕組みを構築している。以下に4つの会議体(以下、「改善会議体」という。)の概要を述べる。

〈教育改革推進会議〉

大学の質保証を担う関係機関の連絡調整を図り、教育改革を一体的に推進することを目的とする。会議は、学長、副学長(教育担当)、FD・SDオフィス室長、IR推進室長、教学部長、教学部事務部長、教務課長、その他学長が委嘱する職員若干名により構成される。

【資料 6-1-5】

〈研究推進会議〉

研究活動の推進、研究の質向上のための事業計画策定を担う。会議は、副学長(研究・社会連携担当)、学部長、短期大学部長、研究科長、附属総合科学研究所長、研究支援課長、その他学長が委嘱する職員若干名により構成される。【資料 6-1-6】

〈業務推進会議〉

全学的な各部署の連絡調整を図り、大学業務に係る事業計画策定を担う。会議は、学長、副学長(教育担当)、副学長(研究・社会連携担当)、学長補佐、事務局長、学長室長、教学部長、教学部事務部長、入学部長、入学部事務部長により構成される。【資料 6-1-7】

〈地域連携推進会議〉

地域社会との連携活動の事業計画策定を担う。地域連携推進会議は、副学長(研究・社会連携担当)、大学運営会議構成員の中から学長が指名した者、地域連携の推進に関する見識を持つ者として学長が必要と認めた者により構成される。【資料 6-1-8】

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の内部質保証のための組織体制の整備、責任体制については、「内部質保証方針及び実施体制」が定められており、適切に組織化されているものの、現在の内部質保証体制は、「グランドデザイン2030」及び「Vision 2030(第4次中期計画)」が策定されたことに伴い改訂され、令和5(2023)年度より開始された新しいものである。それゆえ、内部質保証を実施する中で、組織的不備や課題がないかを大学質保証委員会を中心として確認を行い、自己点検・評価委員会と調整しながら、必要に応じて改善を図っていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価は各年度の事業計画を対象としている。各年度の事業計画は、「ブランドデザイン 2030」及び「Vision 2030（第4次中期計画）」に基づき、各年度において、特に推進、実現すべきものが、学部学科、部署等において議論され事業計画となる。

事業計画については、毎年度4月に開始し、9月の中間報告において進捗を確認し、年度末の3月に期末評価を行っている。プロセスは次のとおりである。

まず学部学科、部署等は、事業計画を4月中旬に策定し、当該年度の事業を開始する。9月に中間報告を行い、その進捗状況を確認する。中間報告では、学部学科、部署等からの報告を受けた自己点検・評価委員会がその進捗や課題について確認を行った後、その内容を大学質保証委員会へ報告する。

大学質保証委員会は、自己点検・評価委員会から報告のあった進捗状況を確認し、大学運営会議の議を経て、学内ポータルサイトで全教職員に公開するとともに、理事会に報告する。

同時に、大学質保証委員会は、各課題を整理し、全学的観点から改善が必要なものについて、教育改革に関する事項については教育改革推進会議へ、研究推進、研究の向上に関する事項は研究推進会議へ、業務運営に関する事項は業務推進会議へ、地域との連携推進に関する事項は地域連携推進会議へ、学部や部署等で改善を行うものについては各組織へ大学質保証委員会の委員長である学長から改善指示を行う。

中間報告の際に改善指示のあったものは、改善会議体、学部、その他組織でそれぞれ審議し、改善方策を検討の上、改善活動を行い、3月の期末報告の際にその改善状況を報告する。

期末報告では、エビデンスを合わせて提出し、各計画の成果を確認する。エビデンス及び各計画の成果について自己点検・評価委員会で確認を行い、その結果を大学質保証委員会へ評価原案として報告を行う。大学質保証委員会で評価原案を精査の上、最終の評価案として大学運営会議に上程する。大学運営会議での議を経て、その結果及び公表について学長が決定の上、翌年度の5月に自己点検・評価書として公表する。大学運営会議の構成員である短期大学部長から短期大学部構成員へ、各組織の長から職員へ自己点検・評価の結果を共有し、学内での結果を共有するとともに、公式ホームページにおいてその結果を公表する。【資料 6-2-1】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学における IR 活動は平成 26（2014）年度に開始された。政策立案部署である学長室で IR 推進に係る各種調査、IR 体制の検討、委員会設置に向けた準備を行った。これを受け、平成 27（2015）年度に事務職員のみによる IR 推進委員会を発足させ、平成 29（2017）年度には、IR 推進委員会を教員と職員で構成し、教職協働で IR を推進する体制を整えた。

その間、各種「学生調査」を行ってきたが、以前は、学生支援課が「入学時調査」、高等教育研究センターが「在学時調査」と「卒業時調査」、IR 推進委員会が「卒業生調査」と、調査主体が分かれていたために調査結果を相互に活用して分析することが難しかった。令

和 2（2020）年、IR 推進室が設置され、「入学時調査」「卒業生調査」の集計は IR 推進室が行うこととし、令和 4（2022）年度からは、「在学時調査」「卒業時調査」も教学部が主体となって実施し、IR 推進室で集計と分析を行うことにした。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】
【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

IR 推進室は、様々なデータ及び情報の収集、管理、分析等を行い、本学の戦略的な短期大学運営の意思決定、推進及び改善を支援することを目的としており、その守備範囲は、本来は教育・研究・経営と多岐にわたるが、現在は最重要課題である教育活動を主領域としている。特に、本学の教育改善に資するため、本学の学生個々の状況等を把握、学生支援のためのデータ提供と分析を IR 推進室が担っており、IR 推進室の分析結果をもとに、教育改革推進会議において本学での教育課題を精査している。精査された教育課題のうち、全学的な課題は教育改革推進会議において改善計画の策定を行い、学科固有の課題は、副学長（教育担当）の指示の下で、学科が改善計画の策定を実施している。【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】

令和 3（2021）年度には IR 推進室が独自に構築した IR 分析を備えた学生支援データベースシステム「HUSystem」の稼働を開始した。同システムの稼働により、高校の学習履歴、本学での学修履歴、学生生活での活動履歴、各種アンケートの回答などを組み合わせ、学生個々の状況や各学科各学年の傾向などを分析することが可能となる。同システムは個人情報保護の観点から、アクセス権限を厳格に定めた上で、原則全教職員の使用を可能とした。全教職員が、学生の状況を把握し、迅速かつ的確な学生支援を行うためのツールとして活用を開始したところである。【資料 6-2-9】

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR における分析のためにはデータ蓄積が不可欠である。IR 推進室設置以降の 3 年間、CSV などの構造化データとともに、テキスト、PDF などの非構造化データ、また数値として把握できる定量データ、数値に表せない質的な情報である定性データなど様々な情報の蓄積に努めてきた。中でも、アンケート調査に関しては「入学時調査」が 4 年目を迎えたことから、ようやく入学前情報、在学時情報、卒業時における成果など、一連の継続した情報として収集することも可能となった。これらのデータを様々な視点から分析することが重要であるが、まずはアンケートの回収率の向上策の検討を IR 推進委員会が中心となって行っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

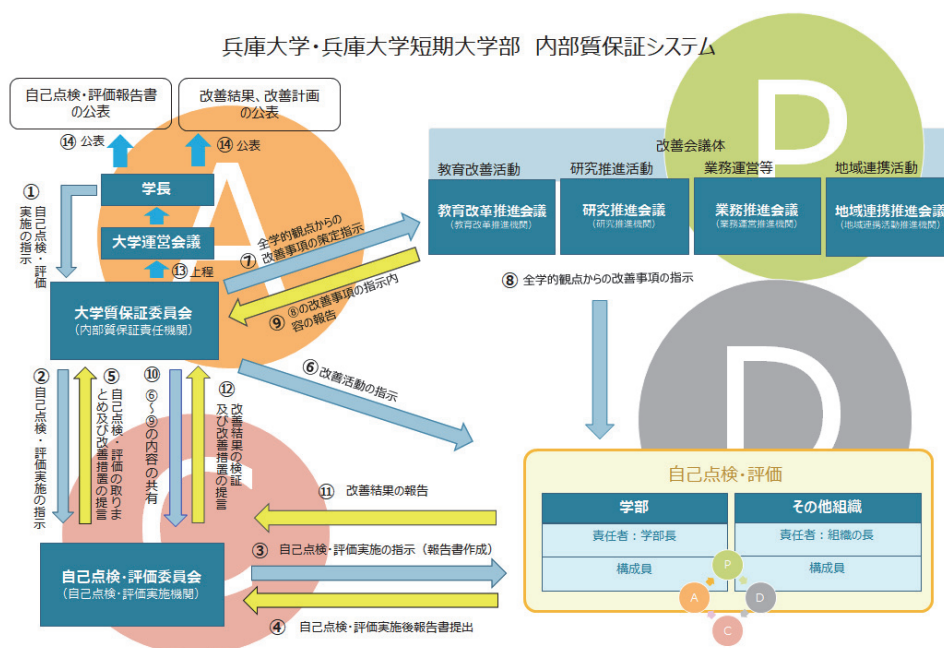
本学では、「自己点検・評価報告書」を毎年度作成しており、その結果は公式ホームページへ公開している。令和5(2023)年度に改訂した内部質保証実施要領に基づき、自主的・自律的に大学の活動を検証して改善に結びつけることができるよう、事業計画を対象とした本学独自の自己点検・評価を、以下のとおり実施している。【資料 6-3-1】

1) 本学の自己点検・評価の実施の流れ

- ①学長は、内部質保証において、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善活動結果の確認、評価結果の公表及びPDCAサイクルの検証に係る最高責任者として、内部質保証の推進に責任を負う。
- ②大学質保証委員会（以下、質保証委員会」という。）は自己点検・評価の基本方針の策定、自己点検・評価の実施について企画・精査し、自己点検・評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に自己点検・評価の実施を指示する。
- ③評価委員会は、質保証委員会の指示に基づき、自己点検・評価の実実施計画、項目を策定し、各学部その他の組織（以下、「各組織」という。）へ自己点検・評価を指示する。
- ④各組織は、評価委員会の指示に基づき、自己点検・評価報告書を作成し、評価委員会に提出する。
- ⑤評価委員会は、各組織の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、改善措置の提言を付した上で質保証委員会に報告する。
- ⑥質保証委員会は、評価委員会による改善措置の提言が内部質保証の方針に基づいた内容であるかを検証し、改善が必要であると判断した場合は、各組織に対し期限を付した上で、改善活動を行うことを指示する（改善指示）。
- ⑦改善指示において、質保証委員会が全学的な観点から改革が必要であると判断したものについては、教育改革推進会議、研究推進会議、業務推進会議、地域連携推進会議に対し、改善計画の策定を指示する。
- ⑧改善会議体は、質保証委員会の指示を受け改善事項の策定を行い、各組織に対し全学的観点からの改善事項の指示を行う。
- ⑨改善会議体は、各組織に指示した改善事項について、質保証委員会に報告する。
- ⑩質保証委員会は、各組織及び改善会議体に行った指示の内容を評価委員会と共有する。
- ⑪各組織は質保証委員会並びに改善会議体からの改善指示に対して改善活動を行い、その結果を各組織の長から評価委員会に報告する。
- ⑫評価委員会は、内部質保証の観点から質保証委員会並びに改善会議体の指示に基づいた改善活動が行われたかを検証の上、当該年度の自己点検・評価、改善結果の総括及び関係報告書等の公表についての意見を添えて、質保証委員会に報告する。
- ⑬質保証委員会は評価委員会から報告のあった当該年度の自己点検・評価及び改善結果の総括等への意見を踏まえ内容を精査し、その結果を大学運営会議へ上程する。
- ⑭学長は大学運営会議の議を経て、自己点検・評価及び改善結果の総括等の公表を決定し、本学公式ホームページ等において公表する。

本学における内部質保証システムは図 6-3-1 のとおりである。

図 6-3-1 兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証システム



また、本学で実施する自己点検・評価については、毎年度、理事会に提出し、次年度の4月に監事監査による評価を受け、評価結果を大学運営会議において報告のうえ、監事監査において指摘を受けた事項については、上記の本学の自己点検・評価の実施の流れの改善指示に含め、改善活動を実施している。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

2) 三つのポリシーを起点とした内部質保証

本学独自の自己点検・評価体制の中で、とくに三つのポリシーに基づく内部質保証、外部機関等からの評価については、以下のとおり実施している。

三つのポリシーに基づく内部質保証を行うため、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部教学アセスメントポリシー」（以下、「アセスメントポリシー」という。）を平成 29（2017）年度に策定した。その後、「教育改革推進会議」が設置されたことに伴い、再精査を行い、令和 3（2021）年度に実施体制及びその内容について一部改正を行った。【資料 6-3-4】

本学のアセスメントポリシーでは、全学レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階で学生の学修成果等を検証することにより、本学の教育成果を可視化し、教育の質保証に資することを目的としている。

〈実施体制〉

教育課程レベル、科目レベル、全学レベルにおいてそれぞれ PDCA を実行し、アセスメント体制に基づき評価検証を行う。

各レベルのアセスメントを実施するにあたり、全学レベルの責任者を副学長（教育担当）とし、教育課程レベル及び科目レベルにおける責任者を研究科長、学部長、短期大学部長、共通教育機構長とする。

〈全学レベル〉

全学レベルでのアセスメントでは、入学前・入学直後、在学中、卒業（修了）時・卒業（修了）後の各時期において、総合的な観点から学生の各時期の能力や、能力の経時的な変化を分析し、三つのポリシーそれぞれの達成状況を検証する。検証結果は、全学的な教育改革や学生支援の改善等に活用する。

〈教育課程レベル〉

教育課程レベルのアセスメントでは、入学前・入学直後、在学中、卒業（修了）時・卒業（修了）後の各時期において、各教育課程を通じた学修成果に基づき、教育課程レベルの三つのポリシーそれぞれの達成状況を検証する。その検証結果に基づき、必要に応じて各学科の三つのポリシーやカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、教育課程の見直しを図り、教育活動の充実を促進させる。

〈科目レベル〉

科目レベルのアセスメントでは、科目ごとの学修成果に基づき、シラバスで提示された「ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身につける能力」や「授業の到達目標」の達成状況を検証する。具体的には、各科目の授業アンケートの集計結果について、担当者にフィードバックを行い必要に応じて授業内容や教授方法に工夫・改善を図るよう促す。

また、科目ごとの成績評価について、全体の傾向と比較してその評価に著しく偏りが見られた場合、科目担当者と所属学部長で協議し、必要に応じて教授方法等について工夫・改善を図っていく。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

現行の内部質保証システムは「Vision 2023（第3次中期計画）」の策定に伴い、令和2（2020）年度に構築されたものをもとにしているが、「Vision 2030（第4次中期計画）」が開始されたことにより、令和5（2023）年度より新たに開始したシステムとなっている。このPDCAが効果的に機能するののかについては、引き続き、質保証委員会にて体制の機能性についてもチェックを行っていく。

本学は地域との深い関わりを持っており、地域からの評価を受けることも重要であると認識している。将来的には、連携協定先である加古川市や近隣の市町等の協力のもと、外部評価制度を構築することも質保証委員会等で検討する。

【基準6の自己評価】

学長によるリーダーシップのもと大学質保証委員会を中心となって、自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」を作成して、公式ホームページに公開している。自己点検・評価は中期計画をベースとした年度ごとの事業計画を対象とし、自主的、自律的に改革を行う体制が構築されつつある。自己点検・評価により改善が必要と認められたものは、教育、研究、社会連携、業務運営を担う会議体で方策を練り、又は各組織によって改善活動を行っている。

以上のことから、基準6「内部質保証」を満たしていると評価する。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1. 地域連携の方針と組織体制

A-1-① 短期大学の使命・目的を踏まえた地域連携方針の明確化

A-1-② 地域連携のための組織体制の整備

A-1-③ 地域連携を組み込んだ教育課程の整備

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の使命・目的を踏まえた地域連携方針の明確化

本学は学則で定める使命・目的及び教育目的をより分かりやすい形で全教職員に示し、今後の具体的な大学運営方針とするために、平成 20（2008）年に三浦隆則学長（当時）が「地域とのつながり」を重視する地域貢献型大学を目指すことを表明し、以来、地域に愛される大学となるべく、地域貢献活動を展開してきた。【資料 A-1-1】

さらに、令和 2（2020）年に策定された「Vision2024（第 3 次中期計画）」においては、「地域社会との連携強化」をその基本骨子の 1 つとし、その基本骨子の下に 3 つの戦略目標、「社会的ニーズに対応したリカレント教育の提供」「連携協定先とのさらなる連携強化」「地域との連携による教育・研究支援」を定め、推進した。この目標実現のために、様々な自治体、団体、企業、教育機関等との連携事業の促進、地域のリカレント教育の拠点として研修等の実施、公開講座の充実や社会人の受け入れ推進、地域行事への積極的な参加推進、施設などの開放を積極的に行ってきた。さらに、令和 5（2023）年より開始した「グランドデザイン 2030」においては、社会連携の目標として「地域に開かれ地域と共に成長する」を掲げ、「地域のステークホルダーとの連携強化」や「生涯学習機能の強化」を重点戦略としている。【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】

また、各事業については、その都度、活動報告書を作成し、大学運営会議等で報告を行うことにより学内の周知、情報共有に努めており、それらの情報を公式ホームページや刊行物に掲載することで学外へ周知を図っている。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

A-1-② 地域連携のための組織体制の整備

現在、地域連携のための組織として、社会連携オフィスとエクステンション・カレッジ、ボランティアセンターを設置している。

1) 社会連携オフィス

平成 29（2017）年に「本学の有する人的・物的資源を活用し、地域社会との連携推進及び地域の課題解決等に積極的に参画するなど、地域連携活動を有機的かつ全学的に推進すること」を目的に設置された。この社会連携オフィスが、地域社会、行政及び産業界等（ただし産官学共同研究を除く）並びに高等学校等と短期大学との連携の「ハブ」としての機能を果たしている。【資料 A-1-6】

2) エクステンション・カレッジ

平成 26 (2014) 年 3 月に「大学開放の理念に基づき、地域社会の幅広い学習ニーズに応えるための各種の事業を行い、もって本学を地域の生涯学習機会の拠点とし、さらに地域社会の発展に寄与すること」を目的に設置された。ここでは、地域の人々を対象とした各種講座や、生涯学習の支援事業及びリカレント教育の企画・運営を行っている。【資料 A-1-7】

3) ボランティアセンター

また、平成 27 (2015) 年 6 月には、エクステンション・カレッジ内に、「地域のボランティア活動を支援するための各種の事業を行い、地域社会の発展に寄与すること」を目的にボランティアセンターが設置された。学生はもちろん、教職員への支援も含め多くの学生・教職員がボランティア活動に関わることができる教育・研究の場となるよう支援を行っている。【資料 A-1-8】

こうした社会連携オフィス、エクステンション・カレッジの組織と活動を支える事務は全てエクステンション・カレッジ事務室が担当しており、地域活動の窓口として、そして事業の調整役として、また様々な連携事業の「ハブ」として企画・運営を行っている。

A-1-③ 地域連携を組み込んだ教育課程の整備

社会連携オフィス、エクステンション・カレッジの活動は、もっぱら学外に向けられたものが多い中で、正課の授業の一部として学生を学外向けの活動に参画させることで、高い教育効果を上げているものがある。

1) 「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」

「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」は、平成 26 (2014) 年度から続く保育科の子育て支援事業であり、大学が地域の子育ての中心的役割を担い、子育て中の親子が集える、地域の子育て支援の拠点づくりを目指して開始した。本事業の開始から本年度で 10 年目となり、短期大学が継続的に実施している子育て支援事業として、地域にも定着してきている。

「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」は、学内の模擬保育室や芝生等を会場とし、学生が、乳幼児及び保護者対象とした行事を企画・運営し、実施している。令和 3 (2021) 年度までは正課外活動として年間約 4 回の行事を開催してきたが、令和 4 (2022) 年度は 4 回のうち前半 2 回を正課外活動、後半 2 回を正課活動の一環として「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」の中で実施し、全学生が在学中に経験できる事業となった。さらに、令和 4 (2022) 年度は、「学び探究ゼミ」の一環として大学祭にも参加し、「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」の活動を発展させている。

この事業は、学生にとって、保育実習や教育実習以外での実践的な経験を積む機会となっているほか、実習では経験できない保護者とのコミュニケーションを通じて、地域に即した子育て支援の経験を得る場にもなっている。また、同学年や異学年の学生同士が協力して参画することで、幅広い視点やアイデア、チームワークの形成が促され、より充実し

たプログラムや活動が実現している。このような経験が、自己の成長を実感させ、将来保育者になることへの憧れや自信を高めており、この地域貢献活動は資質の高い保育者を養成する短期大学として、重要な行事となっている。【資料 A-1-9】

2) 「子育てプラザ」

「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」での「地域交流」に関する学びでは、「東加古川子育てプラザ」及び「加古川駅南子育てプラザ」との連携の下、取組んでいる。1年次には、子育てプラザへの見学や理事長による講話を通して、地域の子育て支援の重要性や地域のニーズについての理解を深めている。また、卒業年次には、学生自身で地域の親子向けのプログラムを企画し、「子育てプラザ」に出向き、実践している。これら一連の学びは、実践力の向上のみならず、地域に合った子育て支援を学ぶ貴重な機会になっている。ゼミの開設年度である令和3(2021)年度より始まったこの取組みを、今後、短期大学と地域の子育て支援施設をむすぶ事業として、連携体制を構築していく予定である。

3) 地域との連携による子育て支援

令和2年度は保育内容「人間関係」、令和3年度は「子ども家庭支援論」の授業において、東播磨県民局との連携の下、地域の子育て支援に関するワークショップを取り入れてきた。具体的には、学生自身が考えた地域の子育て支援に対する課題や解決策について、東播磨県民局ビジョン委員の方々と話し合い、課題解決への実現を目指すものである。学生にとって、地域の子育て支援の重要性や地域のニーズについて学ぶだけでなく、実際に地域の専門家との交流を持ちながら課題解決に向かうことで、問題解決能力の向上に焦点を当てた質の高い学修の機会にもなっている。さらには、毎年度、「PBLグランプリ」(A-2-③にて詳述)にも参加し、取組みの成果を発表している。令和4(2022)年度よりは、地域の元ビジョン委員との連携による同様のワークショップを継続している。【資料 A-1-10】

4) 「協働のまちづくり市民会議×熟議」

「熟議」とは、多数の当事者が課題について熟慮し、議論をすることによって、お互いの立場や果たすべき役割への理解を深めるとともに、解決策を洗練し、政策を形成していく手法のことである。これは平成22(2010)年に文部科学副大臣(当時)鈴木寛氏の提唱した「熟議カケアイ」を契機として全国に普及した取組みであり、本学では平成24(2012)年に初めて「熟議2012 in 兵庫大学—地域社会における生涯学習社会の構築と大学・自治体の役割—」として開催したものである。

これ以降、兵庫大学独自のアレンジを加えた「兵庫大学熟議手法」(熟慮→議論→共有→振り返り→活動の5段階を経る手法)を開発し、それに沿う形で平成25(2013)年から現在まで9回実施している(令和2(2020)年度はコロナ禍で中止)。なお、令和元(2019)年から、加古川市との共催となり、名称も「協働のまちづくり市民会議×熟議」と変更して、加古川市職員と本学教職員が共同で運営にあたる体制がとられており、令和5(2023)年度は、「協働のまちづくり市民会議×熟議2023—加古川市スマートシティ構想の実現に向けてみんなで考えよう—」として実施予定である。

熟議参加者は、無作為抽出で選ばれた加古川市民と近隣の高等学校生徒であるが、この議論を進める重要な役割を担うファシリテーターを本学学生が担当している。【資料 A-1-11】 【資料 A-1-12】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会連携オフィスとエクステンション・カレッジを中心とした地域連携体制の構築、すなわち、本学と学外を結ぶネットワーク作りは現在まで順調に推移している。一方、社会連携オフィスとエクステンション・カレッジという組織が、学科の教育研究活動と連携を強めて、それらを学外と有機的に接続していくということは依然として十分ではない。

「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」をはじめとする地域の子育て支援活動を学科の教育活動とより深くリンクさせていくことが喫緊の課題であり、それに十分対応できるような組織体制を整備していく。

A-2. 地域社会との連携活動

A-2-① 行政との連携

A-2-② 地域団体との連携

A-2-③ 地域住民との連携

A-2-④ 高等学校との連携

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 行政との連携

「包括的な連携のもと、多種多様な分野で相互に協力することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある地域社会の形成及び発展並びに人材育成等に寄与すること」を目的に、近隣行政機関との連携を図っており、現在 7 機関と連携協定を締結している。具体的には、兵庫県東播磨県民局、加古川市、高砂市、明石市、加西市、稲美町、播磨町（すべて兵庫県）である。

行政との連携による活動内容は様々であるが、以下に具体例をあげる。

1) 「かこがわハートフルフェスタ」

加古川市市民協働部人権文化センター主催の人権に関する催しである。映画を通して人権についての理解を深めることを目的とするものであるが、来場者の多くが地域の親子連れであり、平成 28（2016）年度より毎年、上映前のオープニングプログラムを本学学生が担当し、手遊びと絵本の読み聞かせを行っている。令和 4（2022）年度はコロナの影響により 2 年ぶりに加古川市民会館大ホールにて開催された。本学学生が、手遊びと、ピアノ音楽付きによる絵本の読み聞かせを行い、日頃の学修の成果を発表した。【資料 A-2-1】

2) 自治体への委員派遣及び講師派遣

自治体からの依頼に応じて、本学教員を有識者として派遣するほか、テーマに応じて講

師の派遣を行っている。令和4(2022)年の実績は以下のとおりである。なお、以下には、併設する大学の実績も含んでいる。

〈加古川市〉委員就任 23 件、講師派遣 11 件、〈高砂市〉委員就任 9 件、講師派遣 2 件、
〈稲美町〉委員就任 16 件、講師派遣 0 件、〈播磨町〉委員就任 9 件、講師派遣 2 件、
〈その他〉委員就任 38 件、講師派遣 26 件

A-2-② 地域団体との連携

「包括的な連携のもと、人的・知的財産や特色ある資源の活用を図り、多様な分野で協力し、活力ある地域の形成及び発展並びに人材育成等に寄与すること」を目的に、多様な地域団体（商工会、企業、各種法人）と連携協定を締結している。以下に令和4(2022)年現在の提携先を挙げる。

〈企業〉(株)ASハリマアルビオン、(株)トップラン、(株)加古川ヤマトヤシキ、〈非営利法人〉兵庫南農業協同組合、但陽信用金庫、加古川商工会議所、高砂商工会議所、稲美町商工会、播磨町商工会、兵庫県商工会連合会、(公財)兵庫県生きがい創造協会兵庫県いなみ野学園、(特非)シミズシーズ、(特非)Deep People、(一社)播磨ひとづくりコンソーシアム、(一社)播磨インターンシップコンソーシアム、(一社)日の出医療福祉グループ、(社福)はりま福祉会せいりょう園、(社福)桜谷福祉会、(社福)正久福祉会、(医)関西青少年サナトリウム、(特医)仙齡会・(社福)太子福祉会

以下は連携協定先ではないが、地域団体との連携の下、取り組んでいる事例を取り上げる。

1) 「マリニピア博 未来につなぐSDGs」

地域住民がSDGs(持続可能な開発目標)に関する取組みを体験できるイベントである((株)三井不動産商業マネジメント主催)。このイベントでは、地域の企業や大学などの各団体がSDGsに関する取組みを体験できる形で発表を行うことになっている。本学からは、「学生による地域の課題解決」をテーマとして、併設する大学の29名の学生とともに、5名の学生が参加した。具体的に、保育科の学生は、他学科の学生とともに子ども向けの手遊びや、ダンスゲームコーナーを担当し、地域の子育て支援活動に参画することができた。【資料A-2-2】

A-2-③ 地域住民との連携

地域住民との連携は多岐にわたるが、ここでは代表的な事例を挙げる。

1) エクステンション・カレッジ講座

大学開放の理念に基づき、地域社会の幅広い学習ニーズに応えるための各種の事業を行い、もって本学を地域の生涯学習機会の拠点とし、さらに地域社会の発展に寄与することを目的に、平成26(2014)年に開設されたものである。それ以降、開設講座数、受講者数ともに順調に拡大し、現在では地域の最も重要な生涯学習拠点の一つとなっている。令和4(2022)年の実績は以下の表A-2-1のとおりである。【資料A-2-3】

表 A-2-1 令和 4 (2022) 年の実績

分野	講座数 (前年比)	受講者数 (前年比)
人文・教養	44 (113%)	848 (137%)
播磨学・地域学	13 (130%)	242 (126%)
現代社会	45 (100%)	249 (80%)
生活・ウェルネス	46 (78%)	513 (80%)
キャリア支援	17 (106%)	57 (139%)
合計	165 (113%)	44 (106%)

2) 保育士キャリアアップ研修

厚生労働省のガイドラインに基づき、保育士の待遇改善と専門性強化を目的としたキャリアアップ研修を実施している。令和 4 (2022) 年度は併設する大学のみでの参画ではあったが、毎年度、本学教員も各専門分野の講座を担当している。【資料 A-2-4】

3) 「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」

内容は A-1-③に記載のとおりである。令和 4 (2022) 年度は、「学び探究ゼミ」の一環として大学祭にも参加し、「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」の活動を発展させた。大学祭では、コロナの影響により、来場者数の制限はあったが、学生が企画した様々な季節の遊びや手作りの遊び等を地域の親子に提供することができ、学生と親子との交流の場のみならず、親子が触れ合う場、地域の親子同士が触れ合う場、また親子の情操を育む良い体験の場として、地域の子育て支援の一役を担うことができた。令和 5 (2023) 年度も実施予定であり、今後、「大学祭」の中でも「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」を定着、展開させていく予定である。【資料 A-2-5】

4) 「PBL グランプリ」

本学では、学部学科ごとに PBL(Project-Based Learning)「課題解決型学習」を積極的に導入し、その拡大を図っているところである。とりわけ、学生を地場企業や地域に積極的に派遣して、そこで課題を見つけ、学生たちが自ら解決策を提案し、実行していくタイプの PBL 学習を、併設する大学の現代ビジネス学部が中心となって推進している。

そうした動きの一環として、平成 31 (2019) 年度から「PBL グランプリ」を毎年開催している。これは、正課、正課外を問わず、近隣の自治体や団体等と連携して、学生が主体的に地域での課題の発見と探求、解決への実践活動をすることで、地域も活気づく PBL 学習の取組みを表彰するものである。このグランプリは、地域課題に取り組む学生のモチベーションを高め、学習の質の向上にも大きく寄与するものとなっている。【資料 A-2-6】

【資料 A-2-7】

5) ボランティア活動

学生のボランティア活動の支援を目的として、平成 27 (2015) 年にエクステンション・

カレッジ内にボランティアセンターを設置し、地域で開催される様々なイベントや企画の運営補助等のボランティア活動を学生へ紹介している。近年では、加古川河川敷での『しん』体験アートおんがくものづくりフェスティバル（「カコリバース」主催）、西播磨文化会館での「巨大らくがき大会」（「子どもの遊び場を考える会」主催）、神戸市内の幼稚園や児童館での「おもしろ理科実験」等のイベントに、本学学生が運営補助として参加している。【資料 A-2-8】 【資料 A-2-9】

A-2-④ 高等学校との連携

地域の高等学校とも連携協定を締結し、本学教員が高等学校に出向いて講義を行う出前講義「アカデミック・レクチャー」や、高校生が実際に本学に来て受講する「特別授業」、「施設見学」などの教育活動を展開している。連携には、提携高校の生徒が、本学の授業を科目等履修生として受講し単位を取得するという「高大連携教育協定」と、高校と大学の双方の教育資源を活用して地域活性に貢献できる人材育成を目指す「包括的連携協力協定」の2つのタイプがあり、現在では後者の「包括的連携協力協定」へ重心が移っている。

「包括的連携協力協定」を締結している高等学校は以下のとおりである。

〈兵庫県立〉東播磨高等学校、高砂高等学校、農業高等学校、播磨南高等学校、高砂南高等学校、加古川南高等学校、明石清水高等学校、神戸北高等学校、日高高等学校、香寺高等学校、姫路別所高等学校、明石南高等学校、神崎高等学校、錦城高等学校、松陽高等学校、小野工業高等学校、姫路商業高等学校、太子高等学校、〈私立〉神戸野田高等学校

具体的な連携事業としては、以下の4つの形態がある。なお、実績は、併設する大学も含む。【資料 A-2-10】

1) アカデミック・レクチャー（高等学校の制限なし）

大学の全教員が参加して140講座を提供しており、高校からの依頼に応じて出前授業を実施するもので、令和4（2022）年度の実績は1件である。【資料 A-2-11】

2) 探究学習支援（主に「高大連携教育協定」「包括的連携協力協定」締結の高等学校）

高等学校の探究学習を対象に、課題発見から情報収集、まとめ発表までの一連の過程を大学教員が指導するもので、令和4（2022）年度の実績は16件である。

3) 高校授業支援（「包括的連携協力協定」締結の高等学校）

幼児教育分野や福祉分野の授業、学校独自の専門分野への授業を支援するもので、令和4（2022）年度の実績は9件である。

4) 地域人材育成（「包括的連携協力協定」締結の高等学校）

地域企業、地域医療、地域福祉、地域教育それぞれの人材育成を支援するもので、令和4（2022）年度の実績は4件である。

以上の兵庫大学・兵庫大学短期大学部の連携協定締結先を整理したものが、図 A-2-1 である。

図 A-2-1 兵庫大学・兵庫大学短期大学部の連携協定締結先



(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

連携協定先の満足度を図るべく全連携協定先へ満足度調査を令和 4（2022）年 2 月に実施し、連携協定先機関からの評価としては 90.9%の団体から満足しているとの回答（満足している・やや満足している）を得た。【資料 A-2-12】

今後の課題として、学生の地域での学びや活動に対する外部評価の評価方法、積極的な産官学連携等の実施が挙げられる。また、教育課程における地域志向の学びの位置づけについても、全学的な導入が必要であると認識している。これらについて、地域連携推進会議並びに教育改革推進会議にて具体策の検討をしていく。

【基準 A の自己評価】

「地域の核となる大学」としての役割を果たすため、「第 1 次中期計画（Vision 2014）」及び「第 2 次中期計画（Vision 2019）」で、社会貢献の領域における学長方針として、「生涯学習機会の拠点確立」「地域社会との連携促進」の 2 つが掲げられた。また「Vision 2024（第 3 次中期計画）」では、「地域社会との連携強化」を推進するべく、地域と共に生き、共に学ぶ大学として「連携先とのさらなる連携促進」と「社会的ニーズに対応したリカレント教育の提供」の 2 つが掲げられた。

この方針に基づき、公開講座の充実、科目等履修生・社会人の受け入れ、施設利用といった大学開放を推進し、社会連携オフィス、エクステンション・カレッジ、ボランティアセンターの運営、学生ボランティアの地域行事への積極的な参加や産官学連携の強化、自治体等への講師・委員派遣など、本学の学生・教職員が地域に出向き地域の活性化を図る

諸活動にも協力・参画している。

このように、地域住民と本学関係者は学内外で、様々な交流を図っており、本学の有する知的資源や施設等の開放を行うことで、地域の活性化や課題解決を共に考える仕組みを確立している。

以上のことから、基準 A「地域連携」を満たしていると評価する。

V. 特記事項

該当なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	○	学則第 28 条に他の短期大学又は大学における授業科目の履修等、第 30 条に入学前の既修得単位の認定について規定している。	3-1
第 90 条	○	学則第 9 条に入学資格について規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 42 条に職員組織、組織規程第 2 条（学長）、第 3 条（副学長等）、及び専任教職員選考規程第 3 条（教授の資格）、第 4 条（准教授の資格）、第 5 条（講師の資格）、第 6 条（助教の資格）、第 7 条（助手の資格）に学長、教授その他職員について規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 46 条、47 条、48 条及び兵庫大学短期大学部教授会規則に教授会について規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 33 条及び兵庫大学短期大学部学位規程に学位について規定している。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 108 条	○	学則第 1 条に目的、第 3 条に学科、第 4 条に修業年限を規定している。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	学則第 2 条に規定し、大学質保証委員会規程及び自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価を実施し、報告書をホームページに公表している。また、平成 28 年度に認証評価を受審し、その結果をホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	ホームページにて教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 42 条及び兵庫大学短期大学組織規程、兵庫大学短期大学部事務分掌規程に規定し、短期大学運営に必要な事務職員を配置している	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。なお、寄宿舎に関する事項は該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録は対象外のため該当しない。指導要録は対象外。ただし、学籍及び成績、健康診断情報等を適正に管理している。	3-2
第 26 条	○	学則第 62 条及び兵庫大学短期大学部学生懲戒手続規程に規定し	4-1

兵庫大学短期大学部

第5項		ている。	
第28条	○	学校において備えなければならない表簿は、各担当部署に備えている。	3-2
第143条	—	代議員会、専門委員会等を置いていないため該当しない。	4-1
第146条	—	科目等履修生には編入学資格を与えていないため該当しない。	3-1
第150条	○	学則第9条に入学資格について規定している。	2-1
第162条	—	外国の大学等からの転入学を認めていないため該当しない。	2-1
第163条	○	学則第5条、第8条第2号に学年の始期及び終期について規定している。	3-2
第163条の2	○	兵庫大学短期大学委託生、研究生及び科目等履修生規程第10条に規定している。	3-1
第164条	—	履修証明書の交付に該当する特別の課程を設けていないため、該当しない。	3-1
第165条の2	○	短期大学全体及び学科ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	学則第2条に規定し、大学質保証委員会規程及び自己点検・評価委員会規程、兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証規程に規定し、兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領に基づき実施している。	6-2
第172条の2	○	ホームページにて教育研究活動の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	専攻科、別科を置かないため該当しない。	3-1

短期大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令の規定による他、短期大学設置基準により設置されており、法令等で定められた基準を遵守している。	6-2 6-3
第2条	○	学則第4条2に教育研究上の目的について規定している。	1-1 1-2
第2条の2	○	兵庫大学短期大学部入試委員会規程に規定し、適切に運営している。	2-1
第3条	○	教育研究上、適当な規模であり、教員組織、教員数についても短期	1-2

兵庫大学短期大学部

		大学設置基準を順守し適当である。	
第3条の2	—	学科連携課程実施学科を設置していないため該当しない。	3-2
第4条	○	学則第3条に明記し、収容定員に基づいて適正に管理している。	2-1
第5条	○	教育研究上の目的を達成するため、カリキュラム・ポリシーに則り、体系的に教育課程を編成している。	1-2 3-2
第5条の2	—	連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-2
第6条	○	学則別表第1のとおり、必修科目、選択科目に分け、各年次に配当し、適切に教育課程を編成している。	3-2
第7条	○	学則第23条及び兵庫大学短期大学部履修規程に単位について規定している。	3-1
第8条	○	学則第24条第1項に一年間の授業期間について規定している。	3-2
第9条	○	学則第24条第2項に各授業科目の授業期間について規定し、学年暦でも明示している。	3-2
第10条	○	教育効果等を考慮して、適切な人数で授業を行っている。	2-5
第11条	○	学則第20条の2及び第20条の3に規定し、授業は、講義・演習・実習のいずれかにより、または、併用により実施し、シラバスの科目種別に明記し適切に授業を実施している。	2-2 3-2
第11条の2	○	シラバスにおいて、授業方法及び内容ならびに1年間の授業の計画を明示し、ホームページで公開している。また、兵庫大学短期大学部履修規程に評価基準ならびに卒業認定を記載している。	3-1
第12条	—	昼夜開講制を実施していないため該当しない。	3-2
第13条	○	学則第25条及び兵庫大学短期大学部履修規程に単位の授与について明記し、適切に運用している。	3-1
第13条の2	○	兵庫大学短期大学部履修規程及び学生便覧に1年間に履修登録することができる単位数を定めている。	3-2
第13条の3	—	連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-1
第14条	○	学則第28条に他の大学における授業科目の履修等について規定している。	3-1
第15条	○	学則第29条に大学以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第16条	○	学則第30条に入学前の既修得単位等の認定について規定している。	3-1
第16条の2	—	長期にわたる教育課程の履修制度を設けていないため該当しない。	3-2
第17条	○	学則第58条及び兵庫大学研究生、科目等履修生及び特別聴講学生規程で科目等履修生等について規定している。	3-1 3-2
第18条	○	学則第31条に卒業の要件について規定し、学生便覧に記載している。	3-1

兵庫大学短期大学部

第 19 条	—	夜間学科等を設けていないため該当しない。	3-1
第 20 条	○	学科の規模、学位の種類等に応じて必要な教員及び事務組織を配置している。	2-2 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 20 条の 2	○	主要授業科目については、原則として基幹教員が担当している。	3-2 4-2
第 21 条	—	授業を担当しない教員を置くことはできるが、現在は置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 22 条	○	基幹教員数は、規定人数を満たしている。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	学内では、兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程を定め、FD・SD 研修会の開催や、授業アンケート、授業公開などを実施するとともに、学外における研修会等にも参加しやすいよう、支援している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 22 条の 3	○	学長選考規則第 3 条第 2 項に学長の資格について規定している。	4-1
第 23 条	○	兵庫大学短期大学部専任教員選考規程第 3 条に教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第 24 条	○	兵庫大学短期大学部専任教員選考規程第 4 条に准教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第 25 条	○	兵庫大学短期大学部専任教員選考規程第 5 条に講師の資格について規定している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	兵庫大学短期大学部専任教員選考規程第 6 条に助教の資格について規定している。	3-2 4-2
第 26 条	○	兵庫大学短期大学部専任教員選考規程第 7 条に助手の資格について規定している。	3-2 4-2
第 27 条	○	教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するための適当な空地を有している	2-5
第 27 条の 2	○	校舎と同一の敷地内に運動場及びテニスコートを有している。	2-5
第 28 条	○	設置基準を満たす校舎等施設を有している。	2-5
第 29 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を整備し、適切な人員体制を備えている。	2-5
第 30 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 31 条	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 32 条	—	附属施設の必要な学科の設置がないため該当しない。	2-5
第 33 条	○	学科の種類、教員数及び学生数に応じた必要な種類及び数の機械、	2-5

兵庫大学短期大学部

		機器、標本を備えている。	
第 33 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 33 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 34 条	○	短期大学及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしい適切なものである。	1-1
第 35 条	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	1-2
第 35 条の 2	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	2-1
第 35 条の 3	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	3-2
第 35 条の 4	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	4-1
第 35 条の 5	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	3-2
第 35 条の 6	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	2-5
第 35 条の 7	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	3-1
第 35 条の 8	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	4-2
第 35 条の 9	—	専門職学科を設置していないため該当しない。	2-5
第 36 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2
第 37 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 38 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 39 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2 4-2
第 40 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 41 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 42 条	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 51 条	—	外国に学科その他組織を設置していないため該当しない。	1-2
第 52 条	—	現在、段階的な整備に該当する事例はないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	学則第 33 条、兵庫大学短期大学部履修規程第 12 条、兵庫大学短期大学部学位規程第 3 条に規定している。	3-1
第 10 条	○	兵庫大学短期大学部学位規程第 2 条に規定している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	兵庫大学短期短期大学部学位規程に規定している。	3-1

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

兵庫大学短期大学部

	状況		基準項目
第 24 条	○	建学の精神及び寄附行為に基づき、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、設置学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。 また、「学校法人睦学園 兵庫大学・兵庫大学短期大学部ガバナンス・コード」を定め、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人の関係者に対し特別の利益は与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条寄附行為の備置き及び閲覧について規定し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に規定し、定められた定数を満たしている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 19 条及び理事会会議規則に規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条から第 16 条に、理事長の職務、監事の職務等（役員の職務）について規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条に理事の選任、第 7 条に監事の選任について規定し適切に選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に役員の兼業禁止について規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に役員の補充について規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 22 条に評議員会について規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 24 条に諮問事項について規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 25 条に評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 26 条に評議員の選任について規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法の規定するところにより、役員の学校法人に対する損害賠償責任について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法の規定するところにより、役員の第三者に対する損害賠償責任について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は職務において、第三者に対して損害を与えた場合は、連帯して責任を負う。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法令に基づいて読み替え、適正に遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条に寄附行為の変更の認可等について規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 35 条に予算及び事業計画並びに事業に関する中長期的な計画について規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条第 2 項に規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条に財産目録の備付け及び閲覧について規定してい	5-1

兵庫大学短期大学部

		る。	
第 48 条	○	寄附行為第 40 条及び学校法人睦学園役員等の報酬規則に役員の報酬等について規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条に会計年度について規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条に情報の公表について規定している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 「該当しない」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

兵庫大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人睦学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	兵庫大学・兵庫大学短期大学部大学案内 2024	
【資料 F-3】	短期大学学則（紙媒体）	
	兵庫大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023 年度入試解説ブック ・ 令和 5（2023）年度入学者選抜要綱（指定校推薦入試） ・ 令和 5（2023）年度入学者選抜要綱（附属高校入試） ・ 2024 年度入試解説ブック 	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 5（2023）年度学生便覧「Campus Guide」	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 5（2023）年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4（2022）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公式ホームページ 「交通アクセス」 ・ 公式ホームページ 「キャンパスマップ」 	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人睦学園 例規集（目次のみ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睦学園役員名簿 ・ 睦学園評議員名簿 ・ 理事会・評議員会開催状況 	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度） ・ 監事監査報告書（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度） 	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5（2023）年度授業計画「シラバス」 ・ 令和 5（2023）年度学生便覧「Campus Guide」※ 	※は【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 6（2024）年度教育方針	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

兵庫大学短期大学部

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	兵庫大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	宗教教育ガイドブック「ぶんどりーか」令和5年度版	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	兵庫大学短期大学部教授会規則	
【資料 1-2-2】	兵庫大学等大学運営会議規程	
【資料 1-2-3】	理事会業務委任規則	
【資料 1-2-4】	令和5(2023)年度新入生オリエンテーション日程	
【資料 1-2-5】	令和5(2023)年度学生便覧「Campus Guide」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-6】	令和5(2023)年度シラバス「宗教と人生」	
【資料 1-2-7】	令和5(2023)年度シラバス「保育・教職実践演習(幼稚園)」	
【資料 1-2-8】	令和6(2024)年度教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-9】	公式ホームページ「教育の基本方針」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html	
【資料 1-2-10】	公式ホームページ「学則」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/gakusoku.html	
【資料 1-2-11】	看話集「思惟(しゆい)」	
【資料 1-2-12】	睦学園ランドデザイン2030	
【資料 1-2-13】	令和5(2023)年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-14】	令和6(2024)年度教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-15】	兵庫大学短期大学部組織規程	
【資料 1-2-16】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部組織表	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	公式ホームページ「教育の基本方針」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 2-1-2】	令和6(2024)年度教育方針	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-3】	2024年度入試解説ブック (p.10)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	2024年度入試解説ブック (p.39)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	兵庫大学短期大学部事務分掌規程	
【資料 2-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学生募集・入試制度検討委員会規程	
【資料 2-1-7】	兵庫大学短期大学部入試委員会規程	
【資料 2-1-8】	兵庫大学短期大学部教授会規則	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 2-1-9】	令和5(2023)年度入学者に係る学生募集の結果(速報)(pp.19~29)	
【資料 2-1-10】	令和5(2023)年度入学者に係る学生募集の結果(速報)(pp.33~46)	【資料 2-1-9】と同じ
【資料 2-1-11】	令和5(2023)年度入学時調査集計報告	
【資料 2-1-12】	令和4(2022)年度実施「進路探究塾」チラシ	
【資料 2-1-13】	令和5(2023)年度入学者に係る学生募集の結果(速報)(p.45)	【資料 2-1-9】と同じ

兵庫大学短期大学部

2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 5 (2023) 年度入学予定者対象フォローアッププログラムのご案内	
【資料 2-2-2】	入学前教育プログラム「サンキュー♡サブプリ+」について	
【資料 2-2-3】	令和 5 (2023) 年度シラバス 「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」	
【資料 2-2-4】	令和 5 (2023) 年度フレッシュマンセミナースケジュール	
【資料 2-2-5】	兵庫大学短期大学部教務委員会規程	
【資料 2-2-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学科長会議規程	
【資料 2-2-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教職センター規程	
【資料 2-2-8】	学習支援オフィス規程	
【資料 2-2-9】	教学情報システム「Campuslink」 https://kyougaku.hyogo-dai.ac.jp/portalv2/	
【資料 2-2-10】	教育支援システム「manaba」 https://hu.manaba.jp/local/login	
【資料 2-2-11】	学生支援データベースシステム「HUsystem」	
【資料 2-2-12】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-13】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-14】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部障がい学生支援のガイドライン	
【資料 2-2-15】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における合理的配慮の提供についての実施基準	
【資料 2-2-16】	サポート依頼確認書	
【資料 2-2-17】	障がい学生支援オフィス購入機器一覧	
【資料 2-2-18】	兵大「学びのカルテ」	
【資料 2-2-19】	令和 4 年度教育懇談会実施結果	
【資料 2-2-20】	教学マネジメント支える IR 体制の構築に向けた WG 報告書	
【資料 2-2-21】	学生面談システムの導入・実施について	
【資料 2-2-22】	入学年度別退学者・除籍者数調べ	
【資料 2-2-23】	令和 4 (2022) 年度第 4 回～第 5 回教育改革推進会議議事録	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	兵庫大学短期大学部事務分掌規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 2-3-2】	エビデンス集(データ編)：表 2-4 就職相談室等の状況	
【資料 2-3-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部就職推進委員会規程	
【資料 2-3-4】	令和 5 (2023) 年度シラバス 「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-3-5】	令和 4 年度(2023 年 3 月卒業者)就職支援について (pp.5～6)	
【資料 2-3-6】	サンキュー♡サブプリ+について	
【資料 2-3-7】	令和 4 年度(2023 年 3 月卒業者)就職支援について (p.11)	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 2-3-8】	令和 5 年度 I 期教職センター各種講座	
【資料 2-3-9】	教職・学習支援センター 利用者数一覧(2022 年度)(大短共通)	
【資料 2-3-10】	令和 4 (2022) 年度学科による公務員試験対策の取組み	
【資料 2-3-11】	仏教系幼稚園・保育所就職予定者に対する就職前教育 実施結果について	
【資料 2-3-12】	障がい学生支援オフィスの開設について	
【資料 2-3-13】	エビデンス集(データ編)：表 2-5 就職の状況(過去 3 年間)	
【資料 2-3-14】	エビデンス集(データ編)：表 2-6 進路先の状況(前年度実績)	
2-4. 学生サービス		

兵庫大学短期大学部

【資料 2-4-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	エビデンス集（データ編）：表 2-8 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【資料 2-4-3】	課外活動紹介冊子（JOIN A CLUB）	
【資料 2-4-4】	令和 4 年度ボランティア活動一覧	
【資料 2-4-5】	エビデンス集（データ編）：表 2-7 短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【資料 2-4-6】	令和 5 年度奨学金のしおり	
【資料 2-4-7】	兵庫大学短期大学部学納金納付規程	
【資料 2-4-8】	令和 5（2023）年度学生便覧「Campus Guide」「なんでも相談コーナー」（p.22）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-9】	カウンセリング紹介チラシ	
【資料 2-4-10】	2022 年度学科別カウンセリング集計表（短大）	
【資料 2-4-11】	令和 4（2022）年度兵庫大学短期大学部障がい学生支援オフィス月別相談・面談回数	
【資料 2-4-12】	令和 4（2022）年度障がい学生支援オフィス学外機関連携回数	
【資料 2-4-13】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-14】	エビデンス集（データ編）：表 2-9 学生相談室、保健室等の状況	
【資料 2-4-15】	2022 年度健康管理センター利用状況	
【資料 2-4-16】	入学手続き時の健康アンケート	
【資料 2-4-17】	公式ホームページ「スクールパス」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/access.html	【資料 F-8】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	エビデンス集（データ編）：共通基礎データ様式 1	
【資料 2-5-2】	学校法人睦学園学校施設耐震化状況及び耐震化計画について	
【資料 2-5-3】	施設の維持、管理等に関する保守及び業務委託先一覧表	
【資料 2-5-4】	兵庫大学図書館 2023 年度開館カレンダー	
【資料 2-5-5】	2022 年度図書館入館者年間集計表	
【資料 2-5-6】	図書館利用ガイド	
【資料 2-5-7】	兵庫大学附属図書館規程	
【資料 2-5-8】	兵庫大学図書館ラーニングコモンズについて	
【資料 2-5-9】	コンピュータの整備状況	
【資料 2-5-10】	パソコン・ネットワーク利用ガイド	
【資料 2-5-11】	学内 LAN 配線図	
【資料 2-5-12】	「地域医療福祉研修センター」リーフレット	
【資料 2-5-13】	バリアフリーの状況	
【資料 2-5-14】	受講者数一覧表	
【資料 2-5-15】	兵庫大学バリアフリー化計画	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2022 年度授業アンケート結果	
【資料 2-6-2】	授業運営に関する意見書	
【資料 2-6-3】	授業運営に関する意見書提出時の対応手順	
【資料 2-6-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学業成績開示に係る取扱要領	
【資料 2-6-5】	令和 4（2022）年度在学生アンケート調査集計報告	
【資料 2-6-6】	令和 4（2022）年度卒業時アンケート調査集計報告	
【資料 2-6-7】	令和 4（2022）年度卒業生アンケート調査報告書	
【資料 2-6-8】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における合理的配慮の提供についての実施基準	【資料 2-2-15】と同じ

兵庫大学短期大学部

【資料 2-6-9】	2022 年度健康管理センター講演会チラシ	
【資料 2-6-10】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「なんでも相談コーナー」 (p.22)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-6-11】	令和 4 (2022) 年度在学生アンケート調査集計報告	【資料 2-6-5】 と同じ
【資料 2-6-12】	令和 4 (2022) 年度卒業時アンケート調査集計報告	【資料 2-6-6】 と同じ
【資料 2-6-13】	令和 4 年度教育懇談会実施結果	【資料 2-2-19】 と同じ
【資料 2-6-14】	令和 4 (2022) 年度「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」実施報告	
【資料 2-6-15】	令和 4 (2022) 年度「明日の兵庫大学・兵庫大学短期大学部を考える会」参加学生からの提案に対する大学対応	
【資料 2-6-16】	障がい学生支援オフィス購入機器一覧	【資料 2-2-17】 と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	公式ホームページ「教育の基本方針」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/policy.html	【資料 1-2-9】 と同じ
【資料 3-1-2】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「三つの方針 (ポリシー) について」 (巻頭ページ)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-3】	令和 6 (2024) 年度教育方針	【資料 F-13】 と同じ
【資料 3-1-4】	兵庫大学短期大学部学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 3-1-5】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 兵庫大学短期大学部履修規程 (pp.129~131)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ホームページ (シラバス検索) https://kyougaku.hyogo-dai.ac.jp/ext_syllabus/	
【資料 3-1-7】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「入学前の既修得単位の認定」 (p.127)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-8】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「GPA 制度」 (p.65)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-1-9】	令和 5 年度奨学金のしおり	【資料 2-4-6】 と同じ
【資料 3-1-10】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部優秀学生表彰規程	
【資料 3-1-11】	兵庫大学短期大学部学位規程	
【資料 3-1-12】	兵庫大学短期大学部履修規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「三つの方針 (ポリシー) について」 (巻頭ページ)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-2】	令和 6 (2024) 年度教育方針	【資料 F-13】 と同じ
【資料 3-2-3】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「カリキュラムマップ」 (巻頭ページ)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-4】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「カリキュラムツリー」 (巻頭ページ)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-5】	令和 5 (2023) 年度学生便覧「Campus Guide」 「授業科目のナンバリングについて」 (巻頭ページ)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 3-2-6】	シラバスの作成について - 記入要領/項目解説 -	
【資料 3-2-7】	兵庫大学短期大学部履修規程	
【資料 3-2-8】	兵庫大学共通教育機構運営委員会規程	
【資料 3-2-9】	授業アンケートに対する担当教員のコメント	
【資料 3-2-10】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞に関する規程	
【資料 3-2-11】	2022 年度 FD・SD 研修会実施結果	
【資料 3-2-12】	令和 3 (2021) 年度プレイスメントテスト、アチーブメントテスト受験結果	

兵庫大学短期大学部

【資料 3-2-13】	令和 5 (2023) 年度シラバス 「学び発見ゼミ」「学び探究ゼミ」「学び応用ゼミ」	【資料 2-2-3】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部アセスメントポリシー	
【資料 3-3-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教育改革推進会議規程	
【資料 3-3-3】	教学説明会資料	
【資料 3-3-4】	学びの見える化宣言	
【資料 3-3-5】	学生面談システムの導入・実施について	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 3-3-6】	2022 年度授業アンケート結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-7】	授業アンケートに対する担当教員のコメント	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 3-3-8】	令和 5 (2023) 年度入学時調査集計報告	【資料 2-1-11】と同じ
【資料 3-3-9】	兵大「学びのカルテ」	【資料 2-2-18】と同じ
【資料 3-3-10】	ディプロマ・サプリメント	
【資料 3-3-11】	外部アセスメントテスト (PROG) 解説会資料 (学生対象)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	兵庫大学短期大学部組織規程	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 4-1-2】	兵庫大学等大学運営会議規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-1-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教育改革推進会議規程	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 4-1-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 IR 推進室規程	
【資料 4-1-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部副学長に関する規程	
【資料 4-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学長補佐に関する規程	
【資料 4-1-7】	兵庫大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-8】	兵庫大学短期大学部教授会規則	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-9】	兵庫大学短期大学部学生懲戒手続規程	
【資料 4-1-10】	兵庫大学短期大学部事務分掌規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 4-1-11】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部組織表	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 4-1-12】	令和 5 (2023) 年度 兵庫大学・兵庫大学短期大学部 各種委員会等一覧	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	兵庫大学短期大学部専任教育職員選考規程	
【資料 4-2-2】	兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則	
【資料 4-2-3】	兵庫大学等特別任用教員規則	
【資料 4-2-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部専任教育職員の新規採用に関する手続きについて	
【資料 4-2-5】	兵庫大学短期大学部専任教育職員の昇任候補者選出に関する内規	
【資料 4-2-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程	
【資料 4-2-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部グッド・プラクティス賞に関する規程	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 4-2-8】	2022 年度 FD・SD 研修会実施結果	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-2-9】	令和 5 (2023) 年度新任教職員研修の開催について	
【資料 4-2-10】	外部アセスメントテスト (PROG) 報告会資料 (教職員対象)	
【資料 4-2-11】	2022 年度「教職員カフェ」実施結果	
【資料 4-2-12】	2022 年度授業公開 (授業参観) 実施結果について	
【資料 4-2-13】	FD・SD NewsLetter No13、No14	
【資料 4-2-14】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教員評価規程	

兵庫大学短期大学部

【資料 4-2-15】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教員評価制度実施要領	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD オフィス規程	【資料 4-2-6】 と同じ
【資料 4-3-2】	令和 4 年度事務職員研修について（通知）	
【資料 4-3-3】	学外研修会参加者一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部学修基盤センター規程	
【資料 4-4-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部先進教育センター規程	
【資料 4-4-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部附属総合科学研究所規程	
【資料 4-4-4】	実践食育研究センター規程	
【資料 4-4-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における適正な研究活動に関する規程	
【資料 4-4-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験規程	
【資料 4-4-8】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-12】 と同じ
【資料 4-4-9】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部個人研究費規程	
【資料 4-4-10】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部プロジェクト経費(教育推進・研究推進)助成規程	
【資料 4-4-11】	個人研究費傾斜配分について（通知）	
【資料 4-4-12】	科研費の申請数と採択数	
【資料 4-4-13】	学校法人睦学園研究員規則	
【資料 4-4-14】	令和 3 年度研究環境及び科研費申請支援等に関するアンケート（結果）	
【資料 4-4-15】	兵庫大学短期大学部「研究集録」編集委員会規程	
【資料 4-4-16】	教員業績プロ https://hgur1.acoffice.biz/hgdap/P300	
【資料 4-4-17】	リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修受講	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人睦学園寄附行為	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-1-2】	理事会業務委任規則	【資料 1-2-3】 と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人睦学園組織規則	
【資料 5-1-4】	就業規則（加古川団地）	
【資料 5-1-5】	学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則	
【資料 5-1-6】	個人番号及び特定個人情報取扱規則	
【資料 5-1-7】	学校法人睦学園公益通報等に関する規則	
【資料 5-1-8】	学校法人睦学園公式ホームページ「情報公開」 http://www.mutsumi-gakuen.ac.jp/org/report.html	
【資料 5-1-9】	公式ホームページ「情報公開」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/kouhyou.html	
【資料 5-1-10】	学校法人睦学園常任理事会会議規則	
【資料 5-1-11】	拡大常任理事会に関する申し合わせ	
【資料 5-1-12】	学校法人睦学園経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）	
【資料 5-1-13】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-12】 と同じ
【資料 5-1-14】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程	
【資料 5-1-15】	令和 4 年度人権教育推進委員会活動実績について（報告）	

兵庫大学短期大学部

【資料 5-1-16】	令和 5 年度人権教育推進委員会活動方針について（報告）	
【資料 5-1-17】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 2-4-13】と同じ
【資料 5-1-18】	ハラスメントの防止等に関するガイドライン	
【資料 5-1-19】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程	
【資料 5-1-20】	危機管理ガイドライン	
【資料 5-1-21】	公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する特設ページ」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/emergency/coronavirus.html	
【資料 5-1-22】	兵庫大学等防災管理規程	
【資料 5-1-23】	令和 4 年度 防災訓練の中止について	
【資料 5-1-24】	大地震対応マニュアル（ポケット版）	
【資料 5-1-25】	学内 AED 設置場所	
【資料 5-1-26】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部衛生委員会規程	
【資料 5-1-27】	ストレスチェック実施規則	
【資料 5-1-28】	薬品類の取り扱い、管理及び廃棄等に関する規程	
【資料 5-1-29】	毒劇物及び爆発物の管理マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人睦学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会会議規則	
【資料 5-2-3】	理事会業務委任規則	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 5-2-4】	理事会の開催状況（令和 4 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人睦学園常任理事会会議規則	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 5-2-6】	拡大常任理事会に関する申し合わせ	【資料 5-1-11】と同じ
【資料 5-2-7】	学校法人睦学園協議会規則	
【資料 5-2-8】	学校法人睦学園法人事務局事務組織規定	
【資料 5-2-9】	学校法人睦学園法人事務局事務分掌規定(第 2 号)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	「第 16 回進睦 610 会」学園の現況と展望	
【資料 5-3-2】	月例懇話会に関する申し合わせ	
【資料 5-3-3】	評議員会の開催状況（令和 4 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人睦学園監事監査規則	
【資料 5-3-5】	令和 4（2022）年度監事による業務監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人睦学園兵庫大学・兵庫大学短期大学部ガバナンス・コード	
【資料 5-3-7】	ガバナンス・コード適合状況チェック表	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人睦学園経営改善計画（平成 30 年度～平成 34 年度）	【資料 5-1-12】と同じ
【資料 5-4-2】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 5-4-3】	エビデンス集（データ編）：表 5-1 財務情報の公表（前年度実績）	
【資料 5-4-4】	エビデンス集（データ編）：表 5-2 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【資料 5-4-5】	エビデンス集（データ編）：表 5-3 事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【資料 5-4-6】	エビデンス集（データ編）：表 5-4 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【資料 5-4-7】	エビデンス集（データ編）：表 5-5 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人睦学園経理規則	

兵庫大学短期大学部

【資料 5-5-2】	学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則	
【資料 5-5-3】	学校法人睦学園稟議規則	
【資料 5-5-4】	学校法人睦学園資産の運用に関する取扱規則	
【資料 5-5-5】	令和 4 (2022) 年度監事による業務監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-6】	令和 4 (2022) 年度独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-7】	令和 4 (2022) 年度監査結果説明書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	兵庫大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領（令和 5 年度実施版）	
【資料 6-1-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証規程	
【資料 6-1-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-5】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部教育改革推進会議規程	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部研究推進会議規程	
【資料 6-1-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部業務推進会議規程	
【資料 6-1-8】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部地域連携推進会議規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	公式ホームページ「大学評価」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_index.html	
【資料 6-2-2】	令和 5 (2023) 年度入学時調査集計報告	【資料 2-1-11】と同じ
【資料 6-2-3】	令和 4 (2022) 年度在学生アンケート調査集計報告	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 6-2-4】	令和 4 (2022) 年度卒業時アンケート調査集計報告	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 6-2-5】	令和 4 (2022) 年度卒業生アンケート調査報告書	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 6-2-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 IR 推進委員会規程	
【資料 6-2-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 IR 推進室規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 6-2-8】	令和 4 年度第 1 回教育改革推進会議議事録	
【資料 6-2-9】	学生支援データベースシステム「HUsystem」	【資料 2-2-11】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部内部質保証実施要領（令和 5 年度実施版）	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-3-2】	令和 4 (2022) 年度事業計画（重点施策）の進捗状況（概要）	
【資料 6-3-3】	令和 4 (2022) 年度自己点検・評価書	
【資料 6-3-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部アセスメントポリシー	【資料 3-3-1】と同じ

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携の方針と組織体制		
【資料 A-1-1】	大学方針（平成 20 年 7 月）	
【資料 A-1-2】	Vision2024（第 3 次中期計画）	
【資料 A-1-3】	睦学園グランドデザイン 2030	【資料 1-2-12】同じ
【資料 A-1-4】	兵庫大学 令和 3 (2021) 年度 地域連携活動報告書	
【資料 A-1-5】	公式ホームページ「地域連携・生涯学習」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/social/	
【資料 A-1-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部社会連携オフィス規程	
【資料 A-1-7】	兵庫大学エクステンション・カレッジ規程	
【資料 A-1-8】	兵庫大学ボランティアセンター規程	

兵庫大学短期大学部

【資料 A-1-9】	2022 年度「キッズガーデン in 兵庫大学短期大学部」チラシ	
【資料 A-1-10】	兵庫大学 令和 3 (2021) 年度 地域連携活動報告書「地域との連携による子育て支援」(pp.20~21)	【資料 A-1-4】と同じ
【資料 A-1-11】	公式ホームページ「協働のまちづくり市民会議×熟議」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/jukugi/	
【資料 A-1-12】	「協働のまちづくり市民会議×熟議 2022」報告書	
A-2. 地域社会との連携活動		
【資料 A-2-1】	「かこがわハートフルフェスタ 2022」チラシ	
【資料 A-2-2】	兵庫大学 令和 3 (2021) 年度 地域連携活動報告書「マリンピア博 未来につなぐ SDGs」(pp.26~27)	【資料 A-1-4】と同じ
【資料 A-2-3】	エクステンション・カレッジ令和 5 年度前期講座案内	
【資料 A-2-4】	「兵庫大学保育士等のキャリアアップ研修」チラシ (令和元年度~令和 3 年度)	
【資料 A-2-5】	第 58 回兵庫大学大学祭聚萌祭 (しゅうほうさい) ご招待	
【資料 A-2-6】	第 5 回 PBL グランプリの実施について	
【資料 A-2-7】	第 5 回 PBL グランプリ本選会 開催結果	
【資料 A-2-8】	HYOGO UNIVERSITY VOLUNTEER CENTER REPORT 2021	
【資料 A-2-9】	令和 4 年度ボランティア活動一覧	【資料 2-4-4】と同じ
【資料 A-2-10】	高等学校との連携資料	
【資料 A-2-11】	公式ホームページ「アカデミックレクチャー」 https://www.hyogo-dai.ac.jp/social/academic/	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。